



羅臼町地域防災計画

【資料編】

平成31年1月
羅臼町防災会議

目 次

羅臼町地域防災計画【資料編】

資料 1	羅臼町防災会議条例	1
資料 2	羅臼町災害対策本部条例	4
資料 3	羅臼町災害発生記録	5
資料 4	地区別指定避難場所等一覧	16
資料 5	福祉避難所一覧（協定締結施設）	20
資料 6	羅臼町避難行動要支援者避難支援全体計画	21
資料 7	災害情報等報告取扱要領	42
資料 8	水防区域一覧	51
資料 9	高波、高潮、津波等危険区域一覧	52
資料 1 0	土砂災害危険箇所、警戒及び特別警戒区域一覧	55
資料 1 1	急傾斜地崩壊危険区域一覧	75
資料 1 2	山地災害危険地区一覧	76
資料 1 3	砂防指定地一覧	116
資料 1 4	避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）	125
資料 1 5	避難所設置及び収容状況（様式 1）	143
資料 1 6	被災者救出状況記録簿（様式 2）	144
資料 1 7	公用令書等	145
資料 1 8	自衛隊災害派遣部隊出動要請（様式 1）	151
資料 1 9	自衛隊災害派遣部隊撤収要請（様式 2）	152
資料 2 0	自衛隊災害派遣要求事由書（別紙）	153
資料 2 1	ヘリコプター離着陸可能地点一覧	154
資料 2 2	ヘリコプター着陸可能地選定条件	155
資料 2 3	医療救護所一覧	157

資料 2 4	町内・町外医療機関一覧、医療薬品取扱機関	158
資料 2 5	救護班活動状況（様式 1）	160
資料 2 6	診療所医療実施状況（様式 2）	161
資料 2 7	助産台帳（様式 3）	162
資料 2 8	輸送記録簿	163
資料 2 9	炊き出し給与状況	164
資料 3 0	飲料水の供給簿	165
資料 3 1	被災世帯調査表（様式 1）	166
資料 3 2	物資購入（配分）計画表（様式 2）	167
資料 3 3	物資受払簿（様式 3）	168
資料 3 4	物資給与及び受領書（様式 4）	169
資料 3 5	応急仮設住宅台帳（様式 1）	170
資料 3 6	住宅応急修理記録簿（様式 2）	171
資料 3 7	障害物除去の状況（様式 1）	172
資料 3 8	学用品の給与状況（様式 1）	173
資料 3 9	羅臼町内指定文化財一覧	174
資料 4 0	遺体の搜索状況記録簿（様式 1）	175
資料 4 1	遺体処理台帳（様式 2）	176
資料 4 2	埋葬処理台帳（様式 3）	177
資料 4 3	人夫雇上げ台帳（様式 1）	178
資料 4 4	羅臼町内危険物施設一覧	179
資料 4 5	応急金融大綱	181
資料 4 6	羅臼町耐震改修促進計画	195
資料 4 7	気象庁震度階級関連解説表	239

防災協定書

- 協定 1 根室海上保安部及び羅臼海上保安署と根室北部消防事務組合との船舶消火に関する業務協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
昭和 5 8 年 9 月 2 2 日締結（根室海上保安部、羅臼海上保安署、根室北部消防事務組合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 242
- 協定 2 北海道広域消防相互援助協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
平成 3 年 3 月 1 9 日締結（7 2 市町及び一部事務組合）・・・・・・・・・・・・・・・・ 245
- 協定 3 災害時の医療救護活動に関する協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
平成 8 年 7 月 1 6 日締結（根室市外三郡医師会）・・・・・・・・・・・・・・・・ 249
- 協定 4 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目・・・・・・・・・・・・・・・・ 251
- 協定 5 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
平成 1 4 年 3 月 1 8 日締結（釧路歯科医師会）・・・・・・・・・・・・・・・・ 260
- 協定 6 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書実施細目・・・・・・・・・・・・・・・・ 263
- 協定 7 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定・・・・・・・・・・・・・・・・
平成 2 0 年 6 月 1 0 日締結（北海道、道内 1 8 0 市町村）・・・・・・・・ 272
- 協定 8 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目・・ 276
- 協定 9 北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・
平成 2 2 年 5 月 2 8 日締結（北海道開発局）・・・・・・・・・・・・・・・・ 279
- 協定 1 0 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書・・・・・・・・・・・・・・・・
平成 2 2 年 1 0 月 1 3 日締結（北海道コカ・コーラボトリング株式会社）・・ 281
- 協定 1 1 災害等の発生時における羅臼町と北海道エルピーガス災害対策協議会の・・・
応急・復旧活動の支援に関する協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
平成 2 2 年 1 1 月 2 4 日締結（北海道エルピーガス災害対策協議会）・・ 283
- 協定 1 2 羅臼町公共・土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定書・・・・
平成 2 3 年 4 月 1 日締結（羅臼町建設業協会）・・・・・・・・・・・・・・・・ 286
- 協定 1 3 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書・・・・・・・・・・・・・・・・
平成 2 5 年 2 月 1 8 日締結（釧根地方石油業協同組合）・・・・・・・・ 288

協定 1 4	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	293
	平成 2 5 年 2 月 1 8 日締結（北海道エネルギー株式会社根室販売支店羅臼 S S）	
協定 1 5	津波時における建築物の一時使用に関する協定書	298
	平成 2 5 年 2 月 1 9 日締結（ホテル峰の湯）	
協定 1 6	津波時における建築物の一時使用に関する協定書	300
	平成 2 5 年 2 月 1 9 日締結（らうす第一ホテル）	
協定 1 7	大規模停電時における一時避難場所としての使用に関する協定書	302
	平成 2 5 年 2 月 1 9 日締結（ホテル峰の湯）	
協定 1 8	大規模停電時における一時避難場所としての使用に関する協定書	304
	平成 2 5 年 2 月 1 9 日締結（らうす第一ホテル）	
協定 1 9	災害時の医療救護活動に関する協定書	306
	平成 2 5 年 2 月 2 0 日締結（社会医療法人孝仁会）	
協定 2 0	北海道総合行政情報ネットワークの管理運営に関する協定	308
	平成 2 5 年 4 月 1 日締結（北海道）	
協定 2 1	根室管内 5 市町防災基本協定	310
	平成 2 5 年 8 月 2 3 日締結（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）	
協定 2 2	災害発生時における羅臼町と羅臼町内郵便局の協力に関する協定	314
	平成 2 6 年 3 月 3 1 日締結（羅臼町内郵便局）	
協定 2 3	災害発生時における要支援者等の福祉避難所の指定に関する協定書	316
	平成 2 6 年 1 0 月 2 7 日締結（有限会社 M & Y）	
協定 2 4	災害発生時における要支援者等の福祉避難所の指定に関する協定書	319
	平成 2 6 年 1 0 月 2 7 日締結（社会福祉法人優秋会）	
協定 2 5	緊急時における輸送業務に関する協定書	322
	平成 2 6 年 1 1 月 1 2 日締結（釧根地区トラック協会中標津支部）	
協定 2 6	災害時協力協定書	326
	平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日締結（北海道電気保安協会）	

協定 27	災害時における協定書	平成 27 年 10 月 5 日締結 (社会医療法人孝仁会知床らうす国民健康保険診療所及び社会福祉法人優秋会)	328
協定 28	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	平成 28 年 12 月 8 日締結 (DCMホームック株式会社)	330
協定 29	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	平成 28 年 12 月 8 日締結 (株式会社ホームックニコット)	335
協定 30	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	平成 28 年 12 月 28 日 (生活協同組合コープさっぽろ)	340
協定 31	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	平成 29 年 2 月 9 日締結 (株式会社セコマ)	348
協定 32	災害時における海上輸送体制の確保に関する協定書	平成 29 年 3 月 1 日締結 (知床羅臼遊漁釣り部会)	352
協定 33	災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書	平成 29 年 3 月 1 日 (知床羅臼観光船協議会)	355
協定 34	災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書	平成 29 年 3 月 1 日 (羅臼漁業協同組合)	361
協定 35	災害時における生活物資の調達等に関する協定書	平成 29 年 3 月 1 日 (羅臼町商工会)	364
協定 36	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	平成 29 年 3 月 17 日 (株式会社ツルハ)	368
協定 37	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	平成 29 年 3 月 17 日 (株式会社ヤマモトファーマシー)	372
協定 38	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	平成 29 年 4 月 17 日 (日立建機日本株式会社)	376
協定 39	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	平成 29 年 4 月 17 日 (株式会社共成レンテム)	381

協定 4 0	災害時における海上輸送体制の確保に関する協定書	386
	平成 2 9 年 4 月 2 7 日 (小針土建株式会社)	
協定 4 1	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	389
	平成 2 9 年 5 月 1 2 日 (株式会社カナモト)	
協定 4 2	災害時における物資供給等防災に関する協力協定	394
	平成 2 9 年 5 月 2 5 日 (王子コンテナ株式会社釧路工場)	
協定 4 3	災害時における飲料・食糧の調達に関する協定書	400
	平成 2 9 年 6 月 3 0 日 (大塚製薬株式会社)	
協定 4 4	災害時における物資輸送等に関する協定書	406
	平成 2 9 年 7 月 2 0 日 (ヤマト運輸株式会社)	
協定 4 5	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	412
	平成 2 9 年 9 月 2 7 日 (株式会社ゼンリン)	

資料1 羅臼町防災会議条例

羅臼町防災会議条例

昭和38年3月1日条例第21号

改正

昭和56年3月16日条例第6号

平成12年2月17日条例第11号

平成12年3月15日条例第38号

平成24年9月13日条例第17号

羅臼町防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、羅臼町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 羅臼町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

羅臼地域防災計画【資料編】

- (1) 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 根室北部消防事務組合羅臼消防署長
 - (7) 根室北部消防事務組合羅臼消防団長
 - (8) 指定公共機関及び関係機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の総数は、20人以内とする。
- 7 第5項各号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。
- (専門委員)
- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係地方行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。
- (費用の弁償)
- 第5条 委員の報酬及び費用弁償額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第2号）の定めるところによる。
- (補則)
- 第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

羅臼地域防災計画【資料編】

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月16日条例第6号）

この条例は、公布の日より施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（平成12年2月17日条例第11号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月15日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月13日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（新委員の任期に関する経過措置）

2 この条例の施行の日以後、新たに任命することとなる改正後の羅臼町防災会議条例第3条第5項第9号及び、第10号並びに同項第1号から第8号までの委員で新たに任命された委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、現在任命されている同条第5項第1号から第8号までの委員の任期と同一とする。

資料2 羅臼町災害対策本部条例

羅臼町災害対策本部条例

昭和38年3月1日条例第22号

改正

平成15年3月14日条例第11号

平成24年9月13日条例第18号

羅臼町災害対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき羅臼町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班設置)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。また、必要に応じて副班長を置くことができる。

4 班長は、班の事務を掌理し、副班長は班長を補佐する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月14日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月13日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

羅臼地域防災計画【資料編】

資料3 羅臼町災害発生記録

年 月 日	種 別	被 害 状 況
昭和 29 年 5 月 10 日	暴 風 雨	死者行方不明 40 名、災害救助法適用される 住家全半壊 112 戸、漁船 87 隻損流出
昭和 34 年 4 月 6 日	突 風	漁船 16 隻沈没、死者行方不明者 89 人
昭和 36 年 1 月 5 日	暴 風 雪	住家 82 戸全半壊 災害救助法発令
昭和 40 年 9 月 9 日	台 風	住家流失 4 戸、半壊 3 戸 床上、床下浸水 45 戸 漁船沈没、破損 20 隻 橋流出 2 ヲ所
昭和 44 年 9 月 27 日	強 風	漁船流出 12 隻、破損 33 隻
昭和 45 年 1 月 14 日	暴 風 雨	住家全半壊 15 戸、漁船破損 7 隻
昭和 46 年 11 月 2 日	高潮集中 豪雨	漁船沈没 3 隻、破損 7 隻 土砂崩壊 5,000 m ³ 、干場流失 6,400 m ³
昭和 46 年 12 月 4 日	突 風	住家全半壊 6 戸、一部破損 10 戸 非住家全半壊 24 戸、一部破損 34 戸 漁船流失 4 隻、破損 30 隻
昭和 47 年 9 月 15 日	暴 風 雨 台風 20 号	死者 3 名、住家全半壊 5 戸 床上、床下浸水 110 戸 土木被害 39 ヲ所
昭和 54 年 10 月 19 日	台 風	住家全半壊 20 戸、非住家全半壊 36 戸 漁船沈没、流失 17 隻
昭和 55 年 3 月 11 日	暴 風 雪	住家半壊 8 戸、一部破損 104 戸 非住家全半壊 7 戸 漁船流失 3 隻、漁船破損 1 隻
昭和 56 年 10 月 4 日	台 風	死者 2 名、住家一部破損 1 戸 漁船流失 2 隻、破損 7 隻
昭和 56 年 10 月 23 日	暴 風 雨 台風 24 号	死者 2 名、住家全壊 1 戸 一部破損 1 戸、非住家全壊 1 戸 床上、床下浸水 10 戸 土木被害 6 ヲ所

羅臼地域防災計画【資料編】

年 月 日	種 別	被 害 状 況
昭和 63 年 10 月 30 日	暴風高潮	重傷 2 名、住家半壊 2 戸 一部破損 10 戸 床上、床下 12 戸 漁船流失、沈没 100 隻、破損 90 隻
平成 6 年 10 月 4 日	地 震 (東方沖地震)	22 時 23 分、根室半島沖 150 km (東方沖) を震源とする地震が発生。震度 5、マグニチュード 8.1。 軽傷 1 名、住家半壊 1 戸、一部破損 16 戸 漁船破損 26 隻、漁港破損 2 ヲ所 商業被害 43 件、工業被害 6 件 文教施設被害 6 件
平成 16 年 1 月 13 日 ～16 日	暴 風 雪 波 浪	漁船流出 1 隻、非住家全半壊 3 戸 非住家破損 11 戸
平成 16 年 2 月 23 日	暴 風 雪 雪 崩	軽傷 1 名、住家破損 6 戸、非住家破損 2 戸 文教施設 (公民館) 半壊 公共施設被害 147 件、住家破損 107 件
平成 16 年 4 月 20 日 ～22 日	強 風	非住家破損 128 件 その他 (自動車、アンテナ、看板等破損) 26 件
平成 16 年 5 月 18 日	岩盤崩落	道々 87 号知床公園羅臼線、北浜覆道相泊側出口で岩盤が崩落、翌月 23 日まで通行規制がとられたが被害等は無かった。
平成 16 年 11 月 29 日	地 震 (釧路沖地震)	3 時 32 分、釧路沖を震源とする地震が発生。震度 5 強、 マグニチュード 7.1。 文教施設被害 2 件
平成 16 年 12 月 6 日	地 震 (南東沖地震)	23 時 15 分、根室半島南東沖を震源とする地震が発生。震 度 5 強、マグニチュード 6.9。 文教施設被害 1 件
平成 17 年 9 月 8 日	暴 風 雨 台風 14 号	文教施設 3 件、公共施設 5 件 水産被害 1 件 被害総額 3,624 千円
平成 17 年 12 月 28 日 ～平成 18 年 1 月 4 日	高 波	住宅被害 13 件、非住家破損 82 件 漁業被害 (漁具 1 件、漁船 25 件、前浜侵食等 42 件) 68 件 その他 6 件 被害総額 22,290 千円
平成 18 年 4 月 21 日	大 雨	降水量 96.0 ㍉ 住宅被害 (床上浸水 2 件、床下浸水 2 件) 4 件

羅臼地域防災計画【資料編】

年 月 日	種 別	被 害 状 況
平成 18 年 10 月 7 日 ～9 日	大雨洪水 強風波浪 高 潮	住宅被害 12 件、非住家破損 109 件 漁業被害（漁具 30 件、漁船 20 件、前浜侵食等 51 件）101 件 その他 7 件 被害総額 553,607 千円
平成 18 年 11 月 15 日	津波警報	20 時 14 分 千島列島東方を震源とする地震が発生。 マグニチュード 7.9 を記録した。 20 時 29 分災害対策本部設置。 羅臼町は震度を観測しなかったが、オホーツク海、及び北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発令され、町民に対し避難勧告を発令し、約 1,300 人の町民が高台などへ避難したが、羅臼町で津波の観測はされず、根室市花崎港では 40 c m の津波が観測されたが、大きな被害には至らなかった。
平成 18 年 11 月 22 日 ～11 月 23 日	暴 風	住宅被害 2 件、公共施設 6 件 その他 4 件 被害総額 2,016 千円
平成 22 年 2 月 28 日 ～3 月 1 日	津波警報	チリ中部沿岸でマグニチュード 8.8. の巨大地震が発生し、津波が太平洋に向けて広く伝播した。気象庁は 28 日 9 時 33 分、北海道太平洋沿岸東部を含む全国の広い範囲に津波警報を発表した。 本町では、津波の観測及び、被害は発生しなかった。
平成 23 年 3 月 11 日	津 波	東北地方太平洋沖を震源とするマグニチュード 9.0. の地震が発生。北海道太平洋沿岸東部を含む、全国の広い範囲に大津波警報などが発表、全国各地で巨大な津波が観測され、甚大な被害が発生。 本町においては、約 160 人の町民が避難所などへ避難したが、幸い津波は観測されず、被害も発生しなかった。
平成 25 年 2 月 8 日～ 2 月 9 日	暴 風 雪	発達した低気圧により、暴風雪となり、国道 335 号羅臼町幌萌町～標津町伊茶仁間が通行止めとなる。 通行止め区間において、一時車両 20 台ほど立ち往生し、避難所として開設していた峯浜町コミュニティーセンターへ、車両 1 台、1 名避難。残りの車両は標津方面へ退避した。緑町公住では雪崩が発生し、車両 1 台が埋まった。 最大風速 18.8 m/s（北西） 最大瞬間風速 32.8m/s（北北西）

羅臼地域防災計画【資料編】

年 月 日	種 別	被 害 状 況
		衛生被害 1件 社会教育施設被害 1件 被害総額 526千円
平成25年3月2日～ 3月3日	暴風雪	発達した低気圧により晴天から暴風雪へと一変し、降雪を伴う暴風雪となり、国道335号羅臼町幌萌町～標津町伊茶仁間が通行止めとなる。 通行止め区間内の峯浜町コミュニティーセンターを避難所として開設し、車両1台、1名を収容。 この暴風雪により、道東のほとんどの国道、道道が通行止めとなり、中標津町では立ち往生により5名死亡 最大風速 18.4 m/s (北西) 最大瞬間風速 35.0 m/s (西北西) 羅臼町災害対策本部設置
平成25年4月8日～ 4月9日	暴風	低気圧の影響により、4月7日から暴風となり、一時は暴風警報が解除となったが、その後強まり、暴風が吹き荒れた。 最大風速 16.7 m/s (北西) 最大瞬間風速 33.8 m/s (北北西) 最大瞬間風速 (役場風速計) 42.6 m/s (北北西) 住家被害 一部破損 7棟 非住家被害 公共建物 全壊 1棟 公共建物 半壊 1棟 水産被害 共同利用施設 1箇所 その他 10箇所 公立文教施設被害 小学校 1箇所 社会教育施設被害 1箇所 社会福祉施設等被害 公立 1箇所 その他 7箇所 被害総額 3,026千円
平成26年2月16日 ～2月19日	暴風雪	低気圧が猛烈に発達し、道東全域が暴風雪に見舞われ、国道335号羅臼町幌萌町～標津町伊茶仁間は3日間通行止めになった。 最大風速 18.0 m/s (北西) 最大瞬間風速 36.4 m/s (北西) 最大瞬間風速 (松法町風速計) 54.8m/s (北西)

羅臼地域防災計画【資料編】

年 月 日	種 別	被 害 状 況
		住家被害 一部破損 41 棟 非住家被害 公共建物 半壊 3 棟 その他 半壊 5 棟 水産被害 漁船 1 隻 共同利用施設 1 箇所 商工被害 その他 2 件 公立文教施設被害 小学校 1 箇所 社会福祉施設等被害 公立 1 箇所 その他 3 計 被害総額 8,535 千円 羅臼町災害対策本部設置
平成 26 年 5 月 16 日 ～5 月 17 日	暴 風 波 浪	発達した低気圧の影響により暴風・波浪警報が発表となり、被害を受けた。 最大風速 12.3 m/s (北西) 最大瞬間風速 26.4 m/s (北北西) 水産被害 漁船 10 隻 その他施設 1 件 被害総額 13,100 千円
平成 26 年 8 月 10 日 ～8 月 11 日	大 雨 洪 水 台風 11 号	台風 11 号の接近により大雨 (浸水害・土砂災害)・洪水警報が発表となり、被害を受けた。 降水量 10 日 18:00～11 日 24:00 142.5mm 瀬石地区で土砂崩れ発生 (以北にて推定 30 件孤立) その他共栄町～相泊間において小規模な土砂崩れが数 10 件発生 住家被害 6 件 非住家被害 3 件 土木被害 8 件 水産被害 7 件 その他 2 件 被害総額 4,646 千円
平成 26 年 10 月 10 日 ～10 月 11 日	暴 風 波 浪	発達した低気圧の影響により暴風・波浪警報が発表となり、被害を受けた。 最大風速 18.1 m/s (北西) 最大瞬間風速 36.8 m/s (北西) 町内各所 3,225 件が一時停電となった。

羅臼地域防災計画【資料編】

年 月 日	種 別	被 害 状 況
		住家被害 23 件 農業被害 16 件 水産被害 1 件 衛生被害 1 件 商工被害 1 件 公立文教施設被害 6 件 社会教育施設被害 6 件 その他 17 件 被害総額 10,910 千円
平成 26 年 12 月 16 日 ～12 月 19 日	暴 風 雪 大 雪 波 浪 高 潮	発達した低気圧の影響により暴風雪・大雪・波浪・高潮警報が発表となり、被害を受けた。 最大風速 10.9 m/s (西北西) 最大瞬間風速 22.9 m/s (北西) 住家被害 13 件 非住家被害 2 件 水産被害 311 件 商工被害 2 件 被害総額 196,064 千円 羅臼町低気圧災害対策連絡室設置
平成 27 年 1 月 17 日 ～1 月 18 日	暴 風 雪	発達した低気圧の影響により暴風雪警報が発表となり、被害を受けた。 最大風速 17.6m/s (北西) 最大瞬間風速 33.8 m/s (北西) 共栄町・緑町の 2 か所で雪崩発生 礼文町～八木浜町 678 件で停電発生 商工被害 1 件 その他 1 件 被害総額 426 千円 羅臼町災害警戒本部設置
平成 27 年 1 月 31 日 ～2 月 3 日	暴 風 雪 大 雪	発達した低気圧の影響により暴風雪・大雪警報が発表となり、被害を受けた。さらに行政のみでは対応できない積雪量となり、除雪困難地区の住民の安否確認のため、陸上自衛隊へ災害派遣要請を行った。 最大風速 15.4m/s (北西) 最大瞬間風速 33.3 m/s (北西) 降雪量

羅臼地域防災計画【資料編】

年 月 日	種 別	被 害 状 況
		<p>1月31日～2月2日 138 cm</p> <p>栄町・栄町高台の2か所で雪崩発生</p> <p>非住家被害 1件</p> <p>農業被害 1件</p> <p>被害総額 481 千円</p> <p>陸上自衛隊災害派遣要請</p> <p>2月2日 9時16分～2月3日 13時00分</p> <p>羅臼町災害対策本部設置</p>
平成27年3月4日～ 3月5日	大 雪 波 浪	<p>発達した低気圧の影響により大雪・波浪警報が発表となり、被害を受けた。</p> <p>降雪量</p> <p>3月4日～3月5日 30 cm</p> <p>海岸町・共栄町・峯浜町の3か所で雪崩発生</p> <p>阿寒バス1台、タンクローリー1台、乗用車1台、トラック1台が巻き込まれたが人的被害なし</p> <p>幌萌町～春日町 113件で停電発生</p> <p>住家被害 1件</p> <p>非住家被害 1件</p> <p>社会教育施設被害 1件</p> <p>その他 1件</p> <p>被害総額 24,678 千円</p> <p>羅臼町災害対策本部設置</p>
平成27年10月7日 ～10月9日	大 雨 暴 風 波 浪 台風23号	<p>台風23号の影響により、大雨（浸水害・土砂災害）・暴風・波浪警報が発表となり、被害を受けた。</p> <p>最大風速 9.3m/s（西北西）</p> <p>最大瞬間風速 23.2m/s（西南西）</p> <p>本町～崩浜 934件で停電発生</p> <p>水産被害 28件</p> <p>公立文教施設被害 2件</p> <p>その他 2件</p> <p>被害総額 258,060 千円</p> <p>羅臼町災害警戒本部設置</p>
平成27年10月24日 ～10月26日	暴 風 波 浪	<p>発達した低気圧の影響により暴風・波浪警報が発表となり、被害を受けた。</p> <p>最大風速 20.5m/s（北北西）</p> <p>最大瞬間風速 26.5 m/s（北北西）</p>

羅臼地域防災計画【資料編】

年 月 日	種 別	被 害 状 況
		<p>松法町 7 件で停電発生</p> <p>住家被害 4 件</p> <p>水産被害 28 件</p> <p>公立文教施設被害 2 件</p> <p>その他 6 件</p> <p>被害総額 7,838 千円</p>
平成 28 年 1 月 18 日 ～1 月 21 日	暴 風 雪 大 雪 波 浪	<p>発達した低気圧の影響により暴風雪・大雪・波浪警報が 発表となり、被害を受けた。</p> <p>最大風速 14.7m/s (北西)</p> <p>最大瞬間風速 31.5 m/s (西北西)</p> <p>降雪量</p> <p>1 月 18 日～1 月 20 日 36 cm</p> <p>水産被害 5 件</p> <p>被害総額 1,100 千円</p> <p>羅臼町災害警戒本部設置</p>
平成 28 年 4 月 15 日 ～4 月 16 日	暴 風 雪 波 浪	<p>発達した低気圧の影響により暴風雪・大雪・波浪警報が 発表となり、被害を受けた。</p> <p>最大風速 14.9m/s (北北西)</p> <p>最大瞬間風速 29.5 m/s (北西)</p> <p>降雪量</p> <p>4 月 15 日 29 cm</p> <p>住宅被害 2 件</p> <p>水産被害 1 件</p> <p>公共文教施設 3 件</p> <p>その他 1 件</p> <p>被害総額 2,347 千円</p>
平成 28 年 8 月 14 日 ～8 月 15 日	大 雨 台風 6 号	<p>台風 6 号の影響により、大雨となり大雨（浸水・土砂災 害）警報が発表となった。</p> <p>降水量</p> <p>日最大 1 時間降水量 8 月 14 日 0mm</p> <p>8 月 15 日 19.5mm</p> <p>日合計降水量 8 月 14 日 0mm</p> <p>8 月 15 日 19.5mm</p>
平成 28 年 8 月 16 日 ～17 日	大 雨 台風 7 号	<p>台風 7 号の影響により、大雨となり大雨（浸水・土砂災 害）警報が発表となり、被害を受けた。</p> <p>最大風速 10.9m/s (東南東)</p>

羅臼地域防災計画【資料編】

年 月 日	種 別	被 害 状 況
		<p>18時00分～翌日12時00分 夜間通行規制 8月31日 12時00分～18時00分 片側交互通行 18時00分～翌日5時00分 夜間通行規制 9月1日～19日 5時00分～18時00分 片側交互通行 9月19日 18時00～ 全面規制解除</p> <p>人的被害 1件（土砂災害による重傷） 住宅被害 1件（半壊） 水産被害 2件 その他 1件</p> <p>被害総額 91,800 千円 羅臼町土砂災害対策本部設置</p>
平成 28 年 9 月 9 日	大 雨	<p>数週間にわたり断続的に降り続いた大雨により、礼文町地区にて土砂崩れが発生した。土砂崩れにより災害発生地区では道路が寸断された。さらに岩見橋～相泊間にて大規模な土砂崩れが発生し、災害発生地区以北では道路が寸断され、3日間にわたり孤立状態となった。</p> <p>日最大1時間降水量 9月9日 17.0mm 日合計降水量 9月9日 183.5mm</p> <p>道路規制 国道 335 号（礼文町地区） 9月9日 19時50分 通行止め 9月10日 18時00分～ 片側交互通行開始 9月13日 11時00分～ 全面規制解除 道道 87 号 知床公園羅臼線（海岸町地区） 9月9日 9時00分 海岸町 410-2 番地先～ 海岸町 64 番地先 通行止め 9月11日 5時00分～18時00分 通行開始 18時00分～5時00分 夜間通行規制 9月19日 18時00分～ 全面規制解除 道道 87 号 知床公園羅臼線（岩見橋～相泊） 9月9日 11時45分 通行止め 17時25分 セセキ地区にて土砂崩れのため 通行不能 9月10日 15時00分～ 土砂崩れにより通行不能 9月12日 5時00分～18時00分 熊岩まで通行可能 18時00分～5時00分 夜間有効規制</p>

羅臼地域防災計画【資料編】

年 月 日	種 別	被 害 状 況
		人的被害 1件（死亡） 羅臼町災害対策本部設置
平成 29 年 10 月 30 日	暴 風 波 浪	発達した低気圧の影響により暴風・波浪警報が発表となり、被害を受けた。 最大風速 19.5m/s（北西） 最大瞬間風速 32.9m/s（北西） 住宅被害 3件 非住宅被害 7件 水産被害 2件 公立文教施設被害 2件 その他 5件 被害総額（概算）44千円 羅臼町災害対策本部設置
平成 29 年 12 月 25 日 ～12 月 26 日	暴 風 波 浪	発達した低気圧の影響により暴風・波浪警報が発表となり、被害を受けた。 最大風速 20.3m/s（北西） 最大瞬間風速 38.1m/s（北西） 住宅被害 5件 非住宅被害 1件 水産被害 22件 公立文教施設被害 1件 その他 7件 被害総額不明

羅臼地域防災計画【資料編】

資料4 地区別指定避難所及び緊急指定避難場所等一覧

町名	避難場所名	区分	想定収容 人数	対象とする災害の種類					管理担当連絡先
				洪水	崖崩れ・土石流・地滑り	高潮	地震	津波	
峯浜町	植別1号線（野口宅付近 道路）	指定緊急避難場所	300	○	○	○	○	○	0153-87-2111
	陸志別1号線（伊藤宅付近 道路）	指定緊急避難場所	300	○	○	○	○	○	0153-87-2111
	陸志別5号線（鳥谷宅付近 道路）	指定緊急避難場所	300	○	○	○	○	○	0153-87-2111
	峯浜町コミュニティセンター	指定緊急避難場所 指定避難所	80		○		○		0153-88-3006
幌萌町	幌萌町1号線と国道335号交差付近	指定緊急避難場所	300	○	○	○	○	○	0153-87-2111
	農林漁業体験実習館	指定緊急避難場所 指定避難所	60	○	○	○	○	○	0153-88-1094
	総合運動公園	指定緊急避難場所	2000	○	○	○	○	○	0153-88-2072
春日町	春日町福祉館	指定緊急避難場所 指定避難所	80	○		○			0153-88-2867
麻布町	麻布町福祉館	指定緊急避難場所 指定避難所	80	○		○			0153-88-2860
八木浜町	八木浜町水源地	指定緊急避難場所	100	○		○	○	○	0153-87-2111
	八木浜町福祉館	指定緊急避難場所 指定避難所	70	○		○			0153-88-2868
	春松小学校・春松幼稚園	指定緊急避難場所 指定避難所	450	○		○	○		0153-88-2263

羅臼地域防災計画【資料編】

知昭町	知松福祉館	指定緊急避難場所 指定避難所	70	○		○			0153-88-2869
松法町	国道335号線（ソスケ地区）	指定緊急避難場所	500	○		○		○	0153-87-2111
礼文町	羅臼高校	指定緊急避難場所 指定避難所	370	○		○		○	0153-87-2481
	礼文町南町内会館	指定緊急避難場所 指定避難所	50	○		○	○	○	0153-87-3295
	礼文町北町内会館	指定緊急避難場所 指定避難所	30	○	○	○	○	○	0153-87-3739
本町	羅臼小学校	指定緊急避難場所 指定避難所	340	○		○	○	○	0153-87-2006
緑町	緑町町内会館	指定緊急避難場所 指定避難所	20	○	○	○	○	○	0153-87-2154
	羅臼幼稚園	指定緊急避難場所 指定避難所	100	○		○	○	○	0153-87-2747
栄町	羅臼町公民館・体育館	指定緊急避難場所 指定避難所	770	○		○		○	0153-87-2004
	知床未来中学校	指定緊急避難場所 指定避難所	380	○	○			○	0153-87-2049
	羅臼神社	指定緊急避難場所	500	○		○		○	0153-87-2225
	栄町高台町内会館	指定緊急避難場所 指定避難所	20	○	○	○	○	○	0153-87-2646

羅臼地域防災計画【資料編】

	栄町町内会館	指定緊急避難場所 指定避難所	30	○		○		○	0153-87-4510
湯ノ沢町	羅臼町老人福祉センター	指定緊急避難場所 指定避難所	60	○	○	○	○	○	0153-87-2390
船見町	羅臼町商工会館	指定緊急避難場所 指定避難所	90	○		○	○	○	0153-87-2300
	羅臼漁業協同組合	指定緊急避難場所 指定避難所	190	○	○	○	○		0153-87-2131
	羅臼町コミュニティセンター	指定緊急避難場所 指定避難所	150	○	○	○	○		0153-87-3904
共栄町	しおかぜ公園	指定緊急避難場所	200	○		○	○	○	0153-87-2111
	共栄町会館	指定緊急避難場所 指定避難所	80	○		○		○	0153-87-3649
海岸町	町道2号線(天狗岩)	指定緊急避難場所	300	○		○	○	○	0153-87-2111
	海岸町コミュニティセンター	指定緊急避難場所 指定避難所	80	○		○			0153-88-2128
岬町	旧知円別小中学校	指定緊急避難場所 指定避難所	200	○		○	○	○	0153-89-2111
	岬町コミュニティセンター	指定緊急避難場所 指定避難所	80	○	○	○	○		0153-89-2117
	岩見橋避難場所	指定緊急避難場所	500	○		○	○		0153-72-3213
施設合計	36施設				指定緊急避難場所・36ヶ所 / 指定避難所・25ヶ所				

羅臼地域防災計画【資料編】

- 指定緊急避難場所 ～ 居住者等が災害発から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所。
- 緊急避難所 ～ 避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設。

津波時の一時避難所（協定先）

町 名	避 難 場 所 名	区 分	管 理 責 任 者	電 話
湯ノ沢町	ホテル峰の湯	一時避難場所	社 長	0153-87-3001
	らうす第一ホテル	一時避難場所	社 長	0153-87-2259

大規模停電時における一時避難所（協定先）

町 名	避 難 場 所 名	区 分	管 理 責 任 者	電 話
湯ノ沢町	ホテル峰の湯	一時避難場所	社 長	0153-87-3001
	らうす第一ホテル	一時避難場所	社 長	0153-87-2259

一時避難所

町 名	避 難 場 所 名	区 分	管 理 責 任 者	電 話
湯ノ沢町	ホテル峰の湯	一時避難場所	社 長	0153-87-3001

羅臼地域防災計画【資料編】

資料5 福祉避難場所一覧（協定締結施設）

有限会社 M&Y

施設名	所在地	電話
グループホーム羅臼しおさい	目梨郡羅臼町湯ノ沢町14番地5	0153-87-6160
小規模多機能の家しおかぜ	目梨郡羅臼町共栄町17番地1	0153-87-4110
ちゅうりっぷ保育園	目梨郡羅臼町栄町63番地11	0153-85-7700

社会福祉法人 優秋会

施設名	所在地	電話
地域密着型小規模特別養護老人ホーム ふくろうの郷	目梨郡羅臼町栄町100番地60	0153-87-6160

資料 6 羅臼町避難行動要支援者避難支援全体計画

羅臼町避難行動要支援者 避難支援計画（全体計画）

平成 27 年 1 月

羅 臼 町

目次

1. 国の動き	24
2. 計画の目的	24
3. 計画の位置づけ	25
4. 計画の構成	25
5. 避難行動要支援者の基本的な考え方	25
(1) 避難行動要支援者の定義	25
(2) 避難行動要支援者名簿	25
(3) 避難行動要支援者名簿の作成	26
(4) 避難行動要支援者の範囲	27
(5) 避難行動要支援者名簿の活用	27
(6) 避難行動要支援者名簿の共有	27
(7) 避難行動要支援者名簿の提供先	28
(8) 災害時における名簿情報の提供	29
(9) 個人情報の取り扱いについて	29
6. 避難支援体制の整備	29
(1) 避難支援体制(自助・共助・公助の役割分担)	29
(2) 地域における体制整備(個別支援計画)	30
(3) 町における体制整備の支援	31
(4) 避難支援の内容	31
(5) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する避難体制	31
7. 避難協力者の選定	32
(1) 避難協力者の役割	32
(2) 避難協力者の選定	32
8. 避難協力者の安全確保	32
9. 避難情報の伝達体制	32
(1) 情報伝達体制の構築	32
10. 避難所における支援対策	33
(1) 避難所における支援対策	33
(2) 福祉避難所	33
11. 防災意識の啓発及び防災訓練等の実施	34
(1) 避難行動要支援者の備え	34
(2) 避難支援等関係者の連携	34
(3) 必要な支援内容の伝達	34
(4) 避難経路の確認	34
(5) 非常持ち出し品の準備	34

羅臼地域防災計画【資料編】

(6) 飲み水、非常食等の備蓄	35
(7) 外出時の備え	35
(8) 住宅の安全対策	35
避難行動要支援者台帳等作成の手順フロー	36
資料1 避難行動要支援者名簿 (全体)	37
資料2 避難行動要支援者名簿 (同意者)	38
資料3 避難行動要支援者名簿 (不承諾者)	39
資料4 避難行動要支援者情報開示同意書	40
資料5 個別支援計画	41

1 国の動き

平成16年7月、梅雨前線及び一連の台風による豪雨は、新潟や福井など全国各地に甚大な被害をもたらし、犠牲者の多くは高齢者等であったことが大きな問題となりました。

この経験を踏まえ、国では平成17年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（翌18年3月改訂）をとりまとめました。また、平成19年12月の「災害時要援護者の避難支援対策の推進について」において、要援護者の避難支援を推進するため、その取組方針を明らかにした「避難支援プランの全体計画」を各市町村で策定し、一層の取り組みの促進を図ることとしています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。他方で、例えば、消防職員、消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、

- (1) 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること。
- (2) 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること。
- (3) 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること。
- (4) 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村長においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること。

などが定められ、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されたところであります。

2 計画の目的

避難行動要支援者の避難を支援するためには、各地域において、日頃から高齢者や障がい者など支援を必要とする人を特定し、その一人ひとりについて、災害に応じて、どのような支援をしてどこに避難させるかなど具体的な支援方法を決めておくことが必要です。

また、避難行動要支援者の特性に応じた十分な配慮も必要であり、日頃から避難行動要支援者の状況の把握に努めながら、災害発生時には、適切かつ速やかに支援することができるよう、こうした取り組みを町全体で構築していくことが求められています。

このプランは、避難行動要支援者の自助（自分のことは、自分で守ること。）及び、地域（近隣）の共助（自分たちの地域は、自分たちで守ること。）を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達や避難支援体制の整備を図ることによって、地域の安心・安

羅臼地域防災計画【資料編】

全体制を強化することを目的としています。

そして、災害発生時における避難行動要支援者への支援を円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ当町における避難行動要支援者の避難支援について、その考え方や進め方、支援の方法、役割分担など基本的な事項を明らかにしたものです。

町は、本プランを基に、避難行動要支援者の避難支援をより一層進めていくとともに、地域においても、本プランを基本としながら、地域の実情に沿った体制づくりを進めていただくことを主眼としています。

3 計画の位置づけ

羅臼町避難行動要支援者避難支援計画（以下「本計画」という。）は、羅臼町地域防災計画（以下「防災計画」という）第4章第7節に基づく下位計画であり、避難行動要支援者の避難支援について必要な事項を定めるものとします。

4 計画の構成

本計画は、避難行動要支援者の避難支援に係る基本的な考え方や推進方法を定めるものであり、避難行動要支援者一人ひとりの支援計画については、別途「個別支援計画」（別紙資料5）に定めるものとする。

なお、個別支援計画は、本計画に基づき策定し、その策定に当たりの必要となる個人情報収集や取扱いについては、災害対策基本法、防災計画及び羅臼町個人情報保護条例に定めるところによります。

5 避難行動要支援者の基本的な考え方

（1）避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者とは、災害が発生した場合、必要な情報を迅速かつ的確に入手し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動において第三者の支援を必要とする方々をいいます。

具体的には、平常時から介護や行動の補助など何らかの支援を必要とする高齢者や障がい者（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある方など）の方が対象となります。

なお、妊産婦や乳幼児、児童、外国人の方についても、災害時など緊急的な状況において手助けが必要となる可能性があることから、状況によって対象となります。

（2）避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿とは、災害対策基本法第49条の10第1項に基づき、防災計画及び本計画の定めるところにより作成する名簿（別紙資料1～3）となります。

また、避難行動要支援者名簿には下記事項を記載します。

ア 氏名

イ 生年月日

- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由（寝たきり、障害、療育等の種別及び程度）
- キ その他避難支援等の実施に際し、町長が必要と認める事項（独居の状況、要介護認定の状況等）

（３）避難行動要支援者名簿の作成

ア 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

災害時に避難行動要支援者の避難支援等を的確に行うための基礎資料となる避難行動要支援者名簿は、網羅性を担保する必要があります。

このため、当町の各担当課で把握している高齢者や障がい者の情報をその種別ごとに集約・整理すると共に、難病患者等町で把握していない情報が必要な場合は、当該情報を把握している関係機関に対し、積極的に情報の提供を要請します。

なお、関係機関に対して情報提供を求める場合は、災害対策基本法第４９条の１０第４項（※１）に基づく依頼であることを、書面をもって明確にして行うこととします。

（※１）災害対策基本法第４９条の１０第４項

市町村長は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

イ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、名簿は最新に保つことが重要であります。

このため、保健福祉課では事務等日常業務の中で避難行動要支援者名簿の更新も実施します。

なお、日常業務の中での名簿更新を補完し、また、日常業務では補足できない者については、毎年９月１日を基準日として、名簿の一斉更新を行うこととします。

また、町内会や自主防災組織等の地域団体による見守り活動や声かけ等の取り組みを支援し、個人情報の保護に配慮しながら地域内の避難行動要支援者を把握しておくよう働きかけることとします。

ウ 避難行動要支援者名簿作成に関する関係部署の役割分担

避難行動要支援者名簿は、保健福祉課が作成を行います。

また、避難支援等関係者となる各課の担当者は、避難行動要支援者の異動等に関する情報を入手した場合は、保健福祉課に連絡し、支援します。

(4) 避難行動要支援者の範囲

次のアからキに該当する在宅の方のうち、災害が発生したときやその恐れがあるときに、災害情報の入手が困難な方(※1)や、自力や家族の支援だけでは避難することができない方で、地域による支援を希望する方を避難支援の対象とします。

ア 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者(心臓、腎臓機能障害のみで該当するものは除く)

イ 療育手帳のA判定を所持する方

ウ 精神障がい者保健福祉手帳の1級を所持する方

エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第27号の規定により要介護度3以上の認定を受けた者で、在宅で要介護認定を受けている方。

オ 75歳以上のひとり暮らしの高齢者で、町に住民登録されている方

カ 75歳以上の高齢者のみで構成されている世帯に属する方

キ 上記以外で、病気等により、地域による支援を必要としている方。(※2)

(※1 視覚や聴覚の障害等により、情報の入手が難しい方を指します。)

(※2 難病や、自立支援医療の給付を受けている方なども含みます。)

※ 妊産婦や乳幼児・児童、外国人への対応

妊産婦や乳幼児・児童などは、出産や発育に伴い支援の必要性や支援内容が変化します。これらの方については、地域活動や隣近所における日頃の交流等を通じて、その状況を把握し、地域特性や支援体制の状況により、必要に応じて避難支援の対象とするなど、実態に応じた対応が望まれます。

また、当町は外国人観光客が多く訪れ、言語面におけるコミュニケーションの問題により避難行動や避難所での生活に困難をきたすことが想定されるため、避難所の外国語標識を設置するなど、対応に努めます。

(5) 避難行動要支援者台帳等の活用

ア 情報の伝達

地震、大雨、高潮、津波等の災害情報や、風水害が予想されるときに役場により協力者に発せられる避難情報などの災害情報の避難行動要支援者への伝達など。

イ 避難行動の支援

災害発生時において、避難支援で避難行動要支援者に配慮すべき事柄や、持ち出すべき必需品等の確認など。

ウ 安否確認

避難場所に避難行動要支援者が避難しているかなど、災害発生時における避難行動要支援者の安否確認など。

エ 避難生活の支援

補装具や資機材等の補助具、医薬品、生活必需品等の把握及び供給、避難生活における避難行動要支援者の安否確認など。

(6) 避難行動要支援者名簿の共有

当町は、福祉担当課を中心に避難行動要支援者に関する多くの個人情報を保有しており、通常、これらの情報は、利用目的が限定され、第三者に提供することも禁じられています。

一方、避難行動要支援者の安否確認や避難支援などを迅速に行うには、その対象

羅臼地域防災計画【資料編】

者を事前に把握し、避難支援等関係者側で情報を共有する必要があり、東日本大震災では情報共有の重要性が改めて指摘されることとなりました。

このような状況を受け、災害対策基本法第49条の11第2項において、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者にあらかじめ提供することとされていますが、そのためには、避難行動要支援者より個人情報開示の同意（別紙資料4）を得なくてはならないため、本人の同意を得られない場合は、名簿を提供する事はできません。

なお、災害対策基本法第49条の13の規定により、これまで特に法令上の守秘義務を課さなかった町内会、自主防災組織等も含め、避難行動要支援者名簿の提供を受けた場合は、秘密保持義務が適用されることとなります。

当町においては、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、情報を共有することとします。

これに当たっては、関係者外への情報漏えい等により避難行動要支援者の安全安心が脅かされないよう法令順守を徹底し進めることが重要であり、このことを認識した上で情報の共有を図る必要があります。このため、避難支援等関係者に対して秘密守秘義務に関する十分な説明を行い、適切な対応を求め、避難行動要支援者に安心感を与えながら情報の開示への同意を得ていく必要があります。

このようなことから、避難支援等関係者のうち、各町内会及び自主防災組織、民生委員・児童委員に対する避難行動要支援者の名簿情報の提供については、原則として担当する地域の情報に限るものとします。

ただし、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に際し、必要な応援を得るため、名簿情報の提供を受けた者が、緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、改正災対法における守秘義務違反には、当たらないこととなります。

(7) 避難行動要支援者名簿の提供先

避難行動要支援者台帳等は、次の避難支援等関係者で共有することとします。

なお、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿の管理責任者を決定し、町に報告しなければならないこととします。

提供先	備考
羅臼町役場	
根室北部消防事務組合羅臼消防署	
根室北部消防事務組合羅臼消防団	
北海道釧路方面中標津警察署羅臼駐在所	
北海道釧路方面中標津警察署麻布駐在所	
知床らうす国民健康保険診療所	
羅臼町社会福祉協議会	
社会福祉施設（福祉避難所協定先）	
各町内会、自主防災組織	
民生委員・児童委員	

(8) 災害時における名簿情報の提供

災害対応の支援を行うため町に派遣されている自衛隊の部隊や他の都道府県からの応援部隊等、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供することができます。

また、発災時に本人の同意の有無に関わらず緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ本計画において定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられます。

そのため、これらの者に名簿情報を提供する場合は、その際に名簿情報の管理責任者を把握し、また活動終了後は返却（又は廃棄）を求める等情報漏えいの防止のために必要な措置を講じ、名簿の提供は原則町が行うこととします。

また、災害時には、災害ボランティアをはじめ、様々な支援者が被災地を訪れ、なかには「被災者のニーズ調査を行うので高齢者のリストがほしい」などの要望が行政に寄せられる例もあります。

これらの者は身分が必ずしも明らかでない場合が少なくなく、情報漏えいの防止措置をとることも困難であるため、災害ボランティアセンター等に寄せられた本人からの支援要請に限って必要最小限の情報を提供するなど、個人情報の管理には十分留意する必要があります。

(9) 個人情報の取り扱いについて

災害対策基本法第49条の12では、避難行動要支援者名簿を提供するに当たり、その情報の漏えいを防ぎ、適切に管理するため、提供先となる避難支援等関係者に必要な措置を求め、また町として措置を講じるよう求められています。

このため、避難行動要支援者対策の実施に伴い、個人情報を取扱う避難支援等関係者は、個人情報については羅臼町個人情報保護条例第8条第1項の規定に基づき、次の事項を順守するよう徹底するものとします。

- ア 避難支援等関係者は、登録関係書類に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の情報を他人に漏らしてはならない。
- イ 避難支援等関係者は、個人情報の紛失、改ざん漏えいその他を防止するために必要な措置を講じ、登録関係書類を安全に保管しなければならない。
- ウ 避難支援等関係者は、登録関係書類を紛失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

6 避難支援体制の整備

(1) 避難支援体制（自助・共助・公助の役割分担）

災害時に、避難行動要支援者の安否確認、避難情報の提供、避難誘導等を円滑に行うためには避難行動要支援者自身による日頃の備え、いわゆる「自助」に加え、地域住民相互や地域に関係する団体の連携による「共助」が重要です。

これら、「自助」・「共助」に加え、町や公的機関による「公助」が一体となり協働

羅臼地域防災計画【資料編】

で避難支援体制を構築するため、それぞれの役割分担を明らかにしておく必要があります。

しかし、災害発生時、行政による支援体制（公助）が整うまでには、一定の時間を要するうえ、人的体制を含めて対応能力等に限界があります。そのため、自らの命は自ら守る（自助）ことを基本とし、支援が必要な者に対しては、避難支援等関係者を中心とした地域で助け合う体制（共助）の構築が不可欠であります。

とりわけ、災害時の避難や救助は人命がかかっていることから、町は、避難行動要支援者の迅速かつ安全な避難を図るため、個別支援計画の作成を支援します。

支援体制の整備や個別支援計画の作成に当たっては、あらかじめ制度の仕組みや内容について広報での周知や地域での説明会等を行い、避難行動要支援者本人及びその家族、地域住民等の理解を求める必要があります。

なお、避難行動要支援者の状況に応じて

- ア 情報伝達を徹底すれば自力で避難可能な者
- イ 安否確認が必要な者
- ウ 避難のための移動支援が必要な者

などに区分し、避難支援の対象者と内容を整理することで効率的に取り組む必要があります。

また、避難行動要支援者への情報伝達については、多様な伝達手段の確保が求められます。

例えば、聴覚障がい者は目に見える情報、視覚障がい者には音声による情報など、個々のニーズに応じた情報伝達手段が必要であります。

そのため、災害情報及び避難情報等が正確に伝達されるよう、防災行政無線、メール配信など、状況に応じた伝達体制の整備を図ります。

（２）地域における体制整備（個別支援計画）

当該地域で活動する避難支援等関係者の参画を得て、次のとおり地域ぐるみで避難行動要支援者の避難を支援する体制を整備します。

また、地域行事への積極的な参加を呼びかけるなど、日頃から避難行動要支援者と地域との交流の場を設けるよう地域に働きかけ、地域コミュニティの互助意識の醸成を図ります。

ア 平常時の活動内容（個別支援計画の作成）

避難行動要支援者一人ひとりについて、災害発生時の情報伝達から避難行動の支援（避難所等への移動支援等）まで、一連の活動を想定した具体的な個別支援計画（別紙資料５）を作成します。

その際、避難行動要支援者本人やその家族の意見を聞きながら、避難行動要支援者一人ひとりに複数名の支援者を当該避難行動要支援者の付近の住民から選任するよう努めます。

近隣住民から支援者を確保することが困難な者においては、消防団や「元気な高齢者」などにも範囲を拡大したり、近隣地域間での協力や、最低限の安否確認を組織的

羅臼地域防災計画【資料編】

に行う体制を整えるなど、柔軟に対応を図ります。

イ 避難行動要支援者が参加した防災訓練の実施

個別支援計画の検証を行うこと等を目的として、避難行動要支援者本人が参加した防災訓練を実施します。

訓練により発見された課題等は個別支援計画の見直しに活用します。

ウ 災害発生時の活動

避難支援等関係者は、個別支援計画に基づき避難行動要支援者の避難支援等に当たります。

(3) 町における体制整備の支援

町は、平常時には、地域における個別支援計画の作成や訓練の実施を支援する。具体的には、個別支援計画の作成に当たり、避難行動要支援者本人やその家族、避難支援等関係者の意識統一等を図る説明会を開催したり、避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行います。

また、発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等と協定を締結するよう努めます。

(4) 避難支援の内容

ア 避難行動要支援者は、災害によるショックや不安をより一層強く抱えることが予想されます。こうした状況を和らげるよう役場と町内会などの地域が一体となって気配りや思いやりを持って接するよう努めるものとします。

イ 避難行動要支援者の避難に当たっては、協力者が一緒に避難する際、歩行介助（肩を貸す、手をつなぐ、周囲の状況が本人にわかるよう誘導する。）などの避難支援に努めるものとする。

ウ 避難行動要支援者は、身体的、精神的などの様々な点で周囲の支えを必要としているため、それぞれの特徴を十分に踏まえた上で、避難支援を行うことに努めるものとします。

(5) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制

何らかの事情により平常時の情報共有を望まない者がいる場合、本人の意思は尊重する必要があるものの、当人の避難支援の必要性を把握しながら放置することは適切ではありません。

そのため、避難行動要支援者本人が、どうしても名簿情報の提供を望まない場合は、避難支援等関係者と共有する名簿とは別に情報提供を望まない者の名簿を作成し、平常時は、原本は保健福祉課で保管・更新し、副本を総務課で保管しておくこととし、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、当該避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、避難支援等関係者に所在情報を提供して安否確認や避難支援を要請する等の対応策を検討することとしま

す。(災害対策基本法第49条の11第3項)

また、避難支援等関係者に対しては、情報提供を望んでいない人が当該地域に何人在住しているかといった情報をあらかじめ提供し、それに対応できる体制を準備してもらうなどの対策を講じておくこととします。

ただし、このような切迫した状況において初めて情報提供を受けた場合に実施できる支援は限られていると考えられるため、保健福祉課は情報提供を望まない者に対し、主体的に、また日常的に接触する機会を有するケアマネージャーなどを通じて情報提供への同意を働きかけるものとします。

7 避難協力者の選定

(1) 避難協力者の役割

避難協力者は、避難行動要支援者へ災害情報の伝達や避難誘導を実際に行う者、災害時の支援活動を行う上で中心となる者を言います。

平常時からの声かけなどで避難行動要支援者と信頼関係を築き、安心・安全なネットワークづくりに努めるものとします。

(2) 避難協力者の選定

避難協力者は、出来るだけ避難行動要支援者と同じ町内会など、身近な人から選定することとし、避難行動要支援者が希望する者を町内会で相談して定めるものとします。

8 避難協力者の安全確保

避難行動要支援者は、避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、避難協力者から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難協力者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、避難協力者は法的な責任や義務を負うものではありません。

また、避難協力者は避難行動要支援者を全力で助けようとするが、災害の状況によっては助けられない可能性もあります。

このことから、個別支援計画を作成する際には、ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難協力者を選定することにより、助けられない可能性を低減するよう努めるとともに、避難行動要支援者本人及びその家族にも、この点について十分に理解を求める必要があります。

9 避難情報の伝達体制

(1) 情報伝達体制の構築

避難行動要支援者は、避難に関する情報を受け取ること及びその情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、町及び関係機関、避難支援等関係者は、避難等の必要な情報が避難行動要支援者に伝達できるよう、災害発生時の

羅臼地域防災計画【資料編】

情報伝達体制を構築するものとします。

ア 町及び関係機関、避難支援等関係者は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達の際の基本的な配慮事項について習得を努めるものとします。

イ 災害時における避難情報等の伝達方法については、防災行政無線、町広報車、消防車両による広報、電話、インターネット等の町が直接利用可能なあらゆる伝達手段のほか、テレビ、ラジオ、緊急速報エリアメールをはじめ、民間事業者が提供する有効な伝達手段を活用するものとします。

なお、関係機関及び避難支援等関係者は、テレビ、ラジオ放送等により、独自での情報収集に努めるとともに、町の広報等により入手した情報を地域の避難協力者に速やかに伝達するなど、地域内の情報ネットワークづくりに努めます。

10 避難所における支援対策

(1) 避難所における支援対策

大規模な災害が発生した場合には、避難行動要支援者を含む多数の被災者が避難所で生活を送ることが想定されるため、事業所の協力により福祉避難所を開設できた場合は避難行動要支援者を誘導するものとします。

支援者は、避難生活時の配慮事項に留意するとともに、避難所には、避難行動要支援者の要望を把握するため、関係機関、避難支援等関係者の協力を得ながら避難行動要支援者用相談窓口を設けるものとします。その際、女性及び乳幼児のニーズを把握するため、相談窓口に女性を配置するなどの配慮を行うものとします。

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理及び生活リズムを取り戻す取組が重要なため、健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防等必要な生活支援を実施するとともに、避難行動要支援者の状況に応じて一般避難所から福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行うものとします。

また、要支援者に応じた食料、生活物資等の救援物資の確保・配布に努めるものとします。

(2) 福祉避難所

福祉避難所においては、避難行動要支援者の相談等にあたる職員等を派遣して、日常生活上の支援を行うとともに避難者の生活状況を把握し、関係機関、避難支援等関係者と連携して、避難者が必要とする福祉サービスを受けられるよう配慮するものとします。

福祉避難所を指定した場合には、広報活動等を通じ、避難行動要支援者をはじめ町民に周知します。

なお、福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、災害発生当初から避難所として利用できるわけではありません。

1.1 防災意識の啓発及び防災訓練等の実施

避難行動要支援者の支援を円滑かつ迅速に行うためには、日頃から地域への意識啓発及び避難行動要支援者と避難支援等関係者との信頼関係が不可欠です。このため、避難支援等関係者は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動など、地域における各種活動との連携を深めることが重要です。

そのため、避難支援等関係者が中心となり、避難行動要支援者及び避難支援等関係者とともに防災訓練を実施することにより、情報伝達の確認、具体的な支援方策の検証等を行うなど、支援体制の充実及び地域全体の防災意識の向上を図るものとします。

(1) 避難行動要支援者の備え

災害時に避難行動要支援者の身を守るためには、周りの避難行動等の支援だけでなく、避難行動要支援者自身及び家族の日頃の備えが必要です。

そのため、避難行動要支援者及び家族は、災害に対する備えに取り組むよう努めるものとします。

(2) 避難支援等関係者との連携

避難行動要支援者及び避難支援等関係者は日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておきます。

町及び各地域で実施する防災訓練等に積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人と密接なコミュニケーションを図っておきます。

(3) 必要な支援内容の伝達

災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、必要事項を記載したメモ等を作成し、支援を必要とする時にはいつでも周囲の人に渡せるよう準備しておきます。

(4) 避難経路の確認

自宅から一時集合場所及び避難所までの経路を家族又は避難支援等関係者とともに実際に歩いてみて、事前に確認しておきます。

(5) 非常持ち出し品の準備

災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に準備しておきます。

薬、医療器具等の特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておきます。

(6) 飲み水、非常食等の備蓄

日頃から最低3日分の飲み水及び非常食を用意しておきます。

いざという時に備えて、非常用持ち出し品をひとまとめにして取り出しやすいところに保管しておき、中身は定期的に点検しておきます。

※必要な水の量は一人1日3リットルが目安です。

(7) 外出時の備え

外出した際に災害に遭う場合には、周りの環境が普段と大きく異なり、より一層、周囲の人の支援が必要となることが想定されるので、周囲の人に速やかに支援して欲しい内容を伝えられるよう、必要事項を記載したメモ等を携帯しておきます。

(8) 住宅の安全対策

地震には建物の耐震性を確保することが何よりも重要なため、必要な場合は、耐震改修、補強等を行うとともに、家具及び大型の電気製品は、転倒防止策を講じるとともに倒れても被害を受けられないような配置を行います。

- ・家具、テレビ等の上に物を置かないようにしておきます。
- ・窓ガラスについては、飛散防止フィルムを貼り付けておきます。

※避難行動要支援者台帳等作成の手順フロー

1. 本計画5の(4)における対象者を、役場内の各担当課により避難行動要支援者をリストアップし、避難行動要支援者台帳(全体)を作成する。(災害対策基本法第49条の10)



2. 上記1でリストアップした避難行動要支援者台帳(全体)を基に、避難行動要支援者より個人情報開示の同意について、照会を行う。(災害対策基本法第49条の11)



3. 上記2の照会作業の結果、個人情報開示について同意した避難行動要支援者の名簿を、避難支援等関係者へ提供。



4. 開示された避難行動要支援者名簿をもとに、役場、避難支援等関係者、避難協力者などにより、避難行動要支援者の自宅を訪問し、避難に係る個別支援計画を作成する。



5. 上記4で作成した個別支援計画を、役場、避難支援者等関係者で情報共有を実施し、平常時は声掛け、見守り体制の整備、防災訓練への参加、発災時は避難支援等関係者を中心に、身の安全が確保されている状態を前提に、避難支援、安否確認などに努める。



6. 避難行動要支援者の名簿については、各担当課において連携をし、随時更新を行う。定期的に名簿更新が必要なものについては、毎年9月1日を基準日として、上記1～5の作業を実施し、名簿の更新を行う。

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、名簿情報を提供することについて本人同意を得ることを要しない。

(災害対策基本法第四十九条の十一第三項)

資料 1

避難行動要支援者名簿（全体）

番号	氏名	生年月日	年齢	郵便番号	住所	電話番号 その他の連絡先	避難支援等を必要とする事由		避難確認	避難先
							(障害、要介護、 難病療育)の種別	障害等級、要介護 状態区分、療育判 定等		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										

資料 2

避難行動要支援者名簿（同意者）

番号	氏名	生年月日	年齢	郵便番号	住所	電話番号 その他の連絡先	避難支援等を必要とする事由		避難確認	避難先
							（障害、要介護、 難病療育）の種別	障害等級、要介護 状態区分、療育判 定等		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										

資料 3

避難行動要支援者名簿（不同意者）

番号	氏名	生年月日	年齢	郵便番号	住所	電話番号 その他の連絡先	避難支援等を必要とする事由		避難確認	避難先
							(障害、要介護、 難病療育)の種別	障害等級、要介護 状態区分、療育判 定等		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										

資料 4 避難行動要支援者情報開示同意書

フリガナ			
氏名			
生年月日	T・S・H 年 月 日	性別	男・女
住所	羅臼町 町		
避難支援等を必要とする自由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている 要介護状態区分： <input type="checkbox"/> 手帳所持 障害名：() 等級： <input type="checkbox"/> その他 【特記事項】		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※同意いただいた場合、()の欄に障害名等を記載し、避難支援等関係者に提供します。

避難行動要支援者は、避難行動等関係者への情報提供に同意することにより、避難協力者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難協力者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを補償するものではなく、また、避難協力者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を及び保健福祉課にて管理している緊急連絡カードを、羅臼町避難行動要支援者避難支援計画に定める避難支援等関係者（根室北部消防事務組合羅臼消防署、羅臼消防団、羅臼駐在所、麻布駐在所、羅臼町社会福祉協議会、社会福祉施設、各町内会、自主防災組織、民生委員、児童委員）に提供することに、

同意します

趣旨を十分理解した上で、同意しません。

平成 年 月 日 氏名 印

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際はご協力ください。

資料5

個別支援計画書

●避難協力者			
氏名	続柄	住所	電話番号
(緊急時の連絡先)			
氏名	続柄	住所	電話番号
同居の家族構成		居住建物の構造	
(氏名).....	(続柄).....	(年齢).....	
		普段いる部屋	
		寝室の位置	
○情報伝達方法			
○情報伝達での留意事項			
○避難誘導時の留意事項			
○避難先での留意事項			
○避難場所			
特記事項 (必要な支援内容・かかりつけ医等)			
必要な支援内容			
かかりつけ医師			
<input type="checkbox"/> 車イス <input type="checkbox"/> 透析 <input type="checkbox"/> インスリン <input type="checkbox"/> 酸素			
<input type="checkbox"/> その他 ()			
○連絡先	羅臼町	電話番号	
		FAX	

資料7 災害情報等報告取扱要領

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を根室支庁長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- 1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- 2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- 3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- 4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても支庁地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- 5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- 6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- 7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

① 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

② 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

③ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

3) その他の報告

災害の報告は、1)及び2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

- 1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- 2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表3のとおりとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

<別表1>

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時	現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関 (支庁・市町村名 等)			受 信 機 関 (支庁・市町村名等)	
発 信 者 (職・氏名)			受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因		
気 象 等 の 状 況	雨 量 河川水位 潮位波高 風 速 その他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 その他			
(1) 災 害 対 策 本 部 の 設 置 状 況	(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災 害 救 助 法 の 適 用 状 況	地 区 名	被 害 棟 数	罹 災 世 帯	罹 災 人 数
	(救助実施内容)			

羅臼町地域防災計画【資料編】

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難					
		避難勧告					
		避難指示					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他措置の状況						
	(6) 応急対策出動人員	(7) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
		市町村職員		名			
		消防職員		名			
		消防団員		名			
その他（住民等）			名				
	計		名				
その他	(今後の見通し等)						

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

羅臼町地域防災計画【資料編】

<別表 2>

災害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時 分				
災害発生場所										
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名				
	職・氏名					職・氏名				
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分		
項目		件数等	被害金額(千円)		項目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年令、原因は、補足資料で報告		⑤ 土木被害	河川	箇所			
	行方不明	人				道	箇所			
	重傷	人				砂防設備	箇所			
	軽傷	人				地すべり	箇所			
計	人			急傾斜地		箇所				
② 住家被害	全壊	棟		道路		箇所				
		世帯		橋梁		箇所				
		人		小計		箇所				
	半壊	棟		市町村工事		河川	箇所			
		世帯		道路		箇所				
		人		橋梁		箇所				
	一部破損	棟		小計		箇所				
		世帯		港湾		箇所				
	床上浸水	棟		漁港		箇所				
		世帯		下水道	箇所					
床下浸水	棟		公園	箇所						
	世帯		崖くずれ	箇所						
計	棟		計	箇所						
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	⑥ 水産被害	沈没流出	隻				
		その他	棟		破損	隻				
	半壊	公共建物	棟		計	隻				
		その他	棟		漁港施設	箇所				
	計	公共建物	棟		共同利用施設	箇所				
		その他	棟		その他施設	箇所				
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没		ha	⑦ 道有林被害	林地	箇所		
			浸冠水		ha		治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没		ha		林地	箇所		
			浸冠水		ha		林産物	箇所		
	農作物	田	ha		その他		箇所			
		畑	ha		小計		箇所			
	農業用施設	箇所	林地	箇所						
	共同利用施設	箇所	治山施設	箇所						
	営農施設	箇所	林地	箇所						
	畜産被害	箇所	林産物	箇所						
その他	箇所	その他	箇所							
計			小計	箇所						

羅臼町地域防災計画【資料編】

項目		件数等	被害金額 (千円)	項目		件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生 被害	水道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所		
	病院	公立	箇所	⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所	
		個人	箇所		法人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所	被害計	箇所		
		し尿処理	箇所	⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	
	火葬場	箇所	鉄道施設		箇所		
計		箇所	被害船舶(漁船除く)		隻		
⑨ 商工 被害	商業	件	空 港		箇所		
	工業	件	水 道		戸	—	
	その他	件	電 話		回線	—	
	計	件	電 気	戸	—		
⑩公 立文 教施 設被 害	小学校	箇所	ガ ス	戸	—		
	中学校	箇所	ブロック塀等	箇所	—		
	高 校	箇所	都市施設	箇所			
	その他文教施設	箇所	計		—		
	計	箇所	被 害 総 額				
公共施設被害市町村数	団体		火災 発生	建 物	件		
罹災世帯数	世帯			危険物	件		
罹災災害者	人			その他	件		
消防職員出動延人数	人		消防団員出動延人数	人			
災害対 策本部 の設置 状況	道(支庁)						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救 助法適 用市町 村名							
補足資料(※別葉で報告) ○ 災害発生場所 ○ 災害発生年月日 ○ 災害の種類概況 ○ 人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意 ○ 応急対策の状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 ほか							

羅臼町地域防災計画【資料編】

<別表 3>

被害区分		判断基準
人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
住家被害	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

羅臼町地域防災計画【資料編】

被害区分		判断基準
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径 1 mm 以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm 以下の土砂にあつては 5 cm 以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24 時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、蓄舎、サイロ倉庫、尿溜、埋肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、家畜、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
土木被害	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

羅臼町地域防災計画【資料編】

被害区分		判 断 基 準
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水道。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む）等をいう。
衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
	商業	店舗、商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）	
社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。	
社会福祉施設被害	老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者（児）福祉施設等をいう。	
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。

羅臼町地域防災計画【資料編】

被害区分		判 断 基 準
そ の 他	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

羅臼町地域防災計画【資料編】

資料8 水防区域一覧

<水防区域（羅臼町水防計画に記載）>

平成30年7月1日現在

河川 番号	危 険 区 域						予想される被害			整備計画	
	地 域	水 系	河川名	流心距離 km	危険区域 延長m	災害の 要 因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	実 施 機 関	概 要
5037-10	峯 浜 町	陸 志 別 川	普 通 陸 志 別 川	河口から 0.6	左岸 600	溢 水	24	旧植別小中学校 1 峯浜福祉館 1	国 道 335 号	羅 臼 町	砂防ダム 上流3基完成
5031-10	春 日 町	春刈古丹川	2 級 春刈古丹川	河口から 0.3	右岸 300	溢 水	6		国 道 335 号	北 海 道 建 設 部	
5029-10	麻 布 町	精 神 川	普 通 精 神 川	河口から 0.1	左岸 100	溢 水	8			羅 臼 町	
5022-10	富 士 見 町	羅 臼 川	2 級 羅 臼 川	河口から 0.0	左岸 700	溢 水				北 海 道 建 設 部	砂 防 堰堤改良(魚道) H20～H24
5039-10	峯 浜 町	植 別 川	2 級 植 別 川	河口から 0.0		溢 水				北 海 道 建 設 部	河道内樹木伐採 などの河川維持 管理
5027-10	八 木 浜 町	知 西 別 川	2 級 知 西 別 川	河口から 0.0		溢 水				北 海 道 建 設 部	河道内樹木伐採 などの河川維持 管理

羅臼町地域防災計画【資料編】

資料9 高波、高潮、津波等危険区域一覧

<高波、高潮、津波等危険区域>

平成27年1月1日現在

番号	危険区域				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画		
	海岸名	海岸線危険区域延長m	指定済延長m	海岸保全施設のある区域延長m	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
														全部	一部		
1	知床岬	5,600			高波 高潮 津波	17			干場 3.4ha							羅臼町	計画検討中
2	滝ノ下	4,891			高波 高潮 津波	13			干場 2.6ha							羅臼町	計画検討中
3	船泊	2,586			高波 高潮 津波	6			干場 1.2ha							羅臼町	計画検討中
4	化石浜	4,078			高波 高潮 津波	9			干場 2ha							羅臼町	計画検討中
5	崩浜	3,938	2,944	610	高波 高潮 津波	32			干場 8ha	北海道	海岸法	H元. 12. 21	1927	○		北海道 (建設部)	計画検討中
6	相泊漁港	590	590	46	高波 高潮 津波	4				北海道	漁港法	S48. 1. 18	1896	○		北海道 (建設部)	計画検討中
7	相泊	868	868	820	高波 高潮 津波	13			干場 1.2ha	北海道	海岸法	S47. 1. 18	1002	○		北海道 (建設部)	計画検討中
8	瀬石	1,597	1,597	890	高波 高潮 津波	26			干場 5.2ha	北海道	海岸法	S47. 1. 18	178	○		北海道 (建設部)	計画検討中
9	昆布浜	2,760	2,760	772	高波 高潮 津波	21			干場 4.2ha	北海道	海岸法	S55. 12. 27	3099	○		北海道 (建設部)	計画検討中

羅臼町地域防災計画【資料編】

<高波、高潮、津波等危険区域>

平成27年1月1日現在

番号	危険区域					予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	海岸名	海岸線危険区域延長m	指定済延長m	海岸保全施設のある区域延長m	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
														全部	一部		
10	北浜	4,497	4,497	1,120	高波 高潮 津波	30			干場 4.3ha	北海道	海岸法	S47.1.18	178	○		北海道 (建設部)	計画検討中
11	岬町	4,686	4,686	3,200	高波 高潮 津波	40			干場 4.3ha 加工場1	北海道	海岸法	S47.1.18	178	○		北海道 (建設部)	実施中
12	知円別漁港	710	110		高波 高潮 津波	4			干場 0.4ha	北海道	漁港法	S29.7.12	486		○	北海道 (建設部)	計画検討中
13	オッカハケ漁港	400	340		高波 高潮 津波	5			干場 0.6ha	北海道	漁港法	S43.11.29	2464		○	北海道 (建設部)	計画検討中
14	海岸町	4,874	4,874	3,415	高波 高潮 津波	31			干場 6.2ha 加工場1	北海道	海岸法	S47.1.18	178	○		北海道 (建設部)	計画検討中
15	共栄町	2,066	2,066	1,510	高波 高潮 津波	15			干場 2ha 採苗所1	北海道	海岸法	S47.1.18	178	○		北海道 (建設部)	実施中
16	羅臼漁港	1,726	1,577	823	高波 高潮 津波	41				北海道	漁港法	S40.4.19	739	○		北海道 (建設部)	計画検討中
17	礼文町	2,174	2,174	1,720	高波 高潮 津波	34			干場 2ha 加工場1	北海道	海岸法	S47.1.18	1956	○		北海道 (建設部)	実施中
18	松法町	708	708	50	高波 高潮 津波	4			干場 0.4ha	北海道	海岸法	S47.1.18	1956	○		北海道 (建設部)	計画検討中

羅臼町地域防災計画【資料編】

<高波、高潮、津波等危険区域>

平成27年1月1日現在

番号	危険区域					予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	海岸名	海岸線危険区域延長m	指定済延長m	海岸保全施設のある区域延長m	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
														全部	一部		
19	松法漁港	1,205	982	834	高波 高潮 津波	7				北海道	漁港法	S39. 2. 1	488		○	北海道 (建設部)	計画検討中
20	知昭町	606	533	584	高波 高潮 津波	36			干場 1.4ha 加工場1	北海道	海岸法	S47. 1.18	1228		○	北海道 (建設部)	実施中
21	八木浜町	974	901	660	高波 高潮 津波	50			干場 2.4ha 加工場2	北海道	海岸法	S47. 1.18	1228		○	北海道 (建設部)	計画検討中
22	於尋麻布漁港	1,644	1,485	51	高波 高潮 津波	37			干場 1.0ha 加工場1	北海道	漁港法	H4. 5.12	714		○	北海道 (水産林務部)	計画検討中
23	麻布町	582	582	560	高波 高潮 津波	41			干場 2ha 加工場1	北海道	海岸法	S47. 1.18	1228	○		北海道 (建設部)	計画検討中
24	春日町	5,475	5,320	2,518	高波 高潮 津波	61			干場 3.3ha 加工場2	北海道	海岸法	S47. 1.18	178		○	北海道 (建設部)	計画検討中
25	幌萌町	4,791	2,830	1,290	高波 高潮 津波	7			干場 1.8ha	北海道	海岸法	S55.12.27	3099		○	北海道 (建設部)	計画検討中
26	峯浜漁港	400	400		高波 高潮 津波	2				北海道	漁港法	H4. 8.21		○		北海道 (建設部)	計画検討中
27	峯浜町	4,457	2,251	950	高波 高潮 津波	17			干場 2.2ha	北海道	海岸法	S55.12.27	3099		○	北海道 (建設部)	計画検討中

羅臼町地域防災計画【資料編】

資料10 土砂災害危険箇所、警戒及び特別警戒区域一覧

<急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ>

平成27年1月1日現在

番号	危険箇所				予想される被害			法令等における指定状況					整備計画		
	箇所名	場所	危険箇所の延長(m)	箇所番号	住宅(戸)	公共施設	その他	指定機関	法令名	指 定年月日	指 定番号	危険箇所との関連		実施機関	概 要
												全部	一部		
1	峯 浜 町	旧植別小中学校	32	I-9-167-2888	0	旧植別小中学校								北海道 (釧路建設管理部)	
2	春日町 1	長川宅～ 川村宅	95	I-9-168-2889	6									北海道 (釧路建設管理部)	
3	春日町 3	中村宅～ 山脇宅	97	I-9-169-2890	7									北海道 (釧路建設管理部)	
4	春日町 4	春日町福祉館～ 一戸宅	115	I-9-170-2891	3	春日町福祉館								北海道 (釧路建設管理部)	
5	麻布町 4	民宿ふじ～ おおみぞ宅	170	I-9-171-2892	13		民宿 1							北海道 (釧路建設管理部)	
6	八木浜町 1	工藤宅～ 浅野宅	245	I-9-172-2893	12									北海道 (釧路建設管理部)	
7	八木浜町 2	杉山宅～ セーコマートあしざき	106	I-9-173-2894	6									北海道 (釧路建設管理部)	
8	八木浜町 3	沢田宅～ 春松小学校	360	I-9-174-2895	13	春松小学校 春松幼稚園								北海道 (釧路建設管理部)	
9	八木浜町 5	増田宅～ 川上宅	247	I-9-175-2896	12									北海道 (釧路建設管理部)	
10	知 昭 町 1	島倉宅～ 村上宅	215	I-9-176-2897	15									北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ>

平成27年1月1日現在

番号	危険箇所				予想される被害			法令等における指定状況					整備計画		
	箇所名	場 所	危険箇所の延長(m)	箇所番号	住宅(戸)	公共施設	その他	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険箇所との関連		実施機関	概 要
												全部	一部		
11	知 昭 町 2	阿部宅～ 川村宅	275	I-9-177- 2898	14									北海道 (釧路建設管理部)	
12	知 昭 町 3	清野商店～ 本間宅	380	I-9-178- 2899	28	知松福祉館								北海道 (釧路建設管理部)	
13	知 昭 町 4	熊谷宅～ 川口水産	110	I-9-179- 2900	6									北海道 (釧路建設管理部)	
14	松 法 町 1	ひまわりハウス～ 清水端宅	200	I-9-180- 2901	11									北海道 (釧路建設管理部)	
15	礼 文 町 2	長川宅～ 小林宅	365	I-9-181- 2902	22	羅臼高等学校	旅館 1							北海道 (釧路建設管理部)	
16	礼 文 町 3	黒川宅～ 天神宅	123	I-9-182- 2903	10									北海道 (釧路建設管理部)	
17	礼 文 町 5	山本宅～ 川口宅	250	I-9-183- 2904	12									北海道 (釧路建設管理部)	
18	礼 文 町 6	萬屋宅～ 大山宅	445	I-9-184- 2905	21	自衛隊官舎								北海道 (釧路建設管理部)	
19	礼 文 町 7	礼文町北町内会館 ～長嶋宅	290	I-9-185- 2906	34	礼文町北町内会館								北海道 (釧路建設管理部)	
20	礼 文 町 8	相場宅～ 羅臼小学校	350	I-9-186- 2907	16	羅臼小学校	寺 1							北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ>

平成27年1月1日現在

番号	危険箇所				予想される被害			法令等における指定状況					整備計画		
	箇所名	場 所	危険箇所の延長(m)	箇所番号	住宅(戸)	公共施設	その他	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険箇所との関連		実施機関	概 要
												全部	一部		
21	緑 町	羅臼幼稚園～望月宅	550	I-9-187-2908	64	羅臼幼稚園								北海道 (釧路建設管理部)	
22	湯ノ沢町1	萬屋宅～高松宅	114	I-9-188-2909	5									北海道 (釧路建設管理部)	
23	湯ノ沢町2	湯ノ沢さけます孵化場	120	I-9-189-2910	0	さけます孵化場								北海道 (釧路建設管理部)	
24	湯ノ沢町3	除雪センター	52	I-9-190-2911	0	除雪センター								北海道 (釧路建設管理部)	
25	栄 町 1	ライターの宿白樺～給食センター	135	I-9-191-2912	2	給食センター 栄町町内会館								北海道 (釧路建設管理部)	
26	栄 町 2	高松宅～渡辺宅	145	I-9-192-2913	14									北海道 (釧路建設管理部)	
27	栄 町 3 (土砂災害警戒区域指定地区)	阿部宅～島田宅	260	I-9-193-2914	32			北海道	土砂法	H22.3.26	244		○	北海道 (釧路建設管理部)	
28	栄 町 4	天間宅～佐藤宅	114	I-9-194-2915	28									北海道 (釧路建設管理部)	
29	栄 町 5	焼肉西蘭門～鈴木宅	520	I-9-195-2916	59	知床未来中学校 栄町高台町内会館	神社1							北海道 (釧路建設管理部)	
30	栄 町 6	知床未来中学校	65	I-9-196-2917	0	知床未来中学校								北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ>

平成27年1月1日現在

番号	危険箇所				予想される被害			法令等における指定状況					整備計画		
	箇所名	場 所	危険箇所の延長(m)	箇所番号	住宅(戸)	公共施設	その他	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険箇所との関連		実施機関	概 要
												全部	一部		
31	栄・船見町	羅臼町体育館～田中宅	670	I-9-197-2918	90	羅臼町体育館 羅臼町公民館 羅臼海上保安署								北海道 (釧路建設管理部)	
32	船見町	池田宅～北海道ヤマ	365	I-9-198-2919	19	共栄町町内会館								北海道 (釧路建設管理部)	
33	共栄町 1	中多宅～中出宅	540	I-9-199-2920	40	釧路開発建設部羅臼漁港建設事務所								北海道 (釧路建設管理部)	
34	共栄町 3	水産加工場～浜田宅	125	I-9-200-2921	2		民宿 1							北海道 (釧路建設管理部)	
35	共栄町 6	小田切宅～大森商店	147	I-9-201-2922	6									北海道 (釧路建設管理部)	
36	海岸町 2	ハイツばさⅡ～伊藤宅	211	I-9-202-2923	16									北海道 (釧路建設管理部)	
37	海岸町 4	小林宅～門伝宅	415	I-9-203-2924	19									北海道 (釧路建設管理部)	
38	海岸町 5	戸田宅～石田宅	180	I-9-204-2925	8									北海道 (釧路建設管理部)	
39	海岸町 6	民宿本間～羅臼消防団	255	I-9-205-2926	7	羅臼消防団詰所	民宿 1							北海道 (釧路建設管理部)	
40	海岸町 7	海岸町南福祉館跡～富塚宅	112	I-9-206-2927	2									北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ>

平成27年1月1日現在

番号	危険箇所				予想される被害			法令等における指定状況					整備計画		
	箇所名	場 所	危険箇所の延長(m)	箇所番号	住宅(戸)	公共施設	その他	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険箇所との関連		実施機関	概 要
												全部	一部		
41	海岸町 9	海岸町コミュニティセンター～鹿又宅	127	I-9-207-2928	1	海岸町コミュニティセンター								北海道 (釧路建設管理部)	
42	海岸町 10	鹿又宅	73	I-9-208-2929	1									北海道 (釧路建設管理部)	
43	海岸町 15	手塚宅～藤本宅	148	I-9-209-2930	8		民宿 1							北海道 (釧路建設管理部)	
44	海岸町 20	武井宅～佐々木宅	690	I-9-210-2931	23									北海道 (釧路建設管理部)	
45	岬 町 2	モルバツさけます孵化場～川村宅	272	I-9-211-2932	8	さけます孵化場								北海道 (釧路建設管理部)	
46	岬 町 4	安澤宅～山本宅	370	I-9-212-2933	19									北海道 (釧路建設管理部)	
47	岬 町 6	森野宅～和田宅	400	I-9-213-2934	22									北海道 (釧路建設管理部)	
48	岬 町 10	高橋水産～菊池宅	350	I-9-214-2935	13									北海道 (釧路建設管理部)	
49	岬 町 11	野口宅～山根宅	190	I-9-215-2936	7									北海道 (釧路建設管理部)	
50	北 浜 1	杉本宅	100	I-9-216-2937	5									北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ>

平成27年1月1日現在

番号	危険箇所				予想される被害			法令等における指定状況					整備計画		
	箇所名	場 所	危険箇所の延長(m)	箇所番号	住宅(戸)	公共施設	その他	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険箇所との関連		実施機関	概 要
												全部	一部		
51	北 浜 2	田中宅	95	I-9-217-2938	5									北海道 (釧路建設管理部)	
52	北 浜 3	山崎宅～ 浜谷宅	370	I-9-218-2939	17									北海道 (釧路建設管理部)	
53	北 浜 4	森崎宅～ 加藤宅	135	I-9-219-2940	8									北海道 (釧路建設管理部)	
54	北 浜 5	四谷宅～ 辻中漁場	245	I-9-220-2941	6									北海道 (釧路建設管理部)	
55	北 浜 7	澤宅～ 前田宅	200	I-9-221-2942	7									北海道 (釧路建設管理部)	
56	北 浜 8	木村宅～ 白浜宅	175	I-9-222-2943	7									北海道 (釧路建設管理部)	
57	北 浜 10	佐々木宅～ 北浜宅	165	I-9-223-2944	8									北海道 (釧路建設管理部)	
58	昆布浜 7	新浜宅～ 島倉宅	180	I-9-224-2945	8									北海道 (釧路建設管理部)	
59	昆布浜 8	釣宅	150	I-9-225-2946	7									北海道 (釧路建設管理部)	
60	昆布浜 10	小倉宅～ 天神宅	280	I-9-226-2947	14									北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ>

平成27年1月1日現在

番号	危険箇所				予想される被害			法令等における指定状況					整備計画		
	箇所名	場 所	危険箇所の延長(m)	箇所番号	住宅(戸)	公共施設	その他	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険箇所との関連		実施機関	概 要
												全部	一部		
61	瀬 石 2	高田宅～ 平藤宅	150	I-9-227- 2948	9									北海道 (釧路建設管理部)	
62	瀬 石 4	川崎宅～ 新浜宅	485	I-9-228- 2949	20									北海道 (釧路建設管理部)	
63	瀬 石 5	室宅～ 川端宅	200	I-9-229- 2950	6									北海道 (釧路建設管理部)	
64	瀬 石 7	松谷宅	170	I-9-230- 2951	8									北海道 (釧路建設管理部)	
65	瀬 石 8	藤本宅～ 根塚宅	330	I-9-231- 2952	13									北海道 (釧路建設管理部)	
66	瀬 石 9	岩間宅～ 安澤宅	170	I-9-232- 2953	6									北海道 (釧路建設管理部)	
67	相 泊 6	菊池漁業部～ 民宿くまやど	170	I-9-233- 2954	3									北海道 (釧路建設管理部)	
68	相 泊 8	民宿くまやど	100	I-9-234- 2955	2									北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ>

平成27年1月1日現在

番号	危険箇所				予想される被害			法令等における指定状況					整備計画		
	箇所名	場 所	危険箇所の延長(m)	箇所番号	住宅(戸)	公共施設	その他	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険箇所との関連		実施機関	概 要
												全部	一部		
1	幌 萌 町 1	相原宅	32	Ⅱ-9-187-2281	1									北海道 (釧路建設管理部)	
2	幌 萌 町 2	田沢宅	37	Ⅱ-9-188-2282	1									北海道 (釧路建設管理部)	
3	幌 萌 町 3	寺田宅	39	Ⅱ-9-189-2283	1									北海道 (釧路建設管理部)	
4	幌 萌 町 4	菊地宅	25	Ⅱ-9-190-2284	1									北海道 (釧路建設管理部)	
5	春 日 町 2	白戸宅～ いくたスア-	76	Ⅱ-9-191-2285	2									北海道 (釧路建設管理部)	
6	春 日 町 5	竹本宅	21	Ⅱ-9-192-2286	1									北海道 (釧路建設管理部)	
7	麻 布 町 1	柴田宅～ 阿保宅	74	Ⅱ-9-193-2287	3									北海道 (釧路建設管理部)	
8	麻 布 町 2	阿保宅～ 阿保水産	45	Ⅱ-9-194-2288	2									北海道 (釧路建設管理部)	
9	麻 布 町 3	増川宅～ 千葉宅	27	Ⅱ-9-195-2289	2									北海道 (釧路建設管理部)	
10	八木浜町 4	高橋宅～ 惣万水産	85	Ⅱ-9-196-2290	3									北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ>

平成27年1月1日現在

番号	危険箇所				予想される被害			法令等における指定状況					整備計画		
	箇所名	場 所	危険箇所の延長(m)	箇所番号	住宅(戸)	公共施設	その他	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険箇所との関連		実施機関	概 要
												全部	一部		
11	松法町 2	四ツ屋宅	30	Ⅱ-9-197-2291	1									北海道 (釧路建設管理部)	
12	松法町 3	丸米水産～黒沢宅	80	Ⅱ-9-198-2292	4									北海道 (釧路建設管理部)	
13	礼文町 1	新浜宅～敦賀宅	68	Ⅱ-9-199-2293	2									北海道 (釧路建設管理部)	
14	礼文町 4	川田宅	32	Ⅱ-9-200-2294	1									北海道 (釧路建設管理部)	
15	共栄町 2	赤塚宅	66	Ⅱ-9-201-2295	1									北海道 (釧路建設管理部)	
16	共栄町 4	大滝宅	35	Ⅱ-9-202-2296	1									北海道 (釧路建設管理部)	
17	共栄町 5	越田宅～井田宅	116	Ⅱ-9-203-2297	3									北海道 (釧路建設管理部)	
18	海岸町 1	岩原漁場	28	Ⅱ-9-204-2298	1									北海道 (釧路建設管理部)	
19	海岸町 3	和泉宅～山倉宅	83	Ⅱ-9-205-2299	4									北海道 (釧路建設管理部)	
20	海岸町 8	近藤宅～富塚宅	28	Ⅱ-9-206-2300	3									北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ>

平成27年1月1日現在

番号	危険箇所				予想される被害			法令等における指定状況					整備計画		
	箇所名	場 所	危険箇所の延長(m)	箇所番号	住宅(戸)	公共施設	その他	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険箇所との関連		実施機関	概 要
												全部	一部		
21	海岸町 11	丹野宅～ 蛭名宅	85	Ⅱ-9-207- 2301	2									北海道 (釧路建設管理部)	
22	海岸町 12	鹿又宅～ らうす海洋深層水	93	Ⅱ-9-208- 2302	2									北海道 (釧路建設管理部)	
23	海岸町 13	伊藤宅～ 相木宅	140	Ⅱ-9-209- 2303	3									北海道 (釧路建設管理部)	
24	海岸町 14	名平宅	38	Ⅱ-9-210- 2304	1									北海道 (釧路建設管理部)	
25	海岸町 16	三浦宅	60	Ⅱ-9-211- 2305	1									北海道 (釧路建設管理部)	
26	海岸町 17	平井宅～ 竹内宅	175	Ⅱ-9-212- 2306	4									北海道 (釧路建設管理部)	
27	海岸町 18	伊藤宅～ 三浦宅	58	Ⅱ-9-213- 2307	2									北海道 (釧路建設管理部)	
28	海岸町 19	石川宅	25	Ⅱ-9-214- 2308	1									北海道 (釧路建設管理部)	
29	岬 町 1	笹山宅	35	Ⅱ-9-215- 2309	1									北海道 (釧路建設管理部)	
30	岬 町 3	天内宅	45	Ⅱ-9-216- 2310	1									北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ>

平成27年1月1日現在

番号	危険箇所				予想される被害			法令等における指定状況					整備計画		
	箇所名	場 所	危険箇所の延長(m)	箇所番号	住宅(戸)	公共施設	その他	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険箇所との関連		実施機関	概 要
												全部	一部		
31	岬 町 5	森宅～ 沢宅	43	Ⅱ-9-217- 2311	4									北海道 (釧路建設管理部)	
32	岬 町 7	石川宅～ 今井宅	69	Ⅱ-9-218- 2312	4									北海道 (釧路建設管理部)	
33	岬 町 8	太田宅	44	Ⅱ-9-219- 2313	1									北海道 (釧路建設管理部)	
34	岬 町 9	黒川宅～ 沢宅	110	Ⅱ-9-220- 2314	3									北海道 (釧路建設管理部)	
35	北 浜 6	吉田宅	65	Ⅱ-9-221- 2315	3									北海道 (釧路建設管理部)	
36	北 浜 9	川村水産	105	Ⅱ-9-222- 2316	3									北海道 (釧路建設管理部)	
37	北 浜 1 1	海共漁業	50	Ⅱ-9-223- 2317	1									北海道 (釧路建設管理部)	
38	北 浜 1 2	番屋～ 作業場	50	Ⅱ-9-224- 2318	2									北海道 (釧路建設管理部)	
39	昆布浜 1	番屋～ 作業場	65	Ⅱ-9-225- 2319	2									北海道 (釧路建設管理部)	
40	昆布浜 2	番屋～ 作業場	80	Ⅱ-9-226- 2320	2									北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ>

平成27年1月1日現在

番号	危険箇所				予想される被害			法令等における指定状況					整備計画		
	箇所名	場 所	危険箇所の延長(m)	箇所番号	住宅(戸)	公共施設	その他	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険箇所との関連		実施機関	概 要
												全部	一部		
41	昆布浜 3	番屋～ 作業場	70	Ⅱ-9-227- 2321	3									北海道 (釧路建設管理部)	
42	昆布浜 4	番屋～ 作業場	30	Ⅱ-9-228- 2322	2									北海道 (釧路建設管理部)	
43	昆布浜 5	番屋～ 作業場	40	Ⅱ-9-229- 2323	2									北海道 (釧路建設管理部)	
44	昆布浜 6	川端宅	55	Ⅱ-9-230- 2324	2									北海道 (釧路建設管理部)	
45	昆布浜 9	秋山宅	80	Ⅱ-9-231- 2325	2									北海道 (釧路建設管理部)	
46	瀬石 1	岡田宅	100	Ⅱ-9-232- 2326	4									北海道 (釧路建設管理部)	
47	瀬石 3	高田宅～ 平藤宅	65	Ⅱ-9-233- 2327	2									北海道 (釧路建設管理部)	
48	瀬石 6	浜沢宅	80	Ⅱ-9-234- 2328	2									北海道 (釧路建設管理部)	
49	相泊 1	作業場～ 番屋	45	Ⅱ-9-235- 2329	2									北海道 (釧路建設管理部)	
50	相泊 2	小倉宅	55	Ⅱ-9-236- 2330	2									北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ>

平成27年1月1日現在

番号	危険箇所				予想される被害			法令等における指定状況					整備計画		
	箇所名	場 所	危険箇所の延長(m)	箇所番号	住宅(戸)	公共施設	その他	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険箇所との関連		実施機関	概 要
												全部	一部		
51	相 泊 3	川島宅	50	Ⅱ-9-237-2331	2									北海道 (釧路建設管理部)	
52	相 泊 4	柏崎宅～ 森崎宅	105	Ⅱ-9-238-2332	4									北海道 (釧路建設管理部)	
53	相 泊 5	三協漁協	25	Ⅱ-9-239-2333	1									北海道 (釧路建設管理部)	
54	相 泊 7	大木宅	35	Ⅱ-9-240-2334	1									北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<土石流危険溪流>

平成27年1月1日現在

番号	危険溪流							予想される被害				整備計画		
	箇所名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地の有無	住家(戸)	公共施設	道路	その他	実施機関	概要
						溪流長(km)	面積(km ²)							
1	相泊	アイドマリ川	アイドマリ川	アイドマリ川	II95-0010	2.54	3.62		3		道道 0.1km		北海道 (釧路建設管理部)	
2	瀬石	瀬石温泉の沢	瀬石温泉の沢	瀬石温泉の沢	II95-0020	0.97	0.83		1		道道 0.06km		北海道 (釧路建設管理部)	
3	〃	斎藤の沢川	斎藤の沢川	斎藤の沢川	II95-0030	0.18	0.05		1		道道 0.06km		北海道 (釧路建設管理部)	
4	〃	セセキの滝川	セセキの滝川	セセキの滝川	II95-0040	1.14	0.99		2		道道 0.06km		北海道 (釧路建設管理部)	
5	昆布浜	オシヨロコツ川	オシヨロコツ川	オシヨロコツ川	II95-0050	1.8	3.32		1		道道 0.07km		北海道 (釧路建設管理部)	
6	〃	昆布浜3の沢川	昆布浜3の沢川	昆布浜3の沢川	II95-0060	0.17	0.03		1		道道 0.08km		北海道 (釧路建設管理部)	
7	〃	昆布浜2の沢川	昆布浜2の沢川	昆布浜2の沢川	II95-0070	0.36	0.19		4		道道 0.08km		北海道 (釧路建設管理部)	
8	〃	昆布浜1の沢川	昆布浜1の沢川	昆布浜1の沢川	II95-0080	0.39	0.69		2		道道 0.06km		北海道 (釧路建設管理部)	
9	北浜	熊岩西沢川	熊岩西沢川	熊岩西沢川	II95-0090	0.1	0.08		1		道道 0.05km		北海道 (釧路建設管理部)	
10		コブカリコタン川	コブカリコタン川	コブカリコタン川	II95-0100	0.44	0.51		2		道道 0.04km		北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<土石流危険渓流>

平成27年1月1日現在

番号	危険渓流							予想される被害				整備計画		
	箇所名	水系名	河川名	渓流名	渓流番号	渓流概況		砂防指定地の有無	住家(戸)	公共施設	道路	その他	実施機関	概要
						渓流長(km)	面積(k㎡)							
11	〃	北浜沢川	北浜沢川	北浜沢川	II95-0110	0.39	0.14		1		道道 0.05km		北海道 (釧路建設管理部)	
12	〃	キキリベツ川	キキリベツ川	キキリベツ川	II95-0120	3.54	2.76		2		道道 0.06km		北海道 (釧路建設管理部)	
13	岬町	ショウジ川	ショウジ川	ショウジ川	II95-0130	6.21	7.44		3		道道 0.1km		北海道 (釧路建設管理部)	
14	〃	平川の沢川	平川の沢川	平川の沢川	I95-0140	0.49	0.26		5		道道 0.05km		北海道 (釧路建設管理部)	
15	〃	ケンネベツ川	ケンネベツ川	ケンネベツ川	I95-0150	4.25	8.12		6		道道 0.12km		北海道 (釧路建設管理部)	
16	〃	チェンベツ川	チェンベツ川	チェンベツ川	II95-0160	3.24	3.04		2		道道 0.09km		北海道 (釧路建設管理部)	
17	〃	モセカルベツ川	モセカルベツ川	モセカルベツ川	II95-0170	5.72	8.23		3		道道 0.07km		北海道 (釧路建設管理部)	
18	海岸町	オッカバケ川	オッカバケ川	オッカバケ川	I95-0180	6.81	15.74		6		道道 0.12km		北海道 (釧路建設管理部)	
19	〃	海岸町4号沢	海岸町4号沢	海岸町4号沢	I95-0190	0.46	0.18		5		道道・町道 0.1km・0.06km		北海道 (釧路建設管理部)	
20	〃	海岸町3号沢	海岸町3号沢	海岸町3号沢	II95-0200	0.3	0.04		3		道道 0.05km		北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<土石流危険渓流>

平成27年1月1日現在

番号	危険渓流							予想される被害				整備計画		
	箇所名	水系名	河川名	渓流名	渓流番号	渓流概況		砂防指定地の有無	住家(戸)	公共施設	道路	その他	実施機関	概要
						渓流長(km)	面積(k㎡)							
21	〃	サシルイ川	サシルイ川	サシルイ川	I 95-0210	8.49	22.68		8		道道 0.13km		北海道 (釧路建設管理部)	
22	〃	富塚の沢川	富塚の沢川	富塚の沢川	I 95-0220	0.11	0.05		1	海岸町南保健福祉会館	道道 0.09km		北海道 (釧路建設管理部)	
23	〃	海岸町2号沢	海岸町2号沢	海岸町2号沢	II 95-0230	0.42	0.2		3		道道 0.12km		北海道 (釧路建設管理部)	
24	〃	海岸町5号沢	海岸町5号沢	海岸町5号沢	II 95-0240	0.57	0.16		1		道道 0.05km		北海道 (釧路建設管理部)	
25	〃	海岸町1号沢	海岸町1号沢	海岸町1号沢	I 95-0250	0.88	0.3		8		道道 0.08km		北海道 (釧路建設管理部)	
26	〃	ハシコイ川	ハシコイ川	ハシコイ川	I 95-0260	1.82	1.71		7		道道 0.17km		北海道 (釧路建設管理部)	
27	〃	立岩上沢川	立岩上沢川	立岩上沢川	II 95-0270	0.84	0.17		1		道道 0.04km		北海道 (釧路建設管理部)	
28	共栄町	ガイズ沢	ガイズ沢	ガイズ沢	I 95-0280	0.79	0.16		8		道道 0.08km		北海道 (釧路建設管理部)	
29	〃	知従来川	知従来川	知従来右1の沢	II 95-0290	0.65	0.18		1		道道 0.06km		北海道 (釧路建設管理部)	
30	〃	知従来川	知従来川	知従来右2の沢	I 95-0300	0.3	0.07		1		道道 0.06km	民宿1	北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<土石流危険渓流>

平成27年1月1日現在

番号	危険渓流							予想される被害				整備計画		
	箇所名	水系名	河川名	渓流名	渓流番号	渓流概況		砂防指定地の有無	住家(戸)	公共施設	道路	その他	実施機関	概要
						渓流長(km)	面積(k㎡)							
31	〃	知従来川	知従来川	知従来川	I 95-0310	4.32	6.96		1		道道 0.06km	民宿1	北海道 (釧路建設管理部)	
32	〃	寺の沢川	寺の沢川	寺の沢川	I 95-0320	1.51	0.94		0		道道 0.03km		北海道 (釧路建設管理部)	
33	栄町	羅臼川	羅臼川	神社の沢川	I 95-0340	0.3	0.12		36	羅臼神社 体育館 公民館 駐在所	町道 0.64km	寺1	北海道 (釧路建設管理部)	
34	湯ノ沢町	羅臼川	羅臼川	湯ノ沢1号川	I 95-0360	0.24	0.18		5		国道334 0.04km		北海道 (釧路建設管理部)	
35	〃	羅臼川	羅臼川	湯ノ沢2号川	I 95-0370	0.42	0.26		14	給食センター	国道334 0.07km		北海道 (釧路建設管理部)	
36	〃	羅臼川	羅臼川	湯ノ沢3号川	I 95-0380	0.16	0.04		0	栄町会館	国道334 0.06km		北海道 (釧路建設管理部)	
37	〃	羅臼川	羅臼川	発電所川	II 95-0390	1.79	1.4		1		国道334 0.16km		北海道 (釧路建設管理部)	
38	〃	羅臼川	羅臼川	ホテルの沢川	I 95-0400	0.16	0.08		0		国道334 0.08km	ホテル1	北海道 (釧路建設管理部)	
39	〃	羅臼川	羅臼川	湯ノ沢向川	I 95-0410	0.74	0.24		0	除雪センター ビジターセンター	国道334 0.14km	ホテル1	北海道 (釧路建設管理部)	
40	〃	羅臼川	羅臼川	孵化場の沢川	I 95-0420	0.2	0.03		24	さけます孵化場	国道334・町道 0.08km・0.28km		北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<土石流危険溪流>

平成27年1月1日現在

番号	危険溪流							予想される被害				整備計画		
	箇所名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地の有無	住家(戸)	公共施設	道路	その他	実施機関	概要
						溪流長(km)	面積(k㎡)							
41	緑町	羅臼川	羅臼川	緑町3の沢川	I 95-0440	0.16	0.07		13		町道 0.06km		北海道 (釧路建設管理部)	
42	〃	羅臼川	羅臼川	緑町2の沢川	I 95-0450	0.15	0.13		27		国道334・町道 0.08km・0.15km		北海道 (釧路建設管理部)	
43	〃	羅臼川	羅臼川	無名川	I 95-0460	0.49	0.33	有	14		国道334・町道 0.07km・0.02km		北海道 (釧路建設管理部)	
44	本町	本町沢川	本町沢川	本町沢川	I 95-0470	0.16	0.03		30		国道335・町道 0.16km・0.11km		北海道 (釧路建設管理部)	
45	〃	タチニウス上川	タチニウス上川	タチニウス上川	I 95-0480	0.1	0.02		18		国道335・町道 0.09km・0.07km		北海道 (釧路建設管理部)	
46	礼文町	立仁白川	立仁白川	立仁白川	II 95-0490	1.43	1.26		2		国道335 0.04km		北海道 (釧路建設管理部)	
47	〃	タチニウス下川	タチニウス下川	タチニウス下川	II 95-0500	0.55	0.14		2		国道335 0.05km		北海道 (釧路建設管理部)	
48	〃	飛仁白川	飛仁白川	トビニウス川	I 95-0510	1.21	1.03		29		国道335・町道 0.12km・0.49km		北海道 (釧路建設管理部)	
49	〃	飛仁白川	飛仁白川	礼文沢川	I 95-0520	0.67	0.26		29	礼文町会館	国道335・町道 0.12km・0.5km		北海道 (釧路建設管理部)	
50	松法町	オタフク沢川	オタフク沢川	オタフク沢川	I 95-0530	0.56	0.2		10		町道 0.34km		北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<土石流危険渓流>

平成27年1月1日現在

番号	危険渓流							予想される被害				整備計画		
	箇所名	水系名	河川名	渓流名	渓流番号	渓流概況		砂防指定地の有無	住家(戸)	公共施設	道路	その他	実施機関	概要
						渓流長(km)	面積(k㎡)							
51	〃	松法川	松法川	中浦の沢川	I 95-0550	0.18	0.02		9		町道 0.26km		北海道 (釧路建設管理部)	
52	知昭町	知昭沢川	知昭沢川	知昭沢川	I 95-0560	0.27	0.03		5		国道 335 0.06km		北海道 (釧路建設管理部)	
53	〃	知西別川	知西別川	左2の沢川	I 95-0580	0.13	0.04		13		町道 0.12km		北海道 (釧路建設管理部)	
54	八木浜町	八木浜沢川	八木浜沢川	八木浜沢川	I 95-0590	0.15	0.08		5		国道 335 0.11km		北海道 (釧路建設管理部)	
55	麻布町	立苺白別川	立苺白別川	立苺白別川	I 95-0610	1.95	3.06		6	消防署麻布分断所	国道 335・町道 0.1km・0.18km		北海道 (釧路建設管理部)	
56	〃	麻布町沢川	麻布町沢川	麻布町沢川	I 95-0620	0.14	0.09		18		国道 335・町道 0.12km・0.06km		北海道 (釧路建設管理部)	
57	〃	阿部の沢川	阿部の沢川	阿部の沢川	I 95-0630	0.08	0.04		10		国道 335 0.12km		北海道 (釧路建設管理部)	
58	〃	阿保の沢川	阿保の沢川	阿保の沢川	I 95-0640	0.65	0.17		9		国道 335・町道 0.11km・0.05km		北海道 (釧路建設管理部)	
59	〃	精神川	精神川	精神川	I 95-0650	4.65	8.8		15		国道 335・町道 0.13km・0.1km		北海道 (釧路建設管理部)	
60	〃	ボン春苺古丹川	ボン春苺古丹川	ボン春苺古丹川	I 95-0680	7.1	13.79		8		国道 335 0.12km		北海道 (釧路建設管理部)	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<土石流危険溪流>

平成27年1月1日現在

番号	危険溪流							予想される被害				整備計画		
	箇所名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地の有無	住家(戸)	公共施設	道 路	その他	実施機関	概 要
						溪流長(km)	面積(k㎡)							
61	幌 萌 町	幌萌小沢川	幌萌小沢川	幌萌小沢川	II95-0690	1.94	1.39		1		0		北海道 (釧路建設管理部)	
62	〃	茶志別川	茶志別川	茶志別川	II95-0700	3.05	2.41		1		町道 0.02km		北海道 (釧路建設管理部)	
63	峯浜町	陸志別川	陸志別川	左1の沢川	II95-0710	0.8	0.42		1		0		北海道 (釧路建設管理部)	

資料 11 急傾斜地崩壊危険区域一覧

<急傾斜地崩壊危険区域>

平成 27 年 1 月 1 日現在

番号	危険区域				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	区域名	場 所	危険箇所の延長 (m)		住宅 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	その他	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
1	栄 町	明治安田生命 ~ 温泉水ポンプ室	2.6 9	2.6 9	32				北海道	急傾斜地法	S47.8.1 H7.7.4	2522 1029		○	北海道 (建設部)	平成3年から急傾斜地対策事業実施中

資料 12 山地災害危険地区一覧

＜山腹崩壊危険地区＞

平成 27 年 1 月 1 日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区 (ha)	危険地区番号	住宅 (戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
1	北 浜 1	A	6	694-001	0	ルサフィールドハウス	ルサフィールドハウス	道道							北海道 (水産林務部)	未成
2	北 浜 2	A	1	694-002	9	ルサフィールドハウス	ルサフィールドハウス	道道							北海道 (水産林務部)	未成
3	北 浜 3	A	1	694-003	9			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
4	北 浜 4	A	1	694-004	5			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
5	北 浜 5	A	1	694-005	5			道道							北海道 (水産林務部)	未成
6	北 浜 6	B	1	694-006	5			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
7	北 浜 7	A	1	694-007	5			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
8	北 浜 8	A	1	694-008	7			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
9	北 浜 9	B	1	694-009	7			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
10	北 浜 10	B	1	694-010	7			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
11	北 浜 1 1	B	1	694-011	5			道道							北海道 (水産林務部)	未成
12	北 浜 1 2	C	1	694-012	0			道道							北海道 (水産林務部)	無
13	北 浜 1 3	C	1	694-013	0			道道							北海道 (水産林務部)	無
14	北 浜 1 4	C	1	694-014	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
15	北 浜 1 5	C	1	694-015	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
16	北 浜 1 6	C	1	694-016	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
17	北 浜 1 7	C	1	694-017	0			道道							北海道 (水産林務部)	未成
18	北 浜 1 8	C	1	694-018	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
19	北 浜 1 9	C	1	694-019	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
20	北 浜 2 0	C	1	694-020	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
21	北浜 2 1	B	1	694-021	5			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
22	北浜 2 2	B	1	694-022	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
23	北浜 2 3	C	1	694-023	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
24	北浜 2 4	A	1	694-024	5			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
25	北浜 2 5	A	1	694-025	7			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
26	北浜 2 6	B	1	694-026	5			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
27	北浜 2 7	A	1	694-027	5			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
28	岬町 1	B	1	694-028	1			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
29	岬町 2	A	1	694-029	28	岩見橋避難所	岩見橋避難所	道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
30	岬町 3	A	1	694-030	24			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
31	岬 町 4	B	2	694-031	22			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
32	岬 町 5	A	2	694-032	18			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
33	岬 町 6	A	2	694-033	18			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
34	岬 町 7	A	2	694-034	13			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
35	岬 町 8	A	1	694-035	12			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
36	岬 町 9	B	1	694-036	10			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
37	岬 町 1 0	B	1	694-037	10			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
38	岬 町 1 1	B	1	694-038	10			道道							北海道 (水産林務部)	概成
39	岬 町 1 2	A	1	694-039	10			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
40	岬 町 1 3	A	1	694-040	18			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

＜山腹崩壊危険地区＞

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定 年月日	指定 番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
41	岬町 1 4	B	1	694-041	14			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
42	岬町 1 5	A	1	694-042	14			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
43	岬町 1 6	B	1	694-043	20			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
44	岬町 1 7	B	1	694-044	19			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
45	岬町 1 8	A	1	694-045	18			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
46	岬町 1 9	A	1	694-046	20			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
47	岬町 2 0	A	1	694-047	17			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
48	岬町 2 1	A	1	694-048	20			町道							北海道 (水産林務部)	一部概成
49	岬町 2 2	B	2	694-049	44			町道							北海道 (水産林務部)	一部概成
50	岬町 2 3	B	2	694-050	50	旧知円別小中学校	旧知円別小中学校	町道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
51	岬町 2 4	A	2	694-051	46	岬町福祉館	岬町福祉館	道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
52	岬町 2 5	A	1	694-052	25			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
53	岬町 2 6	A	1	694-053	23			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
54	岬町 2 7	A	1	694-054	20			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
55	岬町 2 8	A	1	694-055	11			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
56	岬町 2 9	A	1	694-056	12			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
57	岬町 3 0	A	1	694-057	10			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
58	岬町 3 1	A	1	694-058	6			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
59	岬町 3 2	A	1	694-059	6			道道							北海道 (水産林務部)	無
60	岬町 3 3	B	1	694-060	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

＜山腹崩壊危険地区＞

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
61	岬町 3 4	B	1	694-061	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
62	岬町 3 5	B	1	694-062	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
63	岬町 3 6	B	1	694-063	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
64	岬町 3 7	B	2	694-064	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
65	岬町 3 8	B	1	694-065	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
66	岬町 3 9	B	1	694-066	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
67	岬町 4 0	B	1	694-067	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
68	岬町 4 1	B	1	694-068	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
69	岬町 4 2	B	1	694-069	0			道道							北海道 (水産林務部)	無
70	岬町 4 3	B	1	694-070	0			道道							北海道 (水産林務部)	無

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	地区区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
71	岬町 4 4	B	1	694-071	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
72	岬町 4 5	A	1	694-072	5			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
73	岬町 4 6	A	1	694-073	10			道道							北海道 (水産林務部)	無
74	岬町 4 7	A	2	694-074	12			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
75	岬町 4 8	A	2	694-075	20			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
76	岬町 4 9	A	1	694-076	14			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
77	岬町 5 0	A	1	694-077	38			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
78	岬町 5 1	A	1	694-078	20			道道							北海道 (水産林務部)	未成
79	岬町 5 2	A	1	694-079	12			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
80	岬町 5 3	A	1	694-080	12			道道							北海道 (水産林務部)	未成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定 年月日	指定 番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
81	岬町 5 4	A	1	694-081	5			道道							北海道 (水産林務部)	未成
82	岬町 5 5	A	1	694-082	5			道道							北海道 (水産林務部)	未成
83	岬町 5 6	A	1	694-083	5			道道							北海道 (水産林務部)	未成
84	岬町 5 7	A	1	694-084	5			道道							北海道 (水産林務部)	未成
85	岬町 5 8	A	1	694-085	5			道道							北海道 (水産林務部)	未成
86	岬町 5 9	B	1	694-086	0			道道							北海道 (水産林務部)	未成
87	岬町 6 0	B	1	694-087	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
88	岬町 6 1	B	1	694-088	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
89	岬町 6 2	A	1	694-089	6			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
90	岬町 6 3	A	1	694-090	6			道道							北海道 (水産林務部)	無

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定 年月日	指定 番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
91	海岸町 1	A	1	694-091	18			道道							北海道 (水産林務部)	無
92	海岸町 2	A	1	694-092	39			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
93	海岸町 3	A	1	694-093	42	町道 2 号線	町道 2 号線	道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
94	海岸町 4	A	1	694-094	39			町道							北海道 (水産林務部)	一部概成
95	海岸町 5	A	1	694-095	29			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
96	海岸町 6	A	1	694-096	29			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
97	海岸町 7	A	1	694-097	25			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
98	海岸町 8	A	1	694-098	17			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
99	海岸町 9	A	1	694-099	10			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
100	海岸町 10	A	1	694-100	10			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定 年月日	指定 番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
101	海岸町 11	A	1	694-101	11			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
102	海岸町 12	A	1	694-102	14			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
103	海岸町 13	A	1	694-103	14			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
104	海岸町 14	A	2	694-104	14			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
105	海岸町 15	A	2	694-105	14			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
106	海岸町 16	B	3	694-106	7			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
107	海岸町 17	A	2	694-107	13			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
108	海岸町 18	A	2	694-108	11			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
109	海岸町 19	A	1	694-109	11			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
110	海岸町 20	A	2	694-110	17			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定 年月日	指定 番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
111	海岸町 21	A	1	694-111	11										北海道 (水産林務部)	一部概成
112	海岸町 22	A	1	694-112	20			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
113	海岸町 23	A	1	694-113	31			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
114	海岸町 24	A	2	694-114	23			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
115	海岸町 25	A	1	694-115	16			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
116	海岸町 26	A	1	694-116	16			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
117	海岸町 27	A	1	694-117	9			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
118	海岸町 28	A	1	694-118	14			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
119	海岸町 29	A	1	694-119	16			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
120	海岸町 30	A	3	694-120	20			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
121	海岸町 31	A	2	694-121	17			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
122	海岸町 32	A	2	694-122	16			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
123	海岸町 33	A	1	694-123	16			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
124	海岸町 34	A	1	694-124	12			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
125	海岸町 35	A	1	694-125	17			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
126	海岸町 36	A	2	694-126	14			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
127	海岸町 37	A	2	694-127	14			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
128	海岸町 38	A	1	694-128	11			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
129	海岸町 39	A	1	694-129	11			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
130	海岸町 40	A	2	694-130	10			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
131	海岸町 41	C	4	694-131	8			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
132	海岸町 42	A	2	694-132	23			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
133	海岸町 43	A	1	694-133	37			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
134	海岸町 44	A	2	694-134	36			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
135	海岸町 45	A	3	694-135	32			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
136	海岸町 46	A	3	694-136	24			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
137	海岸町 47	A	2	694-137	24			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
138	海岸町 48	A	2	694-138	23			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
139	海岸町 49	C	2	694-139	0			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
140	共栄町 1	C	1	694-140	1			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

＜山腹崩壊危険地区＞

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定 年月日	指定 番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
141	共栄町 2	B	1	694-141	7			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
142	共栄町 3	A	1	694-142	14			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
143	共栄町 4	A	5	694-143	17			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
144	共栄町 5	A	1	694-144	13			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
145	共栄町 6	B	1	694-145	8			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
146	共栄町 7	A	1	694-146	10			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
147	共栄町 8	B	2	694-147	7			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
148	共栄町 9	A	1	694-148	6			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
149	共栄町 10	A	2	694-149	5			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
150	共栄町 11	B	2	694-150	5			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

＜山腹崩壊危険地区＞

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
151	共栄町 12	B	3	694-151	9			道道							北海道 (水産林務部)	無
152	共栄町 13	A	1	694-152	10			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
153	共栄町 14	A	2	694-153	5			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
154	共栄町 15	A	2	694-154	49			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
155	共栄町 16	A	2	694-155	49			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
156	共栄町 17	A	4	694-156	51			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
157	共栄町 18	A	3	694-157	41			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
158	共栄町 19	A	3	694-158	10			道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
159	共栄町 20	A	1	694-159	16			道道							北海道 (水産林務部)	未成
160	共栄町 21	A	2	694-160	23			道道							北海道 (水産林務部)	未成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
161	共栄町 22	B	3	694-161	26			道道							北海道 (水産林務部)	未成
162	共栄町 23	A	2	694-162	27			道道							北海道 (水産林務部)	未成
163	共栄町 24	A	6	694-163	10	共栄町会館 知床らうす深層水給水施設	共栄町会館 知床らうす深層水給水施設	道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
164	船見町 1	A	3	694-164	18			道道							北海道 (水産林務部)	未成
165	船見町 2	A	3	694-165	23	しおかぜ公園 コミュニティセンター	しおかぜ公園 コミュニティセンター	道道							北海道 (水産林務部)	未成
166	船見町 3	A	3	694-166	60	森林事務所		道道							北海道 (水産林務部)	未成
167	船見町 4	A	2	694-167	99	森林事務所 羅臼町商工会館	羅臼町商工会館	町道							北海道 (水産林務部)	一部概成
168	船見町 5	A	3	694-168	99	羅臼町公民館 羅臼町体育館	羅臼町公民館 羅臼町体育館	町道							北海道 (水産林務部)	一部概成
169	船見町 6	A	2	694-169	99	羅臼神社	羅臼神社	町道							北海道 (水産林務部)	一部概成
170	栄 町 1	A	7	694-170	35			町道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定 年月日	指定 番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
171	栄 町 2	A	2	694-171	12	羅臼町役場 羅臼駐在所 羅臼消防署 国保診療所		町道							北海道 (水産林務部)	一部概成
172	栄 町 3	A	3	694-172	89			町道							北海道 (水産林務部)	一部概成
173	栄 町 4	A	3	694-173	68	羅臼町役場 羅臼駐在所 羅臼消防署 国保診療所		町道							北海道 (水産林務部)	一部概成
174	栄 町 5	A	2	694-174	19			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
175	緑 町 1	A	2	694-175	43			国道							北海道 (水産林務部)	無
176	緑 町 2	A	3	694-176	46			国道							北海道 (水産林務部)	無
177	緑 町 3	A	2	694-177	28			国道							北海道 (水産林務部)	無
178	緑 町 4	A	7	694-178	19			町道							北海道 (水産林務部)	一部概成
179	緑 町 5	A	2	694-179	64			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
180	緑 町 6	A	3	694-180	75			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
181	緑 町 7	A	3	694-181	69			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
182	本 町 1	A	2	694-182	23	緑町町内会館	緑町町内会館	国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
183	本 町 2	A	2	694-183	31			国道							北海道 (水産林務部)	無
184	本 町 3	A	1	694-184	14	羅臼小学校 羅臼幼稚園 知床らうす交流センター	羅臼小学校 羅臼幼稚園 知床らうす交流センター	国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
185	本 町 4	A	2	694-185	10			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
186	礼文町 1	A	3	694-186	99			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
187	礼文町 2	A	1	694-187	87	羅臼展望塔	羅臼展望塔	国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
188	礼文町 3	A	2	694-188	99	陸上自衛隊 標津分屯地 羅臼分室	陸上自衛隊 標津分屯地 羅臼分室	国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
189	礼文町 4	A	1	694-189	50			町道							北海道 (水産林務部)	一部概成
190	礼文町 5	A	1	694-190	49	礼文町北 町内会館	礼文町北 町内会館	国道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
191	礼文町 6	A	2	694-191	46			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
192	礼文町 7	A	2	694-192	70			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
193	礼文町 8	A	2	694-193	73			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
194	礼文町 9	B	1	694-194	6			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
195	礼文町 10	A	2	694-195	33			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
196	礼文町 11	B	1	694-196	5			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
197	礼文町 12	B	1	694-197	5			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
198	礼文町 13	B	1	694-198	18			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
199	礼文町 14	A	1	694-199	15			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
200	礼文町 15	A	1	694-200	24			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
201	礼文町 16	B	1	694-201	17			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
202	礼文町 17	B	1	694-202	7			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
203	礼文町 18	A	1	694-203	53			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
204	礼文町 19	A	1	694-204	62			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
205	礼文町 20	A	1	694-205	43			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
206	礼文町 21	A	1	694-206	17			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
207	礼文町 22	B	1	694-207	8			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
208	礼文町 23	B	2	694-208	0			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
209	松法町 1	C	1	694-209	0			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
210	松法町 2	C	1	694-210	0			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
211	松法町 3	C	1	694-211	0			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
212	松法町 4	A	2	694-212	1	ソスケ地区	ソスケ地区	国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
213	松法町 5	B	1	694-213	0	ソスケ地区	ソスケ地区	国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
214	松法町 6	B	1	694-214	0	ソスケ地区	ソスケ地区	国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
215	松法町 7	A	1	694-215	0	ソスケ地区	ソスケ地区	国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
216	松法町 8	A	1	694-216	0	ソスケ地区	ソスケ地区	国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
217	松法町 9	A	1	694-217	11	知松福祉館	知松福祉館	国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
218	松法町 10	B	1	694-218	13			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
219	松法町 11	A	5	694-219	22			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
220	松法町 12	B	3	694-220	71			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
221	松法町 13	B	2	694-221	75			国道							北海道 (水産林務部)	無
222	松法町 14	B	1	694-222	56			国道							北海道 (水産林務部)	無
223	松法町 15	A	1	694-223	38			国道							北海道 (水産林務部)	無
224	松法町 16	C	1	694-224	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
225	知昭町 1	B	1	694-225	26			国道							北海道 (水産林務部)	未成
226	知昭町 2	B	1	694-226	32			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
227	知昭町 3	A	1	694-227	17			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
228	知昭町 4	A	1	694-228	10	知松福祉館	知松福祉館	国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
229	知昭町 5	A	2	694-229	16			国道							北海道 (水産林務部)	未成
230	知昭町 6	A	2	694-230	13			国道							北海道 (水産林務部)	未成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定 年月日	指定 番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
231	知昭町 7	A	2	694-231	33			国道							北海道 (水産林務部)	未成
232	知昭町 8	A	4	694-232	45			国道							北海道 (水産林務部)	未成
233	知昭町 9	A	1	694-233	99			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
234	知昭町 10	A	1	694-234	99			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
235	知昭町 11	B	1	694-235	99			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
236	知昭町 12	C	1	694-236	7			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
237	知昭町 13	A	1	694-237	14			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
238	知昭町 14	A	2	694-238	22			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
239	八木浜町 1	A	2	694-239	28			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
240	八木浜町 2	A	3	694-240	22			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
241	八木浜町 3	A	4	694-241	22			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
242	八木浜町 4	A	2	694-242	24	春松小学校	春松小学校	国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
243	八木浜町 5	A	2	694-243	21	春松幼稚園		国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
244	八木浜町 6	A	3	694-244	27			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
245	八木浜町 7	A	3	694-245	24			国道							北海道 (水産林務部)	未成
246	八木浜町 8	A	3	694-246	16			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
247	八木浜町 9	B	3	694-247	12			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
248	八木浜町 10	B	3	694-248	12			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
249	八木浜町 11	B	3	694-249	13			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
250	八木浜町 12	A	1	694-250	32			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

＜山腹崩壊危険地区＞

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
251	八木浜町13	B	1	694-251	10			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
252	麻布町1	A	1	694-252	43			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
253	麻布町2	A	1	694-253	36			国道							北海道 (水産林務部)	無
254	麻布町3	A	1	694-254	33			国道							北海道 (水産林務部)	未成
255	麻布町4	B	2	694-255	29			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
256	麻布町5	B	2	694-256	25			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
257	麻布町6	B	2	694-257	20			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
258	麻布町7	A	1	694-258	23			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
259	麻布町8	A	1	694-259	24			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
260	麻布町9	B	2	694-260	30	麻布町福祉館	麻布町福祉館	国道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
261	麻布町 10	B	2	694-261	22	陸志別1号線		国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
262	麻布町 11	A	2	694-262	11	陸志別1号線		国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
263	春日町 1	C	2	694-263	5			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
264	春日町 2	C	1	694-264	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
265	春日町 3	C	1	694-265	0			町道							北海道 (水産林務部)	一部概成
266	春日町 4	C	2	694-266	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
267	春日町 5	C	2	694-267	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
268	春日町 6	C	2	694-268	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
269	春日町 7	C	1	694-269	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
270	春日町 8	C	2	694-270	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

＜山腹崩壊危険地区＞

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
271	春日町 9	C	2	694-271	2			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
272	春日町 10	C	6	694-272	1			国道							北海道 (水産林務部)	未成
273	春日町 11	C	1	694-273	2			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
274	春日町 12	C	1	694-274	4			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
275	春日町 13	A	1	694-275	10			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
276	春日町 14	B	1	694-276	7			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
277	春日町 15	B	1	694-277	10			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
278	春日町 16	B	1	694-278	13			国道							北海道 (水産林務部)	未成
279	春日町 17	C	3	694-279	7			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
280	春日町 18	B	1	694-280	10			国道							北海道 (水産林務部)	無

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
281	春日町 19	B	1	694-281	15			国道							北海道 (水産林務部)	無
282	春日町 20	A	1	694-282	22			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
283	春日町 21	A	1	694-283	23			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
284	春日町 22	A	1	694-284	11			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
285	春日町 23	C	2	694-285	2			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
286	春日町 24	B	2	694-286	6			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
287	春日町 25	C	2	694-287	7			国道							北海道 (水産林務部)	無
288	春日町 26	C	1	694-288	5			国道							北海道 (水産林務部)	無
289	春日町 27	C	2	694-289	0			市道							北海道 (水産林務部)	一部概成
290	春日町 28	C	1	694-290	0			市道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定 年月日	指定 番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
291	春日町 29	C	2	694-291	0			市道							北海道 (水産林務部)	一部概成
292	春日町 30	C	1	694-292	0										北海道 (水産林務部)	無
293	春日町 31	C	1	694-293	0			町道							北海道 (水産林務部)	無
294	春日町 32	C	3	694-294	0			町道							北海道 (水産林務部)	無
295	幌萌町 1	C	1	694-295	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
296	幌萌町 2	C	1	694-296	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
297	幌萌町 3	C	1	694-297	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
298	幌萌町 4	B	1	694-298	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
299	幌萌町 5	C	1	694-299	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
300	幌萌町 6	C	1	694-300	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定 年月日	指定 番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
301	幌 萌 町 7	C	1	694-301	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
302	幌 萌 町 8	C	1	694-302	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
303	幌 萌 町 9	A	1	694-303	0	羅臼町ごみ焼却場		林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
304	幌 萌 町 10	B	1	694-304	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
305	幌 萌 町 11	B	1	694-305	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
306	幌 萌 町 12	B	1	694-306	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
307	幌 萌 町 13	B	1	694-307	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
308	幌 萌 町 14	C	1	694-308	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
309	幌 萌 町 15	C	1	694-309	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
310	幌 萌 町 16	B	1	694-310	0			林道							北海道 (水産林務部)	無

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定 年月日	指定 番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
311	幌萌町 17	B	1	694-311	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
312	幌萌町 18	B	1	694-312	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
313	幌萌町 19	C	1	694-313	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
314	幌萌町 20	C	1	694-314	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
315	幌萌町 21	C	2	694-315	2			町道							北海道 (水産林務部)	一部概成
316	幌萌町 22	B	1	694-316	2										北海道 (水産林務部)	一部概成
317	幌萌町 23	B	1	694-317	1										北海道 (水産林務部)	一部概成
318	幌萌町 24	B	2	694-318	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
319	幌萌町 25	C	1	694-319	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
320	幌萌町 26	C	1	694-320	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
321	幌萌町 27	C	1	694-321	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
322	幌萌町 28	C	1	694-322	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
323	幌萌町 29	C	1	694-323	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
324	幌萌町 30	C	1	694-324	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
325	幌萌町 31	B	2	694-325	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
326	峯浜町 1	C	2	694-326	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
327	峯浜町 2	C	2	694-327	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
328	峯浜町 3	C	3	694-328	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
329	峯浜町 4	C	2	694-329	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
330	峯浜町 5	C	2	694-330	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

＜山腹崩壊危険地区＞

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
331	峯浜町 6	C	2	694-331	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
332	峯浜町 7	C	2	694-332	0			林道							北海道 (水産林務部)	無
333	峯浜町 8	C	3	694-333	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
334	峯浜町 9	C	3	694-334	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
335	峯浜町 10	C	2	694-335	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
336	峯浜町 11	C	2	694-336	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
337	峯浜町 12	C	2	694-337	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
338	峯浜町 13	C	3	694-338	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
339	峯浜町 14	C	2	694-339	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
340	峯浜町 15	C	1	694-340	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成

羅臼町地域防災計画【資料編】

＜山腹崩壊危険地区＞

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定 年月日	指定 番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
341	峯浜町 16	C	2	694-341	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
342	峯浜町 17	C	2	694-342	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
343	峯浜町 18	C	2	694-343	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
344	峯浜町 19	C	2	694-344	0			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
345	峯浜町 20	C	1	694-345	1			林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
346	峯浜町 21	C	1	694-346	0			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
347	峯浜町 22	C	1	694-347	5			国道							北海道 (水産林務部)	無
348	峯浜町 23	C	3	694-348	4										北海道 (水産林務部)	未成
349	峯浜町 24	B	2	694-349	0	陸志別1号線	陸志別1号線	林道							北海道 (水産林務部)	一部概成
350	峯浜町 25	B	2	694-350	2	陸志別1号線	陸志別1号線	国道							北海道 (水産林務部)	無

羅臼町地域防災計画【資料編】

＜山腹崩壊危険地区＞

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概 要
													全部	一部		
351	峯浜町 26	C	1	694-351	0			国道							北海道 (水産林務部)	無
352	峯浜町 27	C	1	694-352	0			国道							北海道 (水産林務部)	無
353	峯浜町 28	C	1	694-353	0			国道							北海道 (水産林務部)	無
354	峯浜町 29	C	1	694-354	0			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
355	峯浜町 30	C	1	694-355	5			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
356	峯浜町 31	B	1	694-356	6			国道							北海道 (水産林務部)	無
357	峯浜町 32	B	1	694-357	7			国道							北海道 (水産林務部)	無
358	峯浜町 33	C	2	694-358	3			国道							北海道 (水産林務部)	無
359	峯浜町 34	C	1	694-359	1			国道							北海道 (水産林務部)	無
360	峯浜町 35	C	1	694-360	0			国道							北海道 (水産林務部)	無

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
361	峯浜町 36	C	1	694-361	1			国道							北海道 (水産林務部)	無
362	峯浜町 37	C	4	694-362	3			国道							北海道 (水産林務部)	無
363	峯浜町 38	C	1	694-363	0			町道							北海道 (水産林務部)	無
364	栄町 1	B	1	694-364	0	知床未来中学校	知床未来中学校								北海道 (水産林務部)	一部概成
365	栄町 2	A	1	694-365	5			国道							北海道 (水産林務部)	無
366	栄町 3	A	1	694-366	5			国道							北海道 (水産林務部)	無
367	栄町 4	B	1	694-367	5			国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
368	栄町 5	A	1	694-368	10										北海道 (水産林務部)	一部概成
369	栄町 6	C	1	694-369	4			国道							北海道 (水産林務部)	無
370	本町 1	C	1	694-370	0			町道							北海道 (水産林務部)	無

羅臼町地域防災計画【資料編】

<山腹崩壊危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	危険地区(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
371	本町 2	C	1	694-371	0			町道							北海道 (水産林務部)	一部概成
372	本町 3	A	1	694-372	0	羅臼幼稚園		町道							北海道 (水産林務部)	無
373	本町 4	C	1	694-373	3			町道							北海道 (水産林務部)	無

羅臼町地域防災計画【資料編】

<崩壊土砂流出危険地区>

平成27年1月1日現在

番号	危険地区				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	危険地区の危険度	面積(ha)	危険地区番号	住宅(戸)	公共施設等	避難場所	道路	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険地区との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
1	岬町 1	B	3.15	694-2	10	岩見橋避難所	岩見橋避難所	都道							北海道 (水産林務部)	一部概成
2	礼文町 1	B	0	694-15	5	礼文町南町内会館	礼文町南町内会館	道道							北海道 (水産林務部)	一部概成
3	礼文町 2	A	1.8	694-16	11	羅臼高校	羅臼高校	国道							北海道 (水産林務部)	無
4	松法町 1	A	2.7	694-19	5	ソスケ地区	ソスケ地区	国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
5	松法町 2	A	5.1	694-20	42	ソスケ地区	ソスケ地区	国道							北海道 (水産林務部)	無
6	八木浜町 1	B	7.5	694-22	11	麻布駐在所 八木浜町水源地	八木浜町水源地	国道							北海道 (水産林務部)	一部概成
7	春日町 1	B	16.2	694-24	32	春日町福祉館	春日町福祉館	国道							北海道 (水産林務部)	未成

羅臼町地域防災計画【資料編】

<地すべり危険区域>

平成27年1月1日現在

番号	危険区域			予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	区域名	危険地区の危険度	危険区域面積 (ha)	住宅 (戸)	公共施設	避難場所	道路	指定機関	法令名	指 定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概 要
												全部	一部		
1	岬 町	A	180	20			道道							北海道 (水産林務部)	計画なし
2	海 岸 町	A	7	10			道道							北海道 (水産林務部)	計画なし
3	栄 町	A	25	50	羅臼町役場 羅臼駐在所 国保診療所 羅臼消防署 栄町高台町内福祉館 知床未来中学校	栄町高台町内福祉館	国道							北海道 (水産林務部)	計画なし
4	緑 町	A	25	40	緑町町内会館	緑町町内会館	町道							北海道 (水産林務部)	計画なし

羅臼町地域防災計画【資料編】

資料 13 砂防指定地一覧

<砂防指定地>

平成 27 年 1 月 1 日現在

番号	支流名	溪流名	区 域	指定年月 及び番号	面積(ha)	河川敷(ha)	概 況(ha)				
							山林		道路等	その他	
							国有林	公民有林		国有林	公民有林
1	羅臼川	仙崎沢	・次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 8 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 8 号を結んだ線に囲まれた土地の区域 目梨郡羅臼町羅臼 国有林 229 林班 230 林班 3 小班 233 林班 3 小班 1 号から 4 号 5 号から 7 号 8 号	2 条 昭和 39 年 2 月 28 日建設省 告示第 326 号	2.47	0.49	1.98				
2	羅臼川	羅臼川	・次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 11 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 11 号を結んだ線に囲まれた土地の区域 目梨郡羅臼町湯ノ沢町 国有林 230 林班ろ小班 231 林班い小班 234 林班い小班 233 林班い小班 1 号から 5 号 6 号, 7 号 8 号 9 号から 11 号	2 条 昭和 45 年 8 月 19 日建設省 告示第 1284 号	9.74		9.74				

羅臼町地域防災計画【資料編】

<砂防指定地>

平成27年1月1日現在

番号	支流名	溪流名	区 域	指定年月 及び番号	面積(ha)	河川敷(ha)	概 況(ha)				
							山林		道路等	その他	
							国有林	公民有林		国有林	公民有林
3	羅臼川	右支川	・次に掲げる土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱1号と17号を結んだ線に囲まれた土地の区域 目梨郡羅臼町 緑町 300番 3031番 1号及び17号 2号,3号,15号,及び16号 礼文町 32番 4号から14号	2条 昭和47 年8月3 日建設省 告示第 1348号	2.55			2.47	0.01	0.05	0.02
4	羅臼川	登山川	・次に掲げる土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた土地の区域 目梨郡羅臼町湯ノ沢町 国有林 231林班い小班 234林班い小班 234林班ろ小班 233林班は小班 233林班い小班 1号,12号及び13号 2号及び3号 4号及び5号 6号 7号から11号	2条 昭和48 年5月12 日建設省 告示第 1035号	13.97		13.97				

羅臼町地域防災計画【資料編】

<砂防指定地>

平成27年1月1日現在

番号	支流名	溪流名	区 域	指定年月 及び番号	面積(ha)	河川敷(ha)	概 況(ha)				
							山林		道路等	その他	
							国有林	公民有林		国有林	公民有林
5	羅臼川	無名川	・次に掲げる土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた土地の区域 目梨郡羅臼町礼文町 300番地先河川敷 298番1 32番 3031番 1号及び8号 2号 3号から6号 7号	2条 昭和48 年7月21 日建設省 告示第 1593号	0.2	0.01		0.05		0.06	0.08
6	松法川	松法川	・次に掲げる土地に存する標柱1号から22号までを順次結んだ線及び標柱1号と22号を結んだ線に囲まれた土地の区域 目梨郡羅臼町松法 国有林 226林班へ小班 227林班は小班 226林班へ小班 1号から11号 12号から20号 21号及び22号	2条 昭和61 年9月8 日建設省 告示第 1489号	3.05		3.05				

羅臼町地域防災計画【資料編】

<砂防指定地>

平成27年1月1日現在

番号	支流名	溪流名	区 域	指定年月 及び番号	面積(ha)	河川敷(ha)	概 況(ha)				
							山林		道路等	その他	
							国有林	公民有林		国有林	公民有林
7	知西別川	知西別川	・次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた土地の区域 目梨郡羅臼町知昭町 392 番地先河川敷 1号, 2号 国有林 219 林班い小班 220 林班い小班 223 林班い小班 3号 4号 5号から7号	2条 昭和43 年4月25 日建設省 告示第 1297号	9.56	0.62	8.68			0.26	
8	知西別川	知西別川	・次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた土地の区域 目梨郡羅臼町知昭町 国有林 220 林班い小班 223 林班い小班 1号から4号 5号から7号	2条 昭和47 年8月11 日建設省 告示第 1437号	6.37		6.37				

羅臼町地域防災計画【資料編】

<砂防指定地>

平成27年1月1日現在

番号	支流名	溪流名	区 域	指定年月 及び番号	面積(ha)	河川敷(ha)	概 況(ha)				
							山林		道路等	その他	
							国有林	公民有林		国有林	公民有林
9	知西別川	知西別川	・次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた土地の区域 目梨郡羅臼町知昭町 332番地先国有地 29番 392番 国有林 223林班い小班 346番 388番地先河川敷 47番地先河川敷 45番地先国有地	2条 昭和48 年5月12 日建設省 告示第 1035号	24.25	15.09	0.69	6.16	0.63	1.68	
10	知西別川	知西別川	・次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と5号を結んだ線に囲まれた土地の区域ただし、昭和48年5月12日建設省告示第1035号で指定した土地を除く。 目梨郡羅臼町知昭町 国有林 223林班い小班 392番 49番	2条 昭和49 年8月20 日建設省 告示第 1109号	0.99		0.3	0.69			

羅臼町地域防災計画【資料編】

<砂防指定地>

平成27年1月1日現在

番号	支流名	溪流名	区 域	指定年月 及び番号	面積(ha)	河川敷(ha)	概 況(ha)				
							山林		道路等	その他	
							国有林	公民有林		国有林	公民有林
11	陸志別川	陸志別川	・次に掲げる土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線に囲まれた土地の区域 目梨郡羅臼町峰浜町 488 番地先国有未開地 1号から3号 562 番 4号,5号 562 番地先国有林 6号 467 番2 7号 464 番1 8号,10号,11号 464 番1 地先国有未開地 9号 462 番地先国有林 12号 497 番地先国有林 13号 445 番地先国有林 14号	2条 昭和44 年3月31 日建設省 告示第 805号	23.96				17.15	6.81	
12	陸志別川	陸志別川	・次に掲げる土地に存する標柱1号から20号までを順次結んだ線及び標柱1号と20号を結んだ線に囲まれた土地の区域 目梨郡羅臼町峰浜町 562 番 1号及び2号 590 番地道路敷 3号及び4号 567 番 5号 541 番 6号 567 番 7号 国有林 123 林班る小班 8号から17号 469 番1 18号及び19号 国有林 122 林班い小班 20号	2条 昭和50 年6月14 日建設省 告示第 952号	11.89	0.33	5.52	0.09	5.95		

羅臼町地域防災計画【資料編】

<砂防指定地>

平成27年1月1日現在

番号	支流名	溪流名	区 域	指定年月 及び番号	面積(ha)	河川敷(ha)	概 況(ha)				
							山林		道路等	その他	
							国有林	公民有林		国有林	公民有林
13	陸志別川	陸志別川	<p>・次に掲げる土地に存する標柱1号から26号までを順次結んだ線及び標柱1号と26号を結んだ線に囲まれた土地の区域ただし、昭和50年6月14日建設省告示第952号で指定した土地を除く。</p> <p>目梨郡羅臼町峰浜町 562番 590番地先道路敷 567番 541番 567番 国有林 123林班る小班 469番1 国有林 122林班い小班</p>	<p>2条 昭和52 年8月4 日建設省 告示第 1097号</p>	0.76		0.53			0.23	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<砂防指定地>

平成27年1月1日現在

番号	支流名	溪流名	区 域	指定年月 及び番号	面積(ha)	河川敷(ha)	概 況(ha)				
							山林		道路等	その他	
							国有林	公民有林		国有林	公民有林
14	陸志別川	陸志別川	・次に掲げる土地に存する標柱1号から58号までを順次結んだ線及び標柱1号と58号を結んだ線に囲まれた土地の区域 目梨郡羅臼町峰浜町 309番地先河川敷 1号 448番3地先河川敷 2号及び3号 448番9地先河川敷 4号から7号 449番7地先河川敷 8号及び9号 国有林 122林班い小班 10号から46号 512番地先河川敷 47号から49号 428番1地先河川敷 50号から54号 412番地先河川敷 55号及び56号 515番地先河川敷 57号 506番1地先河川敷 58号	2条 昭和56 年7月18 日建設省 告示第 1309号	30	15.67	12.98	0.03		1.32	

羅臼町地域防災計画【資料編】

<砂防指定地>

平成27年1月1日現在

番号	支流名	溪流名	区 域	指定年月 及び番号	面積(ha)	河川敷(ha)	概 況(ha)				
							山林		道路等	その他	
							国有林	公民有林		国有林	公民有林
61	羅臼川	右支川	<p>・北海道目梨郡羅臼町礼文町三二番一内三級基準点を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱1号と8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた土地の区域</p> <p>(昭和47年建設省告示第1348号で指定した第7号に掲げる土地の区域を除く)</p> <p>基準点から332度37分5秒58,195メートルの地点 標柱1号 標柱1号から168度25分42秒17,867メートルの地点 標柱2号 標柱2号から236度0分13秒18,468メートルの地点 標柱3号 標柱3号から324度16分43秒16,525メートルの地点 標柱4号 標柱4号から316度9分12秒83,539メートルの地点 標柱5号 標柱5号から263度20分46秒71,261メートルの地点 標柱6号 標柱6号から347度28分16秒6,417メートルの地点 標柱7号 標柱7号から54度12分27秒62,072メートルの地点 標柱8号</p>	平成13年3月16日国土交通省告示第218号	0.19			0.19			

資料 14 避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害編）

避難勧告等の判断・伝達マニュアル
（土砂災害編）

平成 3 1 年 1 月

羅 臼 町

〈 目 次 〉

1	避難勧告等の対象とする土砂災害	127
2	避難勧告等の対象とする土砂災害の危険性がある区域	128
3	避難勧告等の発表単位	128
4	避難勧告等を判断する情報	129
5	避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動	130
6	避難勧告等の発令の判断基準	131
7	助言を求めることのできる機関	132
8	避難勧告等の伝達方法	132
9	避難所	133
10	避難勧告等の伝達文	134
11	土砂災害危険箇所等一覧	135～140

巻末資料

- I 避難勧告等判断フロー図（土砂災害）
- II 土砂災害の前兆現象について

1 避難勧告等の対象とする土砂災害

対 象	急傾斜地の崩壊 (崖崩れ)	降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象
	土石流	山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象
対 象 外	地滑り	斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象 ※危険性が確認された場合、国や都道府県等が監視・観測等の調査を行う。 その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される 土砂災害緊急情報を踏まえ、市町村として避難勧告等を発令
	火山噴火に伴う 降灰後の土石流	火山砕屑物等が降雨等により堆積した山腹斜面や溪床から流出する現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等を判断・伝達
	河道閉塞に伴う 土砂災害	崖くずれ、土石流などでくずれたり流されたりした大量の土砂が、川をふさいで水の流れをせき止める現象 ※土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難勧告等を判断・伝達
	深層崩壊	土層及びその下の風化した岩盤が同時に崩れ落ちる現象 ※技術的に予知・予測が困難
	山体の崩壊	火山などに代表される脆弱な地質条件の山体の一部が地震動や噴火、深層風化などが引き金となって大規模な崩壊を起こす現象 ※技術的に予知・予測が困難

2 避難勧告等の対象とする土砂災害の危険性がある区域

対象区域は135～140「土砂災害危険箇所等一覧」のとおり

(1) 土砂災害危険箇所

① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域

傾斜度 30 度以上、高さ5m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地及びその近接地

② 土石流危険区域

溪流の勾配が3 度以上（火山砂防地域では2 度以上）あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域

(2) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

① 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

②土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

(3) その他の場所

上記(1)(2)の隣接区域やその他避難の必要がある場所

3 避難勧告等の発表単位

発表単位は、北海道土砂災害警戒情報システムで使用するメッシュ区分（5 km× 5 km）内の「2 避難勧告等の対象とする土砂災害の危険性がある区域」を基本とし、避難行動における共助体制が構築されるよう町内会や自主防災組織等の社会的状況等を考慮し定めるものとする。

ただし、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じた、避難勧告等の発令区域を適切に判断する。

4 避難勧告等を判断する情報

<p>○北海道土砂災害警戒システム (http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/)</p> <p>① 土砂災害警戒情報発表状況 現在の発表状況と過去の発表履歴を表示。</p> <p>② 危険度情報 土砂災害の危険度を5kmメッシュで表示(3時間先までの予測を表示可能)。土砂災害危険箇所図、危険度判定図(スネーク曲線)、降雨状況経過図を一画面にまとめて表示。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【危険度の表示】更新間隔 30分</p> <p>赤—実況で土砂災害警戒情報基準超過</p> <p>橙—実況で大雨警報(土砂災害)基準超過</p> </div> <p>③ 降雨情報 降雨の状況を1kmメッシュで表示。</p> <p>④ 土砂災害警戒区域等の指定状況 土砂災害警戒区域等の区域図等の指定状況を表示。</p>
<p>○土砂災害警戒判定メッシュ情報(気象庁) (http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/)</p> <p>2時間先までの土砂災害の危険度を5kmメッシュで表示したもの。</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【危険度の表示】更新間隔 10分</p> <p>濃紫—実況で土砂災害警戒情報基準超過</p> <p>薄紫—予想で土砂災害警戒情報基準超過</p> <p>橙—実況又は予想で大雨警報(土砂災害)基準超過</p> <p>黄—実況又は予想で大雨注意報基準超過</p> </div>

項目	提供元	説明	主な提供システム・サイト
大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。	北海道防災情報システム http://www.bousai-hokkaido.jp/ 気象庁HP http://www.jma.go.jp/jma/
大雨警報(土砂災害)	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報(土砂災害)」「大雨警報(浸水害)」「大雨警報(土砂災害、浸水害)」という名称で発表される。	防災情報提供システム https://bosai.jmainfo.go.jp/ (ID/PW必要)
土砂災害警戒情報	気象庁と道の共同発表	大雨警報(土砂災害)等が発表されている状況で、土砂災害発生危険度が更に高まったときに発表される。	北海道土砂災害警戒システム 北海道防災情報システム 気象庁HP 防災情報提供システム
大雨特別警報(土砂災害)	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報(土砂災害)」「大雨特別警報(浸水害)」「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」という標記で発表される。	北海道防災情報システム 気象庁HP 防災情報提供システム
記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報(浸水害)等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。	

5 避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民に求める行動

区 分	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備し、高齢者については避難を開始する。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害の危険性が高まっているので、危険だと判断した場合は、避難場所を確認し、立ち退き避難する。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直ちに立ち退き避難する。 <p>ただし、立ち退き避難によりかえって危険が及ぶおそれがある場合は、頑丈な建物内での安全確保をする。</p>

6 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令するものとする。

〈避難勧告等の発令判断基準〉

区分	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象区域 (土砂災害危険箇所内の住家等を基本とする。)
避難準備・高齢者避難開始	1 北海道土砂災害警戒情報システムによる危険度判定図（スネーク曲線）において、大雨警報（土砂災害）発表基準線に達し、さらに一定時間後に土砂災害の発生基準線に到達すると予測される場合	北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報の発表基準を超過した区域（赤及び橙）
避難勧告	1 北海道土砂災害警戒情報システムによる危険度判定図（スネーク曲線）において、土砂災害の発生基準線に到達が予想、または到達し、土砂災害警戒情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周辺の大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及びその周辺の橙）
	2 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）
避難指示（緊急）	1 土砂災害警戒情報が発表されており、されに記録的短時間大雨情報が発表された場合	記録的短時間大雨情報が発表された地域（発表文で確認：例：羅臼町北部、南部付近）及びその周辺の地域のうち、メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（赤）
	2 土砂災害が発生した場合	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）

・重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。

・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。

・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、総合的に判断を行う。

7 助言を求めることのできる機関

機関名（連絡先）	助言を求めることができる事項
釧路地方気象台 【電話番号0154-31-5146】 釧路地方気象台ホットライン（時間外） 【電話番号0154-31-5112】	・気象、地象、水象に関すること。
釧路開発建設部治水課 【電話番号0154-24-7250】 中標津道路事務所 【電話番号0153-72-3221】	・直轄砂防施設に関すること。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
釧路総合振興局 釧路建設管理部事業室治水課 【電話番号0154-23-9182】 中標津出張所 【電話番号0153-72-3213】	・土砂災害危険箇所及び土砂災害（特別）警戒区域に関する こと。 ・土砂災害の前兆現象に係る技術的な所見に関すること。 ・北海道土砂災害警戒情報システムに関すること。
根室振興局 地域政策部地域政策課 【電話番号0153-24-4799】	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

8 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先	
総務課	北海道防災情報システムへの入力 （公共情報コモンズ経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	羅臼町内にいる携帯電話（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）所有者
総務課	防災行政無線（同報系）	住民	
総務課	緊急速報エリアメール	羅臼町内にいる携帯電話（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）所有者	
総務課	ホームページ	PCユーザー等	
対応可能な職員	広報車	住民等（巡回ルート）	
羅臼消防署	消防車	住民等（巡回ルート）	
	電話又は電子メール	消防団	
保健福祉課	電話又はFAX	要配慮施設	
総務課	電話又はFAX	町内会、自主防災組織、避難支援関係者	
総務課	電話	根室振興局 釧路開発建設部 釧路建設管理部 釧路地方気象台 中標津警察等	

9 避難所

土砂災害に対する避難所については、状況に応じ次の施設を開設とする。

施設名	住所	連絡先	施設管理者
岬町コミュニティーセンター	岬町119番地11	0153-89-2357	町長
羅臼漁業協同組合	船見町2番地13	0153-87-2131	漁協
羅臼町コミュニティーセンター	船見町2番地6	0153-87-3904	町長
羅臼町役場	栄町100番地83	0153-87-2111	町長
羅臼小学校	本町41番地	0153-87-2006 (校長) 0153-87-2006 (教頭) 0153-87-3786	教育委員会
羅臼高等学校	礼文町9番地3	0153-87-2481	校長
春松小学校	八木浜町190番地	0153-88-2263 (校長) 0153-88-2076 (教頭) 0153-88-2070	教育委員会
農林漁業体験実習館	幌萌町627番地	0153-88-1094	町長

10 避難勧告等の伝達文

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

緊急放送。緊急放送。避難準備・高齢者等避難開始発令。避難準備・高齢者等避難開始発令。

こちらは、羅臼町役場（災害警戒本部）です。

〇時〇分に羅臼町に土砂災害警戒に関する大雨警報が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇時〇分に羅臼町全域（土砂災害メッシュ情報や气象台等から得た情報をもとに地区を限定する場合は町内会単位）に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令致します。

羅臼町内（土砂災害メッシュ情報や气象台等から得た情報をもとに地区を限定する場合は町内会単位）にいる方は、いつでも避難できるよう準備を始め、高齢の方については避難を開始してください。

（以下は、状況に応じて避難所を開設した場合）

また、避難所として、〇〇〇（避難所は133参照）を開設致しますので、気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合、または避難に時間がかかる方は、避難所、または頑丈な建物等へ避難して下さい。

(2) 避難勧告の伝達文の例

緊急放送。緊急放送。避難勧告発令。避難勧告発令。

こちらは、羅臼町役場災害対策本部です。

〇時〇分に羅臼町に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に羅臼町全域（土砂災害メッシュ情報や气象台等から得た情報をもとに地区を限定する場合は町内会単位）に土砂災害に関する避難勧告を発令致します。

避難所として、〇〇〇（避難所は133参照）を開設致しますので、急斜面の付近や河川沿いにいる方で、危険だと判断した場合は、最寄りの避難所、または頑丈な建物内の高いところ等へ避難して下さい。

(3) 避難指示（緊急）の伝達文の例

緊急放送。緊急放送。避難指示（緊急）発令。避難指示（緊急）発令。

こちらは、羅臼町役場災害対策本部です。

〇〇町で土砂災害の発生（または、前兆現象、著しく強い雨）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に羅臼町全域（土砂災害メッシュ情報や气象台等から得た情報をもとに地区を限定する場合は町内会単位）に土砂災害に関する避難指示（緊急）を発令致します。

避難所として、〇〇〇（避難所は133参照）を開設しておりますので、最寄りの避難所、または頑丈な建物内の高いところ等へ直ちに避難してください。

〈留意事項〉

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害危険箇所内の通過は避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避ける。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がける。

羅臼町地域防災計画【資料編】

1 1 土砂災害危険箇所等一覧

【急傾斜地崩壊危険箇所】

図番号	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	人家等の有無
急001	I-9-167-2888	羅臼 峯浜	—	—	有
急002	I-9-168-2889	羅臼 春日1	—	—	有
急003	I-9-169-2890	羅臼 春日3	—	—	有
急004	I-9-170-2891	羅臼 春日4	—	—	有
急005	I-9-171-2892	羅臼 麻布4	—	—	有
急006	I-9-172-2893	羅臼 八木浜1	—	—	有
急007	I-9-173-2894	羅臼 八木浜2	—	—	有
急008	I-9-174-2895	羅臼 八木浜3	—	—	有
急009	I-9-175-2896	羅臼 八木浜5	—	—	有
急010	I-9-176-2897	羅臼 知昭1	—	—	有
急011	I-9-177-2898	羅臼 知昭2	—	—	有
急012	I-9-178-2899	羅臼 知昭3	—	—	有
急013	I-9-179-2900	羅臼 知昭4	—	—	有
急014	I-9-180-2901	羅臼 松法1	—	—	有
急015	I-9-181-2902	羅臼 礼文2	—	—	有
急016	I-9-182-2903	羅臼 礼文3	—	—	有
急017	I-9-183-2904	羅臼 礼文5	—	—	有
急018	I-9-184-2905	羅臼 礼文6	—	—	有
急019	I-9-185-2906	羅臼 礼文7	—	—	有
急020	I-9-186-2907	羅臼 礼文8	—	—	有
急021	I-9-187-2908	羅臼 緑	—	—	有
急022	I-9-188-2909	羅臼 湯の沢1	—	—	有
急023	I-9-189-2910	羅臼 湯の沢2	—	—	有
急024	I-9-190-2911	羅臼 湯の沢3	—	—	有
急025	I-9-191-2912	羅臼 栄町1	—	—	有
急026	I-9-192-2913	羅臼 栄町2	—	—	有
急027	I-9-193-2914	羅臼 栄町3	○	○	有
急028	I-9-194-2915	羅臼 栄町4	—	—	有
急029	I-9-195-2916	羅臼 栄町5	—	—	有
急030	I-9-196-2917	羅臼 栄町6	—	—	有
急031	I-9-197-2918	羅臼 栄町・船見	—	—	有
急032	I-9-198-2919	羅臼 船見	—	—	有
急033	I-9-199-2920	羅臼 共栄1	—	—	有

羅臼町地域防災計画【資料編】

凶番号	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	人家等の有無
急034	I-9-200-2921	羅臼 共栄3	—	—	有
急035	I-9-201-2922	羅臼 共栄6	—	—	有
急036	I-9-202-2923	羅臼 海岸2	—	—	有
急037	I-9-203-2924	羅臼 海岸4	—	—	有
急038	I-9-204-2925	羅臼 海岸5	—	—	有
急039	I-9-205-2926	羅臼 海岸6	—	—	有
急040	I-9-206-2927	羅臼 海岸7	—	—	有
急041	I-9-207-2928	羅臼 海岸9	—	—	有
急042	I-9-208-2929	羅臼 海岸10	—	—	有
急043	I-9-209-2930	羅臼 海岸15	—	—	有
急044	I-9-210-2931	羅臼 海岸20	—	—	有
急045	I-9-211-2932	羅臼 岬2	—	—	有
急046	I-9-212-2933	羅臼 岬4	—	—	有
急047	I-9-213-2934	羅臼 岬6	—	—	有
急048	I-9-214-2935	羅臼 岬10	—	—	有
急049	I-9-215-2936	羅臼 岬11	—	—	有
急050	I-9-216-2937	羅臼 北浜1	—	—	有
急051	I-9-217-2938	羅臼 北浜2	—	—	有
急052	I-9-218-2939	羅臼 北浜3	—	—	有
急053	I-9-219-2940	羅臼 北浜4	—	—	有
急054	I-9-220-2941	羅臼 北浜5	—	—	有
急055	I-9-221-2942	羅臼 北浜7	—	—	有
急056	I-9-222-2943	羅臼 北浜8	—	—	有
急057	I-9-223-2944	羅臼 北浜10	—	—	有
急058	I-9-224-2945	羅臼 昆布浜7	—	—	有
急059	I-9-225-2946	羅臼 昆布浜8	—	—	有
急060	I-9-226-2947	羅臼 昆布浜10	—	—	有
急061	I-9-227-2948	羅臼 瀬石2	—	—	有
急062	I-9-228-2949	羅臼 瀬石4	—	—	有
急063	I-9-229-2950	羅臼 瀬石5	—	—	有
急064	I-9-230-2951	羅臼 瀬石7	—	—	有
急065	I-9-231-2952	羅臼 瀬石8	—	—	有
急066	I-9-232-2953	羅臼 瀬石9	—	—	有
急067	I-9-233-2954	羅臼 相泊6	—	—	有
急068	I-9-234-2955	羅臼 相泊8	—	—	有
急069	II-9-187-2281	羅臼 幌萌1	—	—	有

羅臼町地域防災計画【資料編】

凶番号	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	人家等の有無
急070	II-9-188-2282	羅臼 幌萌2	—	—	有
急071	II-9-189-2283	羅臼 幌萌3	—	—	有
急072	II-9-190-2284	羅臼 幌萌4	—	—	有
急073	II-9-191-2285	羅臼 春日2	—	—	有
急074	II-9-192-2286	羅臼 春日5	—	—	有
急075	II-9-193-2287	羅臼 麻布1	—	—	有
急076	II-9-194-2288	羅臼 麻布2	—	—	有
急077	II-9-195-2289	羅臼 麻布3	—	—	有
急078	II-9-196-2290	羅臼 八木浜4	—	—	有
急079	II-9-197-2291	羅臼 松法2	—	—	有
急080	II-9-198-2292	羅臼 松法3	—	—	有
急081	II-9-199-2293	羅臼 礼文1	—	—	有
急082	II-9-200-2294	羅臼 礼文4	—	—	有
急083	II-9-201-2295	羅臼 共栄2	—	—	有
急084	II-9-202-2296	羅臼 共栄4	—	—	有
急085	II-9-203-2297	羅臼 共栄5	—	—	有
急086	II-9-204-2298	羅臼 海岸1	—	—	有
急087	II-9-205-2299	羅臼 海岸3	—	—	有
急088	II-9-206-2300	羅臼 海岸8	—	—	有
急089	II-9-207-2301	羅臼 海岸1 1	—	—	有
急090	II-9-208-2302	羅臼 海岸1 2	—	—	有
急091	II-9-209-2303	羅臼 海岸1 3	—	—	有
急092	II-9-210-2304	羅臼 海岸1 4	—	—	有
急093	II-9-211-2305	羅臼 海岸1 6	—	—	有
急094	II-9-212-2306	羅臼 海岸1 7	—	—	有
急095	II-9-213-2307	羅臼 海岸1 8	—	—	有
急096	II-9-214-2308	羅臼 海岸1 9	—	—	有
急097	II-9-215-2309	羅臼 岬1	—	—	有
急098	II-9-216-2310	羅臼 岬3	—	—	有
急099	II-9-217-2311	羅臼 岬5	—	—	有
急100	II-9-218-2312	羅臼 岬7	—	—	有
急101	II-9-219-2313	羅臼 岬8	—	—	有
急102	II-9-220-2314	羅臼 岬9	—	—	有
急103	II-9-221-2315	羅臼 北浜6	—	—	有
急104	II-9-222-2316	羅臼 北浜9	—	—	有
急105	II-9-223-2317	羅臼 北浜1 1	—	—	有

羅臼町地域防災計画【資料編】

凶番号	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	人家等の有無
急 106	Ⅱ-9-224-2318	羅臼 北浜 1 2	—	—	有
急 107	Ⅱ-9-225-2319	羅臼 昆布浜 1	—	—	有
急 108	Ⅱ-9-226-2320	羅臼 昆布浜 2	—	—	有
急 109	Ⅱ-9-227-2321	羅臼 昆布浜 3	—	—	有
急 110	Ⅱ-9-228-2322	羅臼 昆布浜 4	—	—	有
急 111	Ⅱ-9-229-2323	羅臼 昆布浜 5	—	—	有
急 112	Ⅱ-9-230-2324	羅臼 昆布浜 6	—	—	有
急 113	Ⅱ-9-231-2325	羅臼 昆布浜 9	—	—	有
急 114	Ⅱ-9-232-2326	羅臼 瀬石 1	—	—	有
急 115	Ⅱ-9-233-2327	羅臼 瀬石 3	—	—	有
急 116	Ⅱ-9-234-2328	羅臼 瀬石 6	—	—	有
急 117	Ⅱ-9-235-2329	羅臼 相泊 1	—	—	有
急 118	Ⅱ-9-236-2330	羅臼 相泊 2	—	—	有
急 119	Ⅱ-9-237-2331	羅臼 相泊 3	—	—	有
急 120	Ⅱ-9-238-2332	羅臼 相泊 4	—	—	有
急 121	Ⅱ-9-239-2333	羅臼 相泊 5	—	—	有
急 122	Ⅱ-9-240-2334	羅臼 相泊 7	—	—	有

羅臼町 計 1 2 2 箇所

※詳しい箇所の位置図については、総務課保管の土砂災害危険箇所図、または、北海道土砂災害警戒システム参照のこと。

北海道土砂災害警戒システムURL

<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou//intensive/displayMunicipality.do?soilAreaCode=0169400&timeSelector=20140820140000000>

羅臼町地域防災計画【資料編】

【土石流危険渓流】

図番号	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	人家等の有無
土001	II95-0010	アイドマリ川	—	—	有
土002	II95-0020	瀬石温泉の沢川	—	—	有
土003	II95-0030	斎藤の沢川	—	—	有
土004	II95-0040	セセキの滝川	—	—	有
土005	II95-0050	オショロコツ川	—	—	有
土006	II95-0060	昆布浜3の沢川	—	—	有
土007	II95-0070	昆布浜2の沢川	—	—	有
土008	II95-0080	昆布浜1の沢川	—	—	有
土009	II95-0090	熊岩西沢川	—	—	有
土010	II95-0100	コブカリコタン川	—	—	有
土011	II95-0110	北浜沢川	—	—	有
土012	II95-0120	キキリベツ川	—	—	有
土013	II95-0130	ショウジ川	—	—	有
土014	I95-0140	平川の沢川	—	—	有
土015	I95-0150	ケンネベツ川	—	—	有
土016	II95-0160	チエンベツ川	—	—	有
土017	II95-0170	モセカルベツ川	—	—	有
土018	I95-0180	オッカバケ川	—	—	有
土019	I95-0190	海岸町4号沢	—	—	有
土020	II95-0200	海岸町3号沢	—	—	有
土021	I95-0210	サシルイ川	—	—	有
土022	I95-0220	富塚の沢川	—	—	有
土023	II95-0230	海岸町2号沢	—	—	有
土024	II95-0240	海岸町5号沢	—	—	有
土025	I95-0250	海岸町1号沢	—	—	有
土026	I95-0260	ハシコイ川	—	—	有
土027	II95-0270	立岩上沢川	—	—	有
土028	I95-0280	ガイズ沢	—	—	有
土029	II95-0290	知従来右1の沢	—	—	有
土030	I95-0300	知従来右2の沢	—	—	有
土031	I95-0310	知従来川	—	—	有
土032	I95-0320	寺の沢川	—	—	有
土033	I95-0340	神社の沢川	—	—	有
土034	I95-0360	湯の沢1号川	—	—	有
土035	I95-0370	湯の沢2号川	—	—	有

羅臼町地域防災計画【資料編】

図番号	箇所番号	箇所名	警戒区域	特別警戒区域	人家等の有無
±036	I 95-0380	湯の沢3号川	—	—	有
±037	II 95-0390	発電所川	—	—	有
±038	I 95-0400	ホテルの沢川	—	—	有
±039	I 95-0410	湯の沢向川	—	—	有
±040	I 95-0420	心化場の沢川	—	—	有
±041	I 95-0440	緑町3の沢川	—	—	有
±042	I 95-0450	緑町2の沢川	—	—	有
±043	I 95-0460	無名川	—	—	有
±044	I 95-0470	本町沢川	—	—	有
±045	I 95-0480	タチニウス上川	—	—	有
±046	II 95-0490	立仁臼川	—	—	有
±047	II 95-0500	タチニウス下川	—	—	有
±048	I 95-0510	飛仁臼川	—	—	有
±049	I 95-0520	礼文沢川	—	—	有
±050	I 95-0530	オタフク沢川	—	—	有
±051	I 95-0550	中浦の沢川	—	—	有
±052	I 95-0560	知昭沢川	—	—	有
±053	I 95-0580	左2の沢川	—	—	有
±054	I 95-0590	八木浜沢川	—	—	有
±055	I 95-0610	立苅臼別川	—	—	有
±056	I 95-0620	麻布町沢川	—	—	有
±057	I 95-0630	阿部の沢川	—	—	有
±058	I 95-0640	阿保の沢川	—	—	有
±059	I 95-0650	精神川	—	—	有
±060	I 95-0680	ボン春苅古丹川	—	—	有
±061	II 95-0690	幌萌小沢川	—	—	有
±062	II 95-0700	茶志別川	—	—	有
±063	II 95-0710	左1の沢川	—	—	有

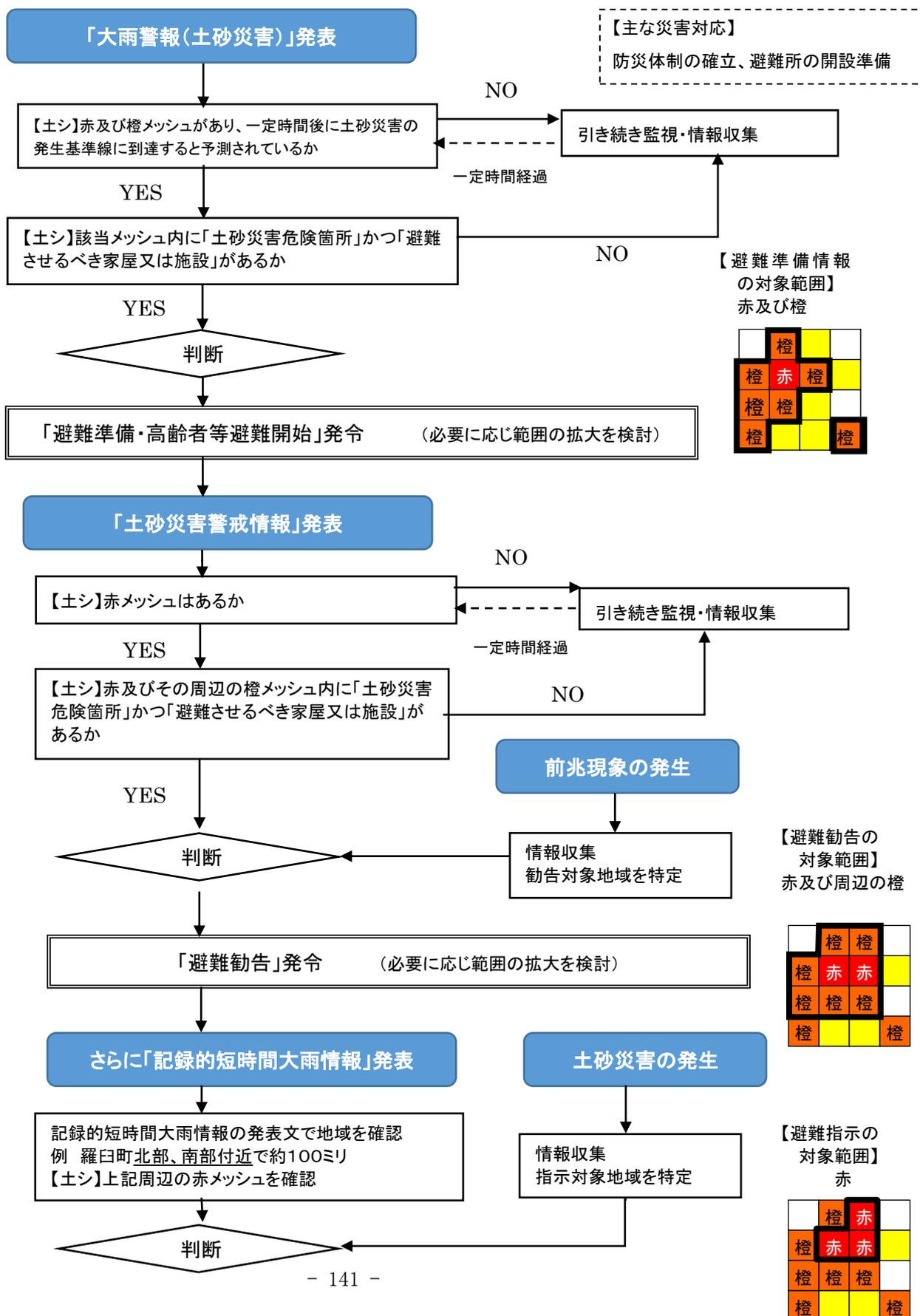
羅臼町 計63溪流

※詳しい箇所の位置図については、総務課保管の土砂災害危険箇所図、または、北海道土砂災害警戒システム参照のこと。

北海道土砂災害警戒システムURL

<http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou//intensive/displayMunicipality.do?soilAreaCode=0169400&timeSelector=20140820140000000>

巻末資料Ⅰ 避難勧告等判断フロー図（土砂災害）【土シ】=北海道土砂災害警戒情報システム



巻末資料Ⅱ 土砂災害の前兆現象について

土砂災害の種類	状況	種類	現象の内容	説明	
土石流	直前	土石流の発生	近くで山崩れ、土石流が発生している	周辺の斜面や渓流は地形・地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合は、隣接する渓流でも土石流の発生する可能性は高い。	
		土臭いにおい	異常なおい（土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木におい等）がする。	渓流の上流で崩壊等がすでに発生し、巨しき同士がぶつかり合うときのおいや崩壊土砂による土におい、崩壊に伴って発生した流木のにおいなどが考えられる。	
		渓流の急激な濁り	渓流の流水が急激に濁り出したり、流木などが混ざっている	渓流の上流部で土石流が発生したために、土砂や倒木が渓流に流入し、その後、流下してきたときに認められる現象。土石流発生につながる可能性が高い。	
		渓流水位急減	渓流の水位が降雨量の減少に関わらず低下しない	渓流に新たな、又は過度の地下水の供給が生じているときに認められる現象。土石流発生を引き金となる。	
		地鳴り	異様な山鳴りや地鳴りがする	渓流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（移動）して山鳴り・地鳴りが生じる現象。崩壊が起こり、土石流発生につながる可能性が高い。	
	1～2時間前	渓流内で転石の音	渓流付近の斜面が崩れ出したり、落石などが発生している音がする	渓流沿いの斜面が崩れやすくなっている。大規模な崩壊が発生した場合、土石流発生を引き金になる。	
			立木の折れる音や巨しきの流れる音が聞こえる	渓流の上流部で土石流が発生したために、巨しきがぶつかる音や立ち木の折れる音などが下流まで聞こえる現象。	
		流木発生	渓流の流水に流木などが混ざっている	渓流の上流部で土石流が発生したために倒木が渓流に流入し、流下してきたときに認められる現象。	
	2～3時間前	流水の異常な濁り	渓流の流水が異常に濁っている	渓流の上流部で土石流が発生したために、土砂が渓流に流入し、その後、流下してきたときに認められる現象。	
	がけ崩れ	直前	湧水の停止	湧き水の急激な減少・枯渇が認められる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による優食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
湧水の噴き出し			水の吹き出しが認められる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による優食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。	
亀裂の発生			斜面に亀裂ができる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って変異（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。	
斜面のはらみだし			斜面にはらみがみられる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。	
小石がぼろぼろ落下			小石が斜面からぼろぼろと落下する	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から転石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。	
1～2時間前		地鳴り	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面全体が岩塊として変異（移動）するとともに、異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い。	
			小石がばらばら落下	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から転石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。	
		新たな湧水の発生	新たな湧水がある	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による優食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。	
2～3時間前		湧水の濁り	普段澄んでいる湧き水が濁ってきた	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による優食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。	
			湧水量の増加	湧き水の急激な増加が認められる	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による優食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
地すべり	直前	地鳴り・山鳴り	地鳴り・山鳴り 家鳴り	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地鳴り・山鳴りが発生する現象。 地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変異が生じ、建物等の家鳴りが発生する現象。	
			地面の震動	地すべりブロック（土塊）に急激な移動により、地面の震動が発生する現象。	
		1～2時間前	池や沼の水かさの急変	池や沼の水かさの急変	池や沼の水かさの急変する。
				亀裂・段差の発生・拡大	地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で亀裂や段差が発生・拡大する現象。
			落石・小崩壊の発生	落石や小崩壊の発生	地すべり末端付近の斜面で、地すべりの急激な変動のため落石や小崩壊が発生する現象。
	斜面のはらみだし			地すべりブロック（土塊）の移動により、その周辺部で凹凸が発生する現象	
	構築物のはらみだし・クラック			擁壁のクラックや押し出し 舗装道路やトンネルのクラック 電線のゆるみや引っ張り 建物等の変形（戸の締まりが悪くなる。壁に隙間ができる） 構等に異常を生じる	地すべりブロック（土塊）の移動により、その末端部で擁壁の押し出しやクラックが発生する現象。 地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックの境界付近を通過している道路やトンネルにクラックが発生する現象。 地すべりブロック（土塊）の移動により、移動ブロックと外部との間に変位が生じ、その地域に設置されている電柱間で電線のゆるみや引っ張りが認められる現象。 地すべりブロック（土塊）の移動により、地盤の変形や移動ブロックの境界付近で変位が生じ、建物等の変形が発生する現象。
	2～3時間前		井戸水の濁り	根の切れる音	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、すべり面沿いやブロック境界付近の根が切断され、その音が聞こえる現象。
				樹木の傾き	地すべりブロック（土塊）の急激な移動により、ブロック上の木々が傾いたり、すり減ったりする現象。
	湧水の枯渇			地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による優食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。	
	2～3時間前	湧水量の増加	湧水の枯渇	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による優食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。	
			新しい湧水の発生、増加	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による優食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。	

資料 15 避難所設置及び収容状況(様式 1)

羅臼町

避難所の 名 称	種別	開設期間	実人員	延べ人員	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		
計								

- (注) 1 「種別」欄は、【既存建物】、【野外仮設】、【天幕】の別に記入すること。
 2 「品物使用状況」は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

資料 16 被災者救出状況記録簿(様式 2)

市町村名 羅臼町

年 月 日	救 出 人 員	救 出 用 機 械 器 具							燃 料 費	実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上 費			修 繕 費					
			数 量	所有者(管理 者) 氏名	金 額	修 繕 月 日	修繕費	修繕の 概 要			
月日	人			円	月日	円		円	円		

計											

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には備考欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

資料編 17 公用令書等

第 1 号様式

従 事 第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。

年 月 日

処分権者

印

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

第2号様式

保 管 第 号

公 用 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年 月 日

処分権者

印

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

第3号様式

管 理 第 号

公 用 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり管理
収用 を使用する。

年 月 日

処分権者

印

名 称	数量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備考

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

第4号様式

変 更 第 号

公 用 変 更 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者

印

変更した処分の内容

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

第5号様式

取 消 第 号

公 用 取 消 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）
にかかる処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者

印

（備考）用紙は、日本工業規格A4とする。

第6号様式

No.	
防 災 立 入 検 査 票	
所 属	
職 名	
氏 名	
年 月 日 生	
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
平成 年 月 日 交付	
標 津 町 長	印
交 付 責 任 者	印

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

資料 18 自衛隊災害派遣部隊出動要請（様式 1）

様式 1	第	年	月	号	日
根室振興局長	様				
	羅臼町長				印
自衛隊災害派遣部隊の出動要請の要求について					
このことについて、別紙「災害の状況及び災害派遣を要求する事由書」により自衛隊の災害派遣を要求します。					
				(係)

資料 19 自衛隊災害派遣部隊撤収要請（様式 2）

様式 2	第	号
	年	月
		日
根室振興局長	様	
	羅臼町長	印
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請の要求について		
年 月 日付けで要求した災害派遣については、初期の目的を達成したので次の時刻をもって撤収されるよう要求します。		
記		
1. 派遣箇所		
2. 撤収日時	年	月 日 時 分
3. 撤収理由		
	(係)

資料 20 自衛隊災害派遣要求事由書（別紙）

別紙	災害の状況及び災害派遣を要求する事由書	
1. 災害の状況及び派遣を要求する事由		
2. 派遣を希望する期間		
年 月 日 時 ～ 年 月 日 時		
3. 派遣を希望する区域及び活動内容		
区 域 (区域図を添付のこと)		
活動内容		
4. 派遣部隊が展開できる場所		
5. その他参考となる事項		
連絡責任者		
市町村名		
職 名		
氏 名		
電話番号		

資料 21 ヘリコプター離着陸可能地点一覧

＜ヘリコプター離着陸可能地点＞

施設名 (離着陸可能地点)	所在地	主要地点からの 方向及び距離	広さ (m)	避難所と しての指 定状況	冬期間の 使用可否	施設管理者	
						管理者名	電話番号
春松小学校 グラウンド	八木浜町 188-1	羅臼町役場から 南 6.8 km	160×100	○	○	学校長	88-2263 88-2261
旧植別小中学校 グラウンド	峯浜町 307-1	羅臼町役場から 南 17.5 km	80×90	○	○	羅臼町	87-2111
農林漁業体験実習 館野外緑地広場	幌萌町 625-3	羅臼町役場から 南 12.7 km	100×50	○	○	羅臼町	87-2111
総合運動公園 多目的広場	幌萌町 625-3	羅臼町役場から 南 12.4 km	100×50	○	○	羅臼町	87-2111
総合運動公園 野球場グラウンド	幌萌町 623-2	羅臼町役場から 南 12.2 km	125×125	○	○	羅臼町	87-2111
羅臼小学校 グラウンド	緑町 51-1	羅臼町役場から 南 0.2 km	130×100	○	○	学校長	87-2006
知床未来中学校 グラウンド	栄町 104-2	羅臼町役場から 北 0.3 km	125×125	○	○	学校長	87-2049
旧飛仁帯小学校 グラウンド	海岸町 441	羅臼町役場から 北 5.5 km	90×90	○	○	羅臼町	87-2111
旧知円別小中学校 グラウンド	岬町 33	羅臼町役場から 北 10.5 km	120×90	○	○	羅臼町	87-2111

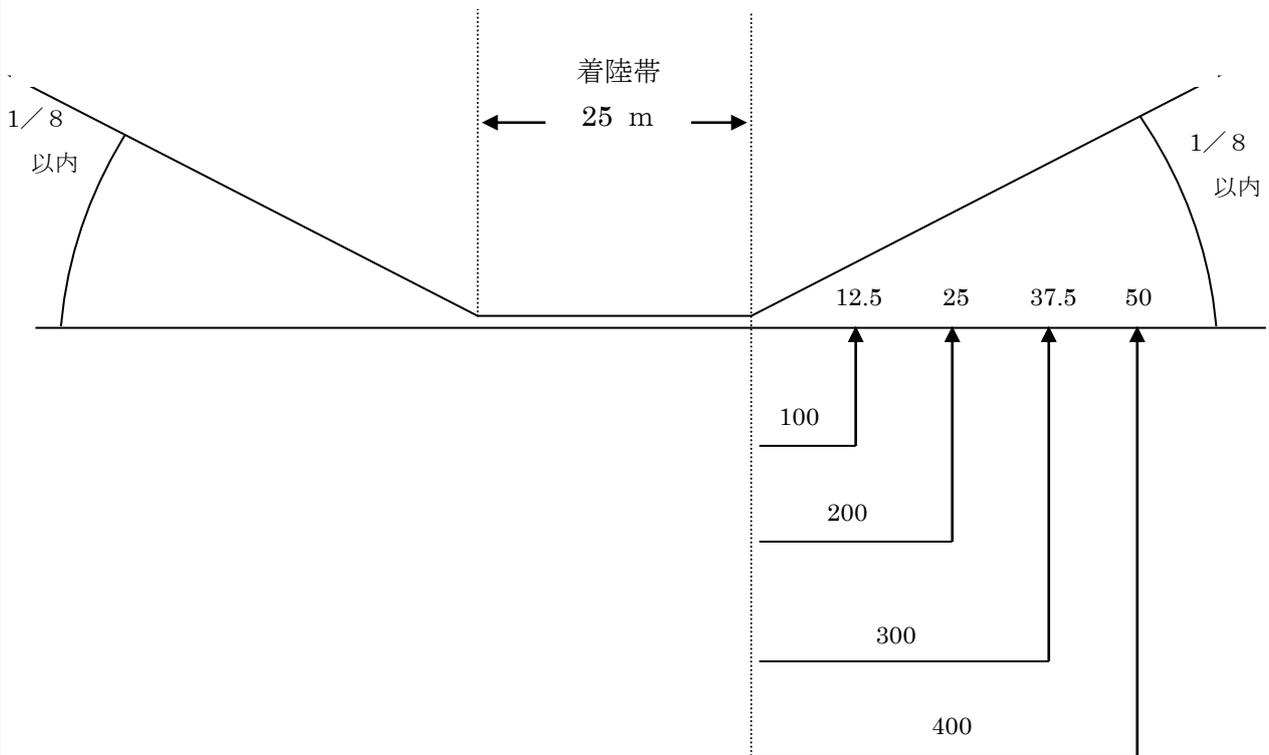
資料 22 ヘリコプター着陸可能地選定条件

ヘリコプター着陸可能地選定条件

1 着陸帯

(1) 直径 25mの円又はこれに相当する方形の平坦な地積で、その周囲約 1/8 以上傾斜面上に障害物がないこと。ただし、この条件を満足できないときは、すくなくとも相対する 2 方向（なるべく恒風方向）において、この条件を満足させなければならない。

参考：距離と障害物の高さは次のとおり



(2) 地表面

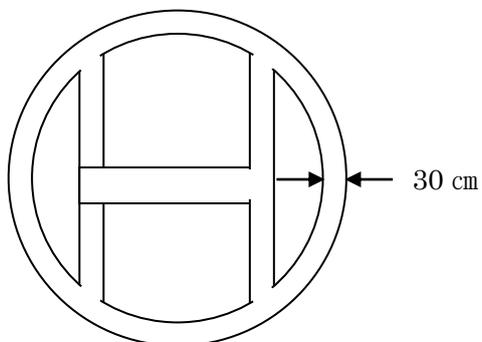
ア 舗装された場所が最も望ましい。

イ グランド等の場合、板、とたん、砂塵等が巻き上がらないよう処理すること。（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う。）

ウ 草地の場合は硬質低草地であること。

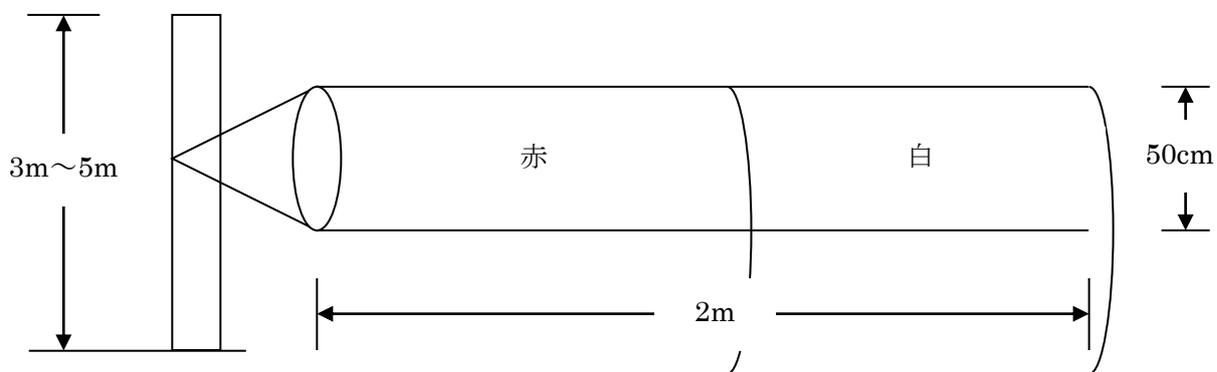
2 着陸点

着陸帯のほぼ中央に石灰等で直径 10m の正円を描き、中央に「H」と記す。



3 着陸帯付近(着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所)に吹流し、または旗をたてる。

- (1) 布製
- (2) 風速 25m/秒程度に耐えられる強度



- 4 救急車等、車両の出入が円滑に行える場所であること。
- 5 電話等、通信手段の利用が可能なこと。

資料 23 医療救護所一覧

医 療 救 護 所

施 設 名	地区名	収容人数	連 絡 先
峯浜町コミュニティセンター	峯浜町	80 人	会 館 88-3006
春日町福祉館	春日町	80 人	” 88-2867
麻布町福祉館	麻布町	80 人	” 88-2860
八木浜町福祉館	八木浜町	70 人	” 88-2868
知松福祉館	知昭町・松法町	70 人	” 88-2869
羅臼町公民館・体育館	市街地	770 人	教育委員会(代) 87-2004
羅臼町コミュニティセンター	市街地	150 人	会 館 87-3904
共栄町会館	共栄町	80 人	” 87-3649
海岸町コミュニティセンター	海岸町	80 人	” 89-2128
岬町コミュニティセンター	岬 町	80 人	” 89-2117

資料 24 町内・町外医療機関一覧、医療薬品取扱機関

平成27年1月1日現在

医療機関一覧

【 医 科 (町 内) 】

名 称	診療科目	所 在 地	ベッド数	電話番号	備 考
知床らうす 国民健康保険 診 療 所	外科、内科、 小児科	羅臼町栄町100- 83	14床	87-2116	

【 そ の 他 】

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
宮腰整骨院	羅臼町栄町11-12	87-3758	

【 歯 科 】

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
川上歯科医院	羅臼町船見町1-12	87-5678	

助産機関

【 病 院 (町 外) 】

医 療 機 関	所 在 地	電話番号	備 考
町立中標津病院	中標津町西10条南9丁目 1-1	0153-82-8200	災害拠点病院
町立別海病院	別海町別海西本町103- 9	0153-75-2311	

羅臼町地域防災計画【資料編】

医療薬品取扱機関

平成27年2月現在

店舗の名称	所在地	電話番号	備考
羅臼調剤薬局	羅臼町栄町100	87-3517	薬局
みずほ薬局	羅臼町栄町100-57	87-2565	〃

資料 25 救護班活動状況（様式 1）

救 護 班 活 動 状 況

医療班

班長：医師 氏名

印

月 日	市（区）町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
		人		人	円	
計						

（注） 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

資料 26 診療所医療実施状況（様式 2）

診療所医療実施状況

羅 臼 町

診療 機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分				金額	備考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
		月 日						円	
機関名	人								

(注) 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

資料 27 助産台帳（様式 3）

助 産 台 帳

羅 臼 町

分娩者氏名	分娩日時	助産機関名	分娩期間	金 額	備 考
計					

資料 28 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

羅 臼 町

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借 上 料			修 繕				燃料費	実支給額	備 考	
			使用車両		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕費				故障の 概要
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
計													

- (注) 1 「目的」欄は主なる目的（または救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県または市町村の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費または車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

資料 29 炊き出し給与状況

炊き出し給与状況

羅臼町

炊き出し場の 名称	月 日			月 日			月 日			合計	実支出額	備考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
	食	食	食	食	食	食	食	食	食	食分	円	
計												

(注) 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

資料 30 飲料水の供給簿

飲料水の供給簿

供給 月日	対象 人員	名称	借上			修理			燃料費	実支給額	備考
			数量	所有者	金額	修繕 月日	修繕費	修繕の 概要			
計											

- (注) 1 給水機械器具は、借上げ料の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
 2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

資料 31 被災世帯調査表（様式 1）

被災世帯調査表

災害の内容

調査員

地区名 (住所)						月	日	現在
世帯主 氏名			世帯構 成人数	人	避難先			
住家被害 の判定	1 全壊(焼)	2 流失	3 半壊(焼)	4 床上浸水	5 床下浸水	戸数	戸	
	住 家	居住 状況	1 自家 2 借家 3 間借 4 アパート					
		程度	1 再使用不能 2 改築により使用不能 3 修理により使用不能 4 浸水程度(床上 糶 床下 糶)					
	家財	1 被服寝具 (特に)			被服・寝具・生活必 需品・給与の要否		要・否	
	その他							
世帯の状況								
人員	続柄	氏名	年齢	性別	職業	備考		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

- (注) 1 「災害の内容」は台風〇〇号、〇〇地震等と記入。
 2 「住家被害の判定」は調査員が被害の内容を調査のうえ「被害状況判定基準」により該当項目を○で囲む。
 3 「世帯の状況」の「続柄」欄には同居人、下宿人、寄宿人、飯場の作業員等もその旨記入。
 4 「職業」欄は、児童、生徒の場合は、小5、中2等と記入のこと。
 5 「備考」欄には貸与品目数量、要措置事項、被災後の生計、住居措置の見込等を記入。

資料 32 物資購入(配分)計画表(様式 2)

物資購入(配分)計画表
り災区分

世帯区分 品名	1人世帯				2人世帯				3人世帯								備考	
	(基準額 円)				(基準額 円)				(基準額 円)									
	数 量	世 帯 数	所 有 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 有 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 有 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 有 数	金 額		
計																		

- (注) 1 本表は全壊(焼)流失世帯分と半壊(焼)床上浸水世帯分に分けて作成すること。
 2 「品名」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3 各品目ごとの「備考」欄に、道調達分と明らかにしておくこと。

資料 36 住宅応急修理記録簿（様式 2）

住宅応急修理記録簿

羅 臼 町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了年月日	実支給額	適用
世帯計				

資料 37 障害物除去の状況（様式 1）

障害物除去の状況

羅 臼 町

住家被害程度 区 分	氏 名	除去に要した 期 間	実支給額	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計	半壊（焼）	世帯			
	床上浸水	世帯			

資料 38 学用品の給与状況（様式 1）

学用品の給与状況

羅 臼 町

学校名	学 年	児童（生徒） 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳		実支出額	備考
					教科書	その他 学用品		

学用品を上記内訳のとおり給与したことに相違なし。

平成 年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

印

- (注) 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した月日を記入すること。
- 2 「給与品の内訳」欄には、品目、数量を記入すること。

資料 39 羅臼町内指定文化財一覧

種別	名称	所在地	指定年月日
国指定天然記念物	オオワシ	町内	昭和 45 年 1 月 23 日
国指定天然記念物	オジロワシ	町内	昭和 45 年 1 月 23 日
国指定天然記念物	エゾシマフクロウ	町内	昭和 46 年 5 月 19 日
国指定天然記念物	クマゲラ	町内	昭和 40 年 5 月 12 日
国指定天然記念物	カラフトルリシジミ	町内	昭和 42 年 5 月 2 日
北海道指定天然記念物	羅臼の間歇泉	湯ノ沢町	昭和 43 年 3 月 19 日
北海道指定天然記念物	羅臼のひかりごけ	共栄町	昭和 38 年 12 月 14 日
羅臼町指定史跡文化財	旧植別神社跡	峯浜町	昭和 48 年 5 月 1 日
羅臼町指定史跡文化財	久右衛門の潤跡	船見町	昭和 48 年 5 月 1 日
羅臼町指定無形文化財	知床いぶき樽		平成 3 年 10 月 1 日
羅臼町指定有形文化財	弘化の釣り鐘	峯浜町	平成 25 年 12 月 1 日

資料 40 遺体の搜索状況記録簿（様式 1）

遺体の搜索状況記録簿

羅 臼 町

年月日	搜索 人員	搜索用機械器具							実支 給額	備 考
		名称	借上費		修繕費			燃料費		
			数量	所有者（管 理者・氏名）	金額	修理 月日	修繕費			
					円		円		円	
計										

- (注)
- 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 - 2 借上費については有無、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、借上費「金額」欄に記入すること。
 - 3 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

資料 41 遺体処理台帳（様式 2）

遺 体 処 理 台 帳

羅 臼 町

処 理 年月日	死体発 見の日 時及び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			死体の 一時 保存	検案料	実支給額	備 考
			氏 名	死 亡 者 との 関係	品名	数量	金額				
							円		円	円	
計		人									

資料 42 埋葬処理台帳（様式 3）

埋 葬 台 帳

羅 臼 町

処理 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏 名	年 齢	死亡者 との関係	氏 名	棺(付属 品を含む)	埋葬また は 火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- (注)
- 1 埋葬を行った者が市（区）町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 - 2 市（区）町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 - 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

資料 43 人夫雇上げ台帳（様式 1）

人夫雇上げ台帳

羅 臼 町

(救助種別)			月 分					基本賃金		割増賃金		給 与 額
住所	氏名	日額	日	日	日	日	日	日数	金額	時間	金額	
計	人	円	人	人	人	人	人					

- (注) 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。
 2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間時間外に就労したものは「1.5」と表示する。

資料 44 羅臼町内危険物施設一覧

羅臼町内危険物施設一覧

石油類貯蔵所

(種別別)

平成 26 年 10 月 1 日現在

No.	種 別	設置場所	所有者または名称	貯蔵取扱最大量			
				第 1 石油類 (ガソリン)	第 2 石油類 (灯油・軽油)	第 3 石油類 (重油)	
1	屋内タンク貯蔵所	栄町	羅臼町公民館			5,000	
2		〃	羅臼町民体育館			10,500	
3	屋外タンク貯蔵所	船見町	羅臼漁業協同組合			500,000	
4		〃	〃			50,000	
5		〃	〃		50,000		
6		〃	〃		980,000		
7		〃	〃			50,000	
8		松法町	羅臼アポロ石油(株)			20,000	
9		〃	〃			10,000	
10		〃	船見町	羅臼漁業協同組合			6,500
11			栄町	羅臼町役場			10,000
12	〃		羅臼町学校給食センター			3,000	
13	本町		羅臼小学校			6,000	
14	礼文町		北海道エネルギー(エネス)		96,000	50,000	
15	〃		陸上自衛隊		6,000		
16	字羅臼監視所		〃		6,000		
17	礼文町		羅臼高校			5,000	
18	〃		〃		1,900		
19	松法町		羅臼アポロ石油(株)		50,000		
20	船見町		〃			9,600	
21	知昭町		(有)山崎孝商店		57,000		
22	麻布町		羅臼石油(株)		58,000	29,000	
23	共栄町		〃		56,000	19,000	
24	八木浜町		(株)まるみ			25,000	
25	一般取扱所 (一日当り取扱量)	船見町	羅臼漁業協同組合			10,000	
26		〃	〃			10,000	
27		〃	〃		2,000		
28		〃	〃		10,000	30,000	
29		〃	〃		4,000	8,000	
30		松法町	羅臼アポロ石油(株)		4,500	6,000	

羅臼町地域防災計画【資料編】

No.	種 別	設置場所	所有者または名称	貯蔵取扱最大量		
				第1石油類 (ガソリン)	第2石油類 (灯油・軽油)	第3石油類 (重油)
31	一般取扱所 (一日当り取扱量)	共栄町	羅臼石油(株)		4,000	3,000
32		麻布町	〃		3,700	5,000
33		知昭町	(有)山崎孝商店		4,500	
34		礼文町	北海道エネルギー(エネス)		8,000	3,800
35		八木浜町	春松小学校		5,000	
36	給油取扱所	船見町	羅臼アポロ石油(株)	30,000	40,000	
37		礼文町	北海道エネルギー(エネス)	30,000	30,000	1,960
38		本町	羅臼石油(株)	40,000	35,000	2,000
39		麻布町	〃	23,100	9,600	2,900
40		松法町	尾田建設(株)		19,200	9,600
41		知昭町	太平洋レミコン(株)		10,000	
42		麻布町	栄進運輸(株)	574	20,000	
43		知昭町	北武商事(羅臼砂利)		30,000	

注1 移動タンク貯蔵所については記載せず

注2 一般取扱所については1日の最大使用量を記載

液化石油ガス貯蔵所

販売事業所	設置場所	最大貯蔵量	電話番号	備考
原田燃料店	栄町	3,500 kg	87-2672	
山崎孝商店	知昭町	11,500 kg	88-2211	
羅臼プロパン	礼文町	2,500 kg	87-2530	
計		17,500 kg		

資料 45 応急金融大綱

応急金融の大綱

(平成26年度)

融資の名称	内容・資格・条件等				
生活福祉資金	低所得世帯・・・資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）。				
	障害者世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（現に障害者自立支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる者を含みます。）の属する世帯				
	高齢者世帯・・・65歳以上の高齢者の属する世帯（日常生活上療養または介護を要する高齢者等）				
		資金の目的	貸付上限額の目安	据置期間	償還期間
	福祉資金	生業を営むのに必要な経費	460万円	6月	20年
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	同上	8年
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	同上	7年
		福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	同上	8年
		障害者用自動車を購入に必要な経費	250万円	同上	8年
		中国残留邦人等が国民年金保険料を追納するのに必要な経費	513.6万円	同上	10年
		負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が 1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって世帯の自立に必要なときは230万円	同上	5年
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が 1年を超えないときは170万円 1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円	同上	5年
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	同上	7年
		冠婚葬祭に必要な経費	50万円	同上	3年
福祉費	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	同上	3年	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	同上	3年	
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	同上	3年	

※表中の貸付条件は目安であり、個別の状況により福祉費の範囲内(上限額 580 万円以内、措置期間 6 月以内、償還期間 20 年以内)で貸付可能。

羅臼町地域防災計画【資料編】

融資の名称	内容・資格・条件等							
生活福祉資金	資金の種類		貸付限度額	措置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	
	総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内 貸付期間：12 ヶ月以内	最終貸付日から 6 月以内	措置期間 経過後 20 年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年 1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
		住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内	貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)からの 6 月以内			
		一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要な費用 就職・転職を前提として技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費 等	60 万円以内				
	福祉資金	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・生業を営むために必要な経費 ・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・福祉用具等々の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・冠婚葬祭に必要な経費 ・住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の設置に必要な経費 ・就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・その他日常生活上一時的に必要な経費 	580 万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日(分割による交付の場合には最終貸付日)から 6 月以内	措置期間 経過後 20 年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年 1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10 万円以内	貸付日の日から 2 月以内			
	教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月 3.5 万円以内 (高専)月 6 万円以内 (短大)月 6 万円以内 (大学)月 6.5 万円以内	卒業後 6 月以内	措置期間 経過後 20 年以内	無利子	原則不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
		就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50 万円以内				
	生活福祉資金	不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の評価額の 70% 程度 ・月 30 万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 	契約の終了後 3 月以内	措置期間 終了時	年 3%、又は 期アライメント のいずれかの低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任

羅臼町地域防災計画【資料編】

		要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	<ul style="list-style-type: none"> ・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間 				不要
--	--	-------------------	--	---	--	--	--	----

羅臼町地域防災計画【資料編】

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子・寡婦 福祉資金	資金 の種 類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還期 間	利率
	事業 開始 資金	母子家庭の母寡 婦	事業開始時に必 要な設備購入経 費 (株式会社、有限 会社等の法人は 不可)	2,830,000		1年	7年 以内	年1.5% (条件に より無利 子)
	事業 継続 資金	母子家庭の母寡 婦	現在営んでいる 事業を継続する のに必要な商品、 材料等の購入資 金	1,420,000		6か月	7年 以内	年1.5% (条件に より無利 子)
	修業 資金	母子家庭の子 寡婦の子	事業を開始し、又 は就職するため に必要な知識、技 能を習得するの に必要な資金(5 年をこえない期 間)	月額68,000円	知識技能 を習得す る」期間 中5年を 超えない 範囲内。	知識 技能 習得 後1年	6年以内	無利子
	技能 習得 資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始 し又は会社等に 就職するために 必要な知識技能 の資格取得に必 要な資金(5年を こえない期間)	月額68,000円			10年以 内ただ し、生活 資金と 併用の 場合は 20年以 内	年1.5% (条件に より無利 子)

羅臼町地域防災計画【資料編】

融資の名称	内容・資格・条件等								
母子・寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利率	
	就職支度資金	母子家庭の母子寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等を購入する資金	100,000		1年7	6年以内	年1.5% (条件により無利子)	
	医療介護資金	母子家庭の母子寡婦	保険診療または介護保険の自己負担及び通院に要する交通費等に必要資金(期間1年以内の場合のみ) (特別貸付は生活が経済的に困窮する場合)	医療 340,000円 特別 480,000円 介護 500,000円			医療介護満了後6ヶ月	5年以内	年1.5% (条件により無利子)
	生活資金	母子家庭の母寡婦	1. 技能習得期間中又は医療介護を受けている間の生活を維持するために必要な資金 2. 母子家庭になって7年未満の者の生活の安定をはかるための資金 3. 医療介護借受期間中の生活費補給 4. 離職し1年未満の方の生活費補給	月額 1. 月額 141,000円 2. 3. 4 月額 103,000円 生活中心者以外は 月額 69,000円	1、5年以内 2、1年以内 3、2年以内 4、離職後1年以内	貸与期間満了後6ヶ月	1、20年以内 2、5年以内 3、8年以内 4、5年以内	年1.5% (条件により無利子)	
	住宅資金	母子家庭の母寡婦	住宅を建設、購入、補修、保全、改築又は増築するのに必要な資金(特別貸付は被災時のみ)	1,500,000円 (特別) 2,000,000円			6か月	6年以内	年1.5% (条件により無利子)
	転宅資金	母子家庭の母寡婦	住居を移転するために必要な、住宅貸借等に際し必要な資金	260,000			6か月	3年以内	年3%
	就学支度資金	母子家庭の子・寡婦の子	高等学校・大学等及び就業施設の入学金等、入学にあたって必要な資金(小・中学校は経済的に困窮する場合のみ)	小学校 39,500 中学校 46,100 国公立の高校、高専等 自宅 150,000 自宅外 160,000 国公立の大学、短大、専修(専門)等 自宅 370,000 自宅外 380,000				20年以内	無利子

羅臼町地域防災計画【資料編】

母子・寡婦福祉資金	就学支度資金	母子家庭の子・寡婦の子	高等学校・大学等及び就業施設の入学金等、入学にあたって必要な資金（小・中学校は経済的に困窮する場合のみ）	修業施設入所、中学校卒業 自宅 75,000 自宅外 85,000 修業施設入所、高等学校卒業 自宅 90,000 自宅外 100,000		5年以内	無利子
-----------	--------	-------------	--	--	--	------	-----

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子・寡婦福祉資金	資金の種類	対象		貸付限度額(円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
	結婚資金	母子家庭の子 寡婦の子	子の婚姻に際し必要な挙式等資金	300,000		6か月	5年以内	年1.5% (条件により無利子)

融資の名称	内容・資格・条件等														
母子・寡婦福祉資金	修学資金	母子家庭の子、寡婦の子	学校種別	通学区分	1年	2年	3年	4年	5年	償還期間	利率				
					自宅	18,000	18,000	18,000							
					高等学校専修学校（高等課程）	国公立	自宅外	23,000	23,000			23,000			
							私立	自宅	30,000			30,000	30,000		
								自宅外	35,000			35,000	35,000		
							高等専門学校	国公立	自宅			21,000	21,000	21,000	45,000
					私立	自宅			22,500			22,500	22,500	51,000	51,000
						自宅			32,000			32,000	32,000	53,000	53,000
							自宅外	35,000	35,000			35,000	60,000	60,000	
							短期大学専修学校（専門課程）	国公立	自宅			45,000	45,000		
									自宅外			51,000	51,000		
							私立	自宅	53,000			53,000			
								自宅外	60,000			60,000			
					大学	国公立	自宅	45,000	45,000			45,000	45,000		
							自宅外	51,000	51,000			51,000	51,000		
							私立	自宅	54,000			54,000	54,000	54,000	
					自宅外	64,000		64,000	64,000			64,000			
					専修学校（一般課程）			31,000	31,000						

羅臼町地域防災計画【資料編】

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	(1) 実施主体 市町村 (2) 対象災害 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 (3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 (4) 貸付限度額 350万円 (5) 根拠法律「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年法律第82号) (6) 貸付原資負担 国2/3 都道府県・指定都市1/3				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年3% (措置期間中は無 利子)	3年 (特別の 場合5年)	10年 (措置期 間を含む)	年賦半 年賦
	① 家財等の損害				
	ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 (2,500,000円)				
	ウ 住宅の全壊(1の場合を除く) 2,500,000円 (3,500,000円)				
	エ 住宅全体の滅失または流失 3,500,000円 ※被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は()内の額				
	世帯人員	市町村民税における前年の 総所得金額			
	1 人	2,200,000円			
	2 人	4,300,000円			
	3 人	6,200,000円			
	4 人	7,300,000円			
	5人以上	1人増すごとに7,300,000円に300,000円を加えた額			
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、12,700,000円とする。				

羅臼町地域防災計画【資料編】

融資の名称	内容・資格・条件等																			
災害復興住宅融資	<p>1 利用対象者 次の(1)から(4)までの全てにあてはまる必要がある</p> <p>(1)自然災害により被害が生じた住宅の所有者、借入人又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方(借入人又は居住者の場合には、被災住宅の所有者が復旧を行わないときに限ります)。</p> <table border="1"> <tr> <td>・建設</td> <td>・住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」(「一部破損」した旨のり災証明書を除きます。)を交付されている方</td> </tr> <tr> <td>・新築住宅購入</td> <td>・住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は「住宅の被害状況に関する申出書」が必要となります。</td> </tr> <tr> <td>・リ・ユース住宅(中古住宅)購入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・補修</td> <td>・住宅に10万円以上の被害が生じ、「り災証明書」を交付されている方</td> </tr> </table> <p>(2)ご自分で居住するために住宅を建築、購入又は補修する方。 (3)年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たしている方</p> <table border="1"> <tr> <td>年 収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <p>(4)日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方</p>			・建設	・住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」(「一部破損」した旨のり災証明書を除きます。)を交付されている方	・新築住宅購入	・住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は「住宅の被害状況に関する申出書」が必要となります。	・リ・ユース住宅(中古住宅)購入		・補修	・住宅に10万円以上の被害が生じ、「り災証明書」を交付されている方	年 収	400万円未満	400万円以上	総返済負担率基準	30%以下	35%以下			
	・建設	・住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」(「一部破損」した旨のり災証明書を除きます。)を交付されている方																		
	・新築住宅購入	・住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は「住宅の被害状況に関する申出書」が必要となります。																		
	・リ・ユース住宅(中古住宅)購入																			
	・補修	・住宅に10万円以上の被害が生じ、「り災証明書」を交付されている方																		
	年 収	400万円未満	400万円以上																	
	総返済負担率基準	30%以下	35%以下																	
	<p>2 融資を受けることができる住宅</p> <table border="1"> <tr> <td>建設</td> <td>1戸当たりの住宅部分の床面積13㎡以上175㎡以下の住宅</td> </tr> <tr> <td>新築住宅購入</td> <td>次の①及び②の全てを満たす住宅 ① 1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(共同建ての場合30㎡)以上175㎡以下の住宅 ② 申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅であること。</td> </tr> <tr> <td>リ・ユース住宅(中古住宅)購入</td> <td>次の①から③までの全てを満たす住宅 ① 1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(共同建ての場合は30㎡)以上175㎡以下の住宅 ② 申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅 ③ 住宅金融支援機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>床面積・築年数に関する制限はありません。</td> </tr> </table>			建設	1戸当たりの住宅部分の床面積13㎡以上175㎡以下の住宅	新築住宅購入	次の①及び②の全てを満たす住宅 ① 1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(共同建ての場合30㎡)以上175㎡以下の住宅 ② 申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅であること。	リ・ユース住宅(中古住宅)購入	次の①から③までの全てを満たす住宅 ① 1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(共同建ての場合は30㎡)以上175㎡以下の住宅 ② 申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅 ③ 住宅金融支援機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	補修	床面積・築年数に関する制限はありません。									
	建設	1戸当たりの住宅部分の床面積13㎡以上175㎡以下の住宅																		
	新築住宅購入	次の①及び②の全てを満たす住宅 ① 1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(共同建ての場合30㎡)以上175㎡以下の住宅 ② 申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅であること。																		
リ・ユース住宅(中古住宅)購入	次の①から③までの全てを満たす住宅 ① 1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(共同建ての場合は30㎡)以上175㎡以下の住宅 ② 申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅 ③ 住宅金融支援機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅																			
補修	床面積・築年数に関する制限はありません。																			
<p>3 抵当権 (1)建設又は購入の場合 建物及び敷地に機構のための第1順位の抵当権を設定させていただきます。 (2)補修の場合 建物に機構のための抵当権を設定させていただきます。(審査の結果、敷地にも抵当権を設定させていただく場合があります。)</p>																				
<p>4 融資限度額 融資額は、各所要額の合計額又は次の表の合計額のいずれか低い額が限度となります。また、建設・土地取得・整地資金、購入資金及び補修・引方移転・整地資金は、それぞれの所要額が次の表の金額を下回る場合は、それぞれの所要額が限度となります。</p> <p>(1)建設</p> <table border="1"> <tr> <td>基本融資額(建設資金)</td> <td>特例加算額(建設資金)</td> <td>基本融資額(土地取得資金)</td> <td>基本融資額(整地資金)</td> </tr> <tr> <td>1,500万円</td> <td>460万円</td> <td>970万円</td> <td>400万円</td> </tr> </table>			基本融資額(建設資金)	特例加算額(建設資金)	基本融資額(土地取得資金)	基本融資額(整地資金)	1,500万円	460万円	970万円	400万円										
基本融資額(建設資金)	特例加算額(建設資金)	基本融資額(土地取得資金)	基本融資額(整地資金)																	
1,500万円	460万円	970万円	400万円																	
<p>(2)購入</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">住宅の区分</th> <th>基本融資額(購入資金)</th> <th>特例加算額(購入資金)</th> </tr> <tr> <td colspan="2">新築住宅</td> <td>2,470万円</td> <td rowspan="4">460万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">リ・ユース住宅(中古住宅)</td> <td>リ・ユース住宅</td> <td>2,170万円</td> </tr> <tr> <td>リ・ユースマンション</td> <td></td> </tr> <tr> <td>リ・ユースプラス住宅</td> <td>2,470万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>リ・ユースプラスマンション</td> <td></td> </tr> </table>			住宅の区分		基本融資額(購入資金)	特例加算額(購入資金)	新築住宅		2,470万円	460万円	リ・ユース住宅(中古住宅)	リ・ユース住宅	2,170万円	リ・ユースマンション		リ・ユースプラス住宅	2,470万円		リ・ユースプラスマンション	
住宅の区分		基本融資額(購入資金)	特例加算額(購入資金)																	
新築住宅		2,470万円	460万円																	
リ・ユース住宅(中古住宅)	リ・ユース住宅	2,170万円																		
	リ・ユースマンション																			
	リ・ユースプラス住宅	2,470万円																		
	リ・ユースプラスマンション																			

羅臼町地域防災計画【資料編】

(3)補修			
基本融資額			
補修資金	引方移転資金	整地資金	
660 万円	400 万円	400 万円	
5 返済期間			
◆申込区分・構造等による最長返済期間			
・建設 ・新築住宅購入 (10 年以上 1 年単位)	耐火・準耐火・木造(耐久性)	35 年以内	融資の契約の日から 3 年以内の元金措置期間を設定できません。返済期間は据置期間分延長されます。
	木造(一般)	25 年以内	
リ・ユース住宅 (中古住宅)購入 (10 年以上 1 年単位)	リ・ユースプラス住宅	35 年以内	
	リ・ユース住宅	25 年以内	
	リ・ユースプラスマンション	35 年以内	
リ・ユースマンション	25 年以内		
補修 (1 年以上 1 年単位)	20 年以内		返済期間内で、融資の契約の日から 1 年間の元金据置期間を設定できます。返済期間は延長されません。
6 返済方法 元金均等毎月払い又は元利均等毎月払い(いずれの場合もボーナス併用払いが可能です。)			
7 受付期間 り災日から 2 年間です。			
8 保証人 必要ありません。			

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道・市町村 住宅金融公庫支店 住宅金融公庫の代理店 (各受託金融機関)	住宅金融公庫法	「災害発生時における災害復興住宅融資の確保等に関する基本協定書」(平成 17 年 4 月 1 日、道知事と住宅金融公庫北海道支店長とで協定締結。協定文は省略。)

融資の名称	内容・資格・条件等	
農業経営維持 安定資金	貸付の対象	災害による収入減の補てんに充てるための資金を必要とする場合で、その農地、施設その他の農業に活用される資源を売渡す等農業経営に著しい支障を及ぼすことなしに必要な資金の調達ができない農業者
	貸付限度額	農業を営む個人 200 万円 農業を営む法人 1,000 万円 (1 戸 1 法人の場合は 200 万円)
	償還期間	20 年以内 (うち据置き 3 年以内)
	貸付利率	年 0.9~1.7% (H17. 10. 20 現在)
取扱機関	関係法令等	備 考
市町村 農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農業経営維持安定資金融通措置実施要綱	
北海道 農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法	

羅臼町地域防災計画【資料編】

融資の 名称	内容・資格・条件等
天災融資法 による融資	<p>貸付の対象 (ア) 被害農業者 (イ) 被害林業者 (以下「農林漁業者という」) (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合</p> <p>融 資 額 農林漁業者 2,000,000 円 (北海道 3,500,000 円) 〔 法令で定める資金 5,000,000 円 〕 〔 法令で定める法人 25,000,000 円 〕 漁具購入 50,000,000 円</p> <p>償還期間 農林漁業者 6 年以内 (激甚災害法適用 7 年以内)</p> <p>貸付利率 農林漁業者損失額の割合 10%以上で一定の要件に該当する者 年 6.5%以内 損失額の割合 30%以上の者 年 5.5%以内 特別被害地域内の特別被害農業者 年 3.0%以内</p> <p>※実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定められる。</p>
農林漁業施 設資金 (主 務大臣指 定施設 (災 害復旧))	<p>貸付の対象 農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設等農業施設、畜産環境保全林の改良、造成または取得、果樹の植栽または補植</p> <p>貸付限度 1 施設当たり 3,000,000 円 (特認 6,000,000 円) または貸付対象事業費×0.8 のいずれか低い額</p> <p>貸付期間 15 年 (うち据置 3 年) 以内。ただし、果樹の改植は 25 年 (うち据置 10 年) 以内</p> <p>貸付利率 年 0.9~1.7% (H17.10.20 現在)</p>
水産業施設 資金	<p>貸付の対象 水産倉庫、網干場、水産養殖施設、水産物陸揚げ施設、水産加工施設、漁船修理施設または漁船その他主務大臣の指定するもの</p> <p>貸付限度 1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船 1,000 万円 その他施設 300 万円 1 及び 2 のいずれか低い額</p> <p>貸付期間 15 年以内 (うち据置 3 年以内)</p> <p>貸付利率 年 0.65~1.50% (H17.9.20 現在)</p>
沿岸漁業経 営安定資金	<p>貸付の対象 災害による経営再建費及び経費の節減または預貯金の払戻し等で補填されない災害または災害に準ずるものによる収入減補填費用に充てるための資金を必要とする沿岸漁業者</p> <p>貸付限度 個人 200 万円、法人 400 万円</p> <p>貸付期間 20 年以内 (うち据置 3 年以内)</p> <p>貸付利率 年 0.65~1.50% (H17.9.20 現在)</p>

羅臼町地域防災計画【資料編】

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道 市町村 金融機関	天災融資法	<p>天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災の都度、政令で指定される天災資金の借り受け資格者（被害農林漁業者等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害農林者 農作物等の減収量が平年収穫量の30%以上で、かつ損失額が平年の農業総収入額の10%以上、または、果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価額の30%以上のもの 被害林業者 林産物の損失額が平年の林業総収入額の10%以上、または炭焼がま、しいたげほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価額の50%以上のもの 被害漁業者 魚類の損失額が平年の漁業総収入額の10%以上、または漁船等の損失額が当該施設の被害時の価額の50%以上のもの 被害組合 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、または管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの
北海道 農林漁業金融公庫及び 農林中央金庫等公庫の 事務受託金融機関	農林漁業金融 公庫法	<p>主務大臣指定災害復旧資金 沿岸漁業経営安定資金</p>

融資の名称	内容・資格・条件等
造林資金	<p>貸付の対象 造林地の災害復旧を行う林業を営む者（地方公共団体を含む）及び森林組合、同連合会、農業協同組合</p> <p>貸付限度額 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額、但し、計画森林にあっては、90%相当額</p> <p>償還期間 30年以内（20年以内の据置期間含む）</p> <p>貸付利率 1.00～1.70%</p>
樹苗養成資金	<p>貸付の対象 笛畑用地及びかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合</p> <p>貸付限度額 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額</p> <p>償還期間 15年以内（5年以内の据置期間含む）</p> <p>貸付利率 1.00～1.65%</p>
林道資金	<p>貸付の対象 自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び上場を含む）の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合</p> <p>貸付限度額 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額</p> <p>償還期間 20年以内（3年以内の据置期間含む）</p> <p>貸付利率 1.00～1.70%</p>
主務大臣指定施設資金	<p>貸付の対象 林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業または特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合</p> <p>貸付限度額 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額または1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額</p> <p>償還期間 15年以内（3年以内の据置期間含む）</p> <p>貸付利率 1.00～1.70%</p>
共同利用施設資金	<p>貸付の対象 林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等協同組合</p> <p>貸付限度額 貸付を受ける者の負担する額の80%相当</p> <p>償還期間 20年以内（3年以内の据置期間含む）</p> <p>貸付利率 1.00～1.70%</p>

羅臼町地域防災計画【資料編】

取扱機関等	関係法令等	備考
農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等
林業経営維持資金	<p>貸付の対象 樹苗または特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む個人（ただし、農林水産業所得が平年度における総所得の過半を占め、かつ、その経営する森林面積が80haを超えない者）及び林業を営む法人（ただし、合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社に限る。）並びに森林組合間違合会等（ただし、前記の者に転貸する場合に限る。）</p> <p>貸付限度額 個人 60万円（ただし、標準伐期齢以上の林齢の立木を有するときは、その立木の評価額を60万円から控除した額） 法人 800万円</p> <p>償還期間 20年以内（原則一括払い）</p> <p>貸付利率 1.00～1.70%</p>
備荒資金直接融資資金	<p>貸付の対象 備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。</p> <p>貸付限度額 各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで</p> <p>償還期間 6ヶ月</p> <p>融資利率 年利率3%</p>

取扱機関等	関係法令等	備考
農林漁業金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業金融公庫法	
北洋銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合札幌支店	事業資金等の銀行 融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情かおるときは、組会長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等						
中小企業総合振興資金「セーフティネット貸付（災害貸付）」	<p>・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。</p> <p>・融資条件</p>						
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第3項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたものまたは冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であつて、道が認めた地域内に事業所を有するもの					
	資金使途	<table border="1"> <tr> <td>設備資金</td> <td>運転資金</td> </tr> </table>	設備資金	運転資金			
	設備資金	運転資金					
	融資金額	<table border="1"> <tr> <td>8,000万円</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table>	8,000万円	5,000万円			
	8,000万円	5,000万円					
	融資期間	<table border="1"> <tr> <td>10年以内（据置2年以内）</td> <td>7年以内（据置2年以内）</td> </tr> </table>	10年以内（据置2年以内）	7年以内（据置2年以内）			
	10年以内（据置2年以内）	7年以内（据置2年以内）					
融資利率	<table border="1"> <tr> <td>[固定金利]</td> <td>[変動金利]</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年1.2%</td> <td>年1.2%</td> </tr> <tr> <td>10年以内 年1.4%</td> <td>(融資期間が3年超の場合選択可)</td> </tr> </table>	[固定金利]	[変動金利]	5年以内 年1.2%	年1.2%	10年以内 年1.4%	(融資期間が3年超の場合選択可)
[固定金利]	[変動金利]						
5年以内 年1.2%	年1.2%						
10年以内 年1.4%	(融資期間が3年超の場合選択可)						
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる						
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き（通常より低い保証料率が適用）						

羅臼町地域防災計画【資料編】

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行、北洋銀行、選外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等			
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護作業中の方も含む） 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②貸付法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方。
	融資金額	100万円以内		
	融資期間	5年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融資利率	年1.50%	年0.60%	
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可		
	信用保証	取扱金融機関の定めによる。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。	

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援法」に基づく支援

	内容・資格・条件等
目 的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

<p>法適用の要件</p>	<p>(1) 制度の対象となる自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した市町村 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ③ 100世帯以上の世帯の住宅全壊被害が発生した都道府県 ④ ①または②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） (2) 制度の対象となる被災世帯 上記の自然災害により ① 住宅が「全壊」した世帯 ② 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
<p>支給条件</p>	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる ※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額</p> <p>[住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）]</p> <table border="1" data-bbox="437 786 1401 898"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 (2)①に該当</th> <th>解体 (2)②に該当</th> <th>長期避難 (2)③に該当</th> <th>大規模半壊 (2)④に該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）]</p> <table border="1" data-bbox="437 994 1401 1106"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 (2)①に該当	解体 (2)②に該当	長期避難 (2)③に該当	大規模半壊 (2)④に該当	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 (2)①に該当	解体 (2)②に該当	長期避難 (2)③に該当	大規模半壊 (2)④に該当															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																
<p>支援金の支給申請</p>	<p>申請窓口 市町村 申請時の添付書面 ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等 申請期間 ①基礎支援金：災害発生から13月以内 ②加算支援金：災害発生から37月以内</p>																		
<p>基金と国の補助</p>	<p>○国の指定を受けた被災者生活支援法人（財団法人北海道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600億円） ○基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。</p>																		

資料46 羅臼町耐震改修促進計画

羅臼町耐震改修促進計画

平成20年3月

策定事務局

〈 目 次 〉

序. はじめに	
1 計画の目的	197
2 計画の位置付け	197
3 対象区域・対象建築物	198
4 計画期間	198
5 計画の構成	198
1. 耐震化の現況と課題	
1-1 これまでの地震被害と想定される地震規模	199
1-2 住宅・建築物の耐震化の現況	205
1-3 多数利用建築物・特定建築物の耐震化の現況	209
1-4 町が所有する公共建築物の耐震化の現況	217
1-5 関連計画の整理	218
1-6 現況調査からみた課題	221
2. 建築物の耐震化の目標	
2-1 建築物の耐震化の目標	222
2-2 町が所有する公共建築物の耐震化の目標	224
3. 耐震化に向けた施策	
3-1 耐震診断・改修促進に向けた環境整備	228
3-2 町民への啓発・知識の言及	232
3-3 耐震診断・改修を行う人材の技術力向上	234
3-4 所管行政庁との連携	235
4. 重点的に取り組む施策	237
5. 計画の促進に向けて	238

序. はじめに

1. 計画の目的

羅臼町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、大地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命・財産の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進し、安全で住み心地の良い暮らしの実現することを目的として策定する。

2. 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第5条第7項の規定に基づき定めるものとする。

計画策定にあたっては、耐震改修促進法、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月国土交通省告示第184号）」及び北海道耐震改修促進計画（平成18年12月）を踏まえると共に、地域防災計画など、本町の関連計画と整合を図りつつ定めるものとする。

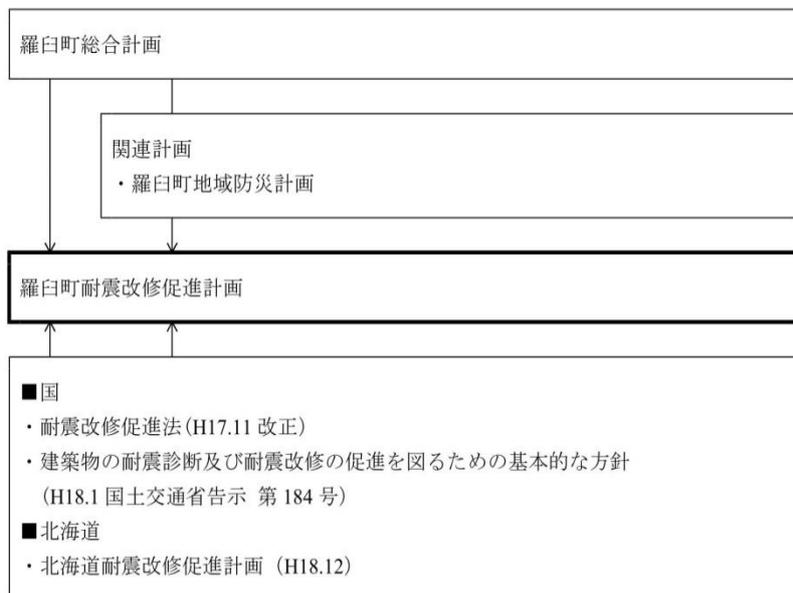


図1 計画の位置づけ

3. 対象区域・対象建築物

計画対象区域は、羅臼町行政区域全域とする。

対象建築物は、建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に建てられた建築物すべてとする。

4. 計画期間

計画期間は、平成 20 年度から 27 年度の 8 年間とする。

なお、社会情勢等が大きく変化するなど計画の見直しが必要となった場合には、適宜見直しを行うものとする。

5. 計画の構成

計画の構成は、以下に示すとおりとする。



図 2 計画の構成

1. 耐震化の現況と課題

1-1. これまでの地震被害と想定される地震規模

(1) これまでの地震被害

本町における地震被害は以下のとおりである。

平成6年に発生した北海道東方沖地震では、震源地における地震規模はマグニチュード8.1を記録し、本町においても多くの被害を受けた。

表1-1-1 羅臼町における主な地震被害

年度 地震災害名	マグニチュード (震度)	内容
昭和27年3月4日 十勝沖地震	8.2(震度5)	被害なし
昭和48年6月17日 根室沖地震	7.4(震度5)	被害なし
昭和48年6月24日 根室沖地震	7.3(震度4)	被害なし
平成5年1月15日 釧路沖地震	6.7(震度4)	被害なし
平成6年10月4日 北海道東方沖地震	8.1(震度5)	軽傷1名、住家倒壊1戸、一部破損16戸、 漁船破損26隻、漁港破損2ヶ所、商業被害 43件、工業被害6件、文教施設被害6件

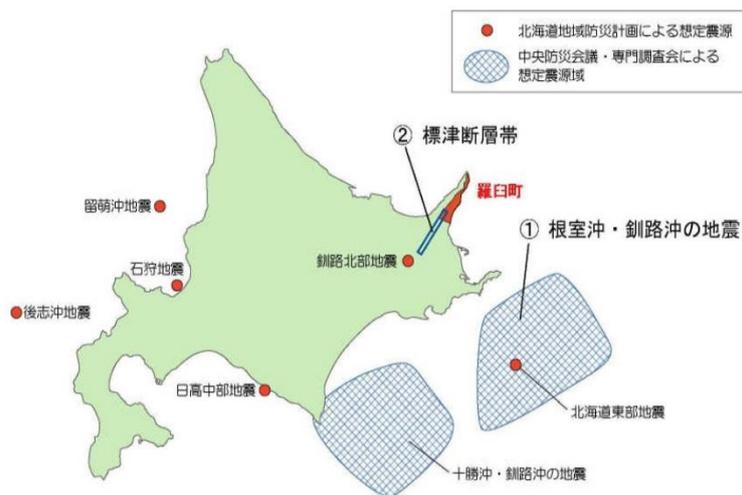
(資料：羅臼町調べ。平成6年地震については羅臼町地域防災計画などを基に編集。十勝沖地震のマグニチュード・震度は北海道耐震改修促進計画 H18 北海道 参照。)

(2) 想定される地震規模

① 想定される地震

本町において想定される地震・規模については、北海道耐震改修促進計画に基づき、「根室沖・釧路沖の地震」「標津断層帯」「全国どこでも起こりうる直下の地震」の3つの種類の地震と設定する。

想定地震	内容
1. 根室沖・釧路沖の地震	北海道、中央防災会議の想定地震 マグニチュード8.3の地震を想定
2. 標津断層帯の地震	地震調査研究推進本部の想定地震 マグニチュード7.7の地震を想定
3. 全国どこでも起こりうる直下の地震	中央防災会議による想定に基づく 直下にマグニチュード6.9の地震を想定



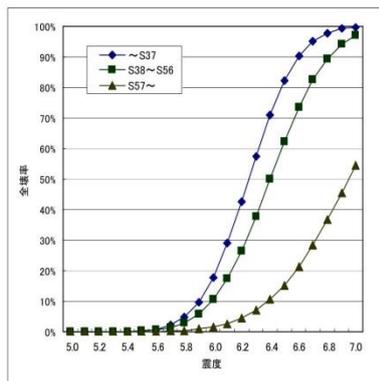
(資料：北海道耐震改修促進計画 H18 北海道)

図1-1-1 想定される地震

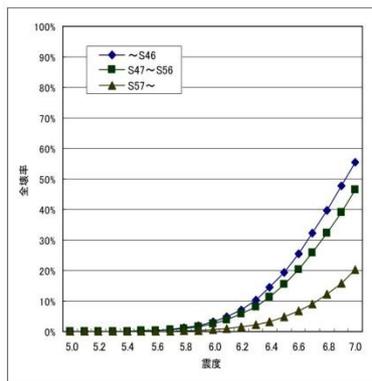
②地震規模別にみた建物の被害想定

北海道耐震改修促進計画においては、地震規模別にみた建物の被害想定を以下のとおりとしている。

例えば昭和 38 年から 56 年までに建築された木造建築物の場合、計測震度が 6.4 の場合には全体の 50.0%が全壊、89.4%が全半壊すると想定している。



木造全壊率



非木造全壊率

計測 震度	建築物全壊率						建築物全半壊率					
	木造建築物			非木造建築物			木造建築物			非木造建築物		
	~S37	S38~ S56	S57~	~S46	S47~ S56	S57~	~S37	S38~ S56	S57~	~S46	S47~ S56	S57~
5.0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%
5.1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.2%	0.0%	0.4%	0.2%	0.0%
5.2	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.6%	0.1%	0.6%	0.4%	0.1%
5.3	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	1.4%	0.2%	1.0%	0.7%	0.1%
5.4	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	3.0%	0.4%	1.6%	1.1%	0.2%
5.5	0.3%	0.2%	0.0%	0.2%	0.2%	0.0%	10.6%	5.9%	0.8%	2.5%	1.8%	0.3%
5.6	0.8%	0.6%	0.1%	0.4%	0.4%	0.1%	17.4%	10.6%	1.4%	3.7%	2.7%	0.6%
5.7	2.1%	1.4%	0.2%	0.7%	0.6%	0.1%	26.6%	17.4%	2.4%	5.5%	4.0%	0.9%
5.8	4.8%	3.0%	0.4%	1.2%	1.0%	0.2%	37.7%	26.6%	4.0%	7.8%	5.8%	1.4%
5.9	9.7%	5.9%	0.9%	2.0%	1.7%	0.4%	50.0%	37.7%	6.4%	10.8%	8.2%	2.1%
6.0	17.7%	10.6%	1.5%	3.1%	2.6%	0.6%	62.3%	50.0%	9.8%	14.6%	11.2%	3.1%
6.1	28.9%	17.4%	2.7%	4.8%	3.9%	1.0%	73.4%	62.3%	14.3%	19.1%	15.0%	4.5%
6.2	42.7%	26.6%	4.4%	7.2%	5.8%	1.5%	82.6%	73.4%	20.0%	24.5%	19.6%	6.4%
6.3	57.3%	37.7%	7.0%	10.4%	8.2%	2.3%	89.4%	82.6%	27.0%	30.5%	24.9%	8.8%
6.4	71.1%	50.0%	10.6%	14.5%	11.4%	3.3%	94.1%	89.4%	35.0%	37.2%	30.9%	11.8%
6.5	82.3%	62.3%	15.3%	19.5%	15.4%	4.8%	97.0%	94.1%	43.7%	44.2%	37.4%	15.5%
6.6	90.3%	73.4%	21.3%	25.5%	20.2%	6.7%	98.6%	97.0%	52.7%	51.5%	44.3%	19.8%
6.7	95.2%	82.6%	28.5%	32.3%	25.8%	9.1%	99.4%	98.6%	61.6%	58.6%	51.4%	24.9%
6.8	97.9%	89.4%	36.7%	39.7%	32.2%	12.2%	99.8%	99.4%	69.9%	65.5%	58.5%	30.6%
6.9	99.2%	94.1%	45.5%	47.6%	39.1%	15.9%	99.9%	99.8%	77.3%	72.0%	65.3%	36.7%
7.0	99.7%	97.0%	54.5%	55.6%	46.3%	20.2%	100.0%	99.9%	83.6%	77.7%	71.6%	43.3%

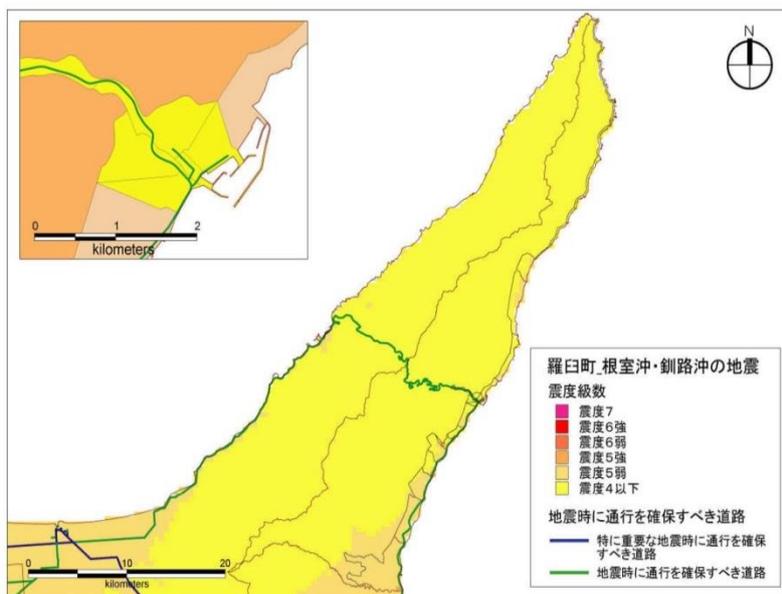
(資料：北海道耐震改修促進計画 H18 北海道)

図1-1-2 地震規模別にみた被害想定

③羅臼町における震度分布（ゆれやすさマップ）

■根室沖・釧路沖の地震

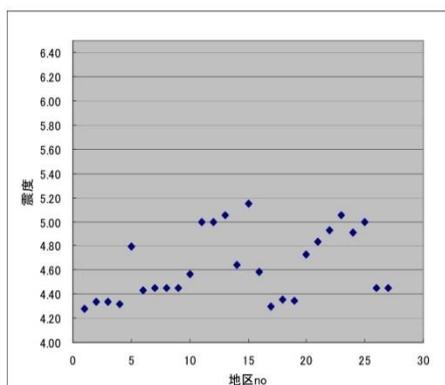
根室沖・釧路沖の地震においては平均震度は 4.64 となり、震度分布は以下のとおりである。



震度分布図

想定震度・建築物の被害計算

震度 (平均)	木造建築物				非木造建築物				建築物(合計)			
	全壊		半壊		全壊		半壊		全壊		半壊	
	棟数	率	棟数	率	棟数	率	棟数	率	棟数	率	棟数	率
4.64	0.01	0.00%	0.93	0.04%	0.00	0.00%	0.17	0.02%	0.01	0.00%	1.11	0.03%

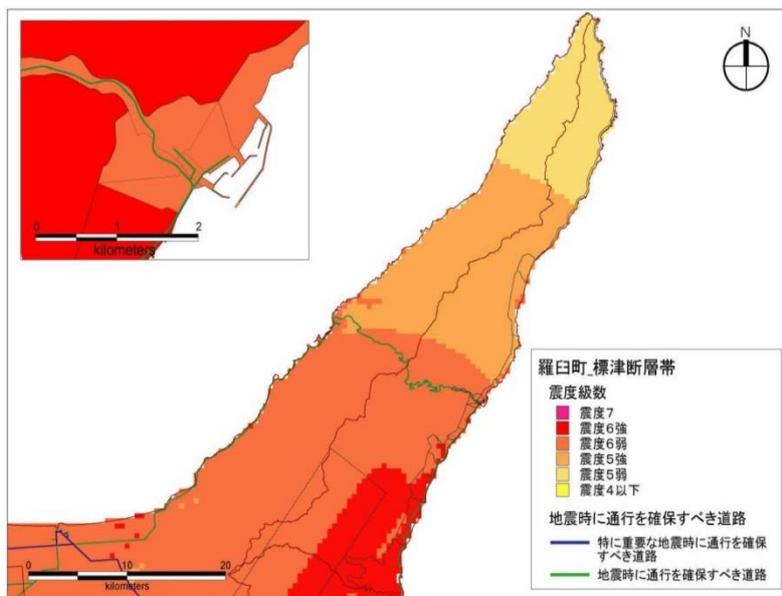


(資料：羅臼町調べ。想定震度・倒壊率の設定は北海道提供資料に基づく)

■標津断層帯の地震

標津断層帯の地震においては、平均震度は 5.65 となり、震度分布は以下のとおりである。

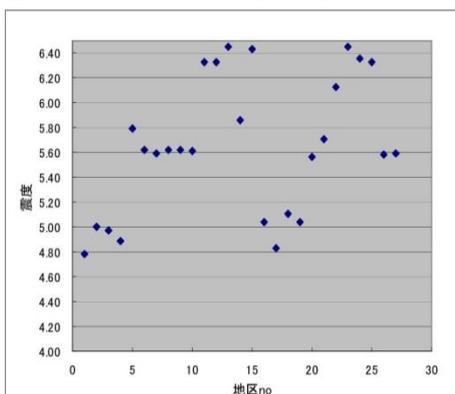
根室沖・釧路沖地震に比べ高い震度となることが想定される。



震度分布図

想定震度・建築物の被害計算

震度 (平均)	木造建築物				非木造建築物				建築物(合計)			
	全壊		半壊		全壊		半壊		全壊		半壊	
	棟数	率	棟数	率	棟数	率	棟数	率	棟数	率	棟数	率
5.65	360.73	13.61%	506.58	19.11%	21.20	2.66%	49.28	6.18%	381.93	11.07%	555.85	16.12%

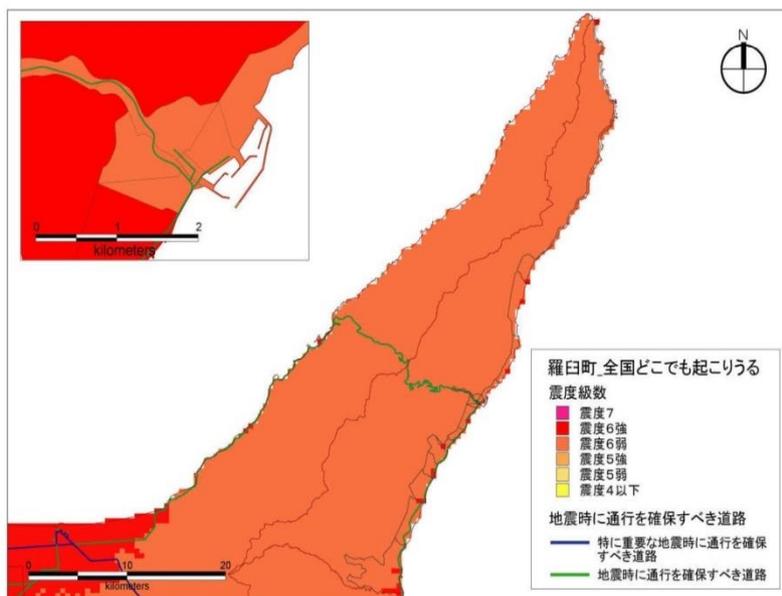


(資料：羅臼町調べ。想定震度・倒壊率の設定は北海道提供資料に基づく)

■全国どこでも起こりうる直下の地震

全国どこでも起こりうる直下の地震においては、平均震度は 5.88 となり、震度分布は以下のとおりである。

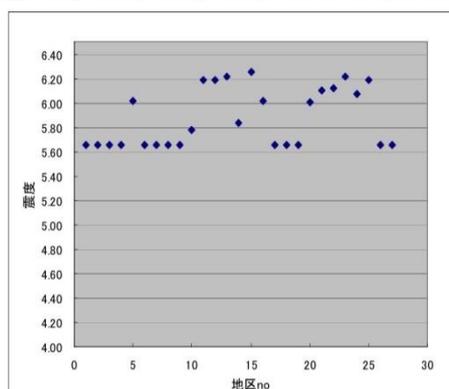
3種類の地震想定の中で、最も高い震度が想定される。



震度分布図

想定震度・建築物の被害計算

震度 (平均)	木造建築物				非木造建築物				建築物(合計)			
	全壊		半壊		全壊		半壊		全壊		半壊	
	棟数	率	棟数	率	棟数	率	棟数	率	棟数	率	棟数	率
5.88	268.90	10.14%	647.55	24.43%	13.75	1.72%	41.76	5.23%	282.65	8.20%	689.31	19.99%



(資料：羅臼町調べ。想定震度・倒壊率の設定は北海道提供資料に基づく)

1-2. 住宅・建築物の耐震化の現況

(1) 概況

本町の平成 18 年度末現在の住宅・建築物（公共建築物を除く民間建築物）の現況をみると、以下のとおりである。

本町の住宅・建築物は全 3,449 棟となっている。うち木造建築物は 2,651 棟（76.9%）、非木造建築物は 798 棟（23.1%）となっている。

建築年別にみると 1,830 棟（53.1%）が、建築基準法改正（新耐震基準）*前に建築された、昭和 56 年以前の建築物である。

また構造別にみると、木造建築物の 58.8%、非木造建築物の 34.0%は、昭和 56 年以前の建築物となっている。

*建築基準法改正（新耐震基準）：現行の耐震基準となっている、昭和 56 年 6 月に行われた建築基準法の改正。それまでの耐震基準は、中規模な地震（震度 5 弱程度）を見据えた規定となっていたが、新耐震基準では、これに加えて大規模な地震（震度 6 弱程度）が発生した場合においても人命に影響を及ぼすような倒壊等を防止するために、地震力に対する建築物の平面的・立体的なバランスについて新たに考慮するなど、規定の強化が行われている。

表1-2-1 住宅・建築物の耐震化の現況

	木造	非木造	合計
棟数	2,651	798	3,449
(構成比)	76.9%	23.1%	100.0%

(単位:年・棟)

	木造		非木造		合計		
	S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	合計
住宅	957	715	72	156	1,029	871	1,900
商業業務	25	40	23	37	48	77	125
医療福祉	0	1	0	0	0	1	1
工場・農業	377	156	150	283	527	439	966
その他	200	180	26	51	226	231	457
合計	1,559	1,092	271	527	1,830	1,619	3,449
(構成比)	58.8%	41.2%	34.0%	66.0%	53.1%	46.9%	100.0%
	2,651		798		3,449		

資料：羅臼町調べ（平成 18 年度末現在）

羅臼町地域防災計画【資料編】

市街地別に住宅・建築物の耐震化の状況を見ると、以下に示すとおりである。
 本町の市街地地区では、昭和 56 年以前の住宅・建築物が全体の 53.0%、その他の地区では全体の 54.2%を占めている。

表1-2-2 市街地別にみた住宅・建築物の耐震化の状況

(単位:年・棟)

地区名	木造		非木造		合計		合計
	S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	
市街地地区 合計	1,427	994	262	506	1,689	1,500	3,189
(構成比)	44.7%	31.2%	8.2%	15.9%	53.0%	47.0%	100.0%
峯浜町	101	30	27	40	128	70	198
幌萌町	15	32	3	11	18	43	61
春日町	107	83	15	59	122	142	264
麻布町	107	103	12	45	119	148	267
八木浜町	88	82	15	40	103	122	225
知昭町	91	117	13	51	104	168	272
松法町	51	27	19	31	70	58	128
礼文町	135	91	22	38	157	129	286
本町	72	28	10	20	82	48	130
緑町	13	12	1	9	14	21	35
栄町	89	54	15	22	104	76	180
湯ノ沢町	3	30	3	12	6	42	48
富士見町	68	21	11	20	79	41	120
船見町	55	44	14	31	69	75	144
共栄町	92	51	27	19	119	70	189
海岸町	162	105	27	36	189	141	330
岬町	178	84	28	22	206	106	312
その他の地区 合計	132	98	9	21	141	119	260
(構成比)	50.8%	37.7%	3.5%	8.1%	54.2%	45.8%	100.0%
合計	1,559	1,092	271	527	1,830	1,619	3,449
(構成比)	45.2%	31.7%	7.9%	15.3%	53.1%	46.9%	100.0%

資料：羅臼町調べ（平成 18 年度末現在）

羅臼町地域防災計画【資料編】

(2) 住宅の耐震化の状況

住宅の耐震化の状況についてみると、以下のとおりである。

本町の住宅は 1,900 棟となっている。うち昭和 56 年以前の建物が全体の 54.2%を占めている状況にある。

住宅の種別に耐震化の状況を見ると、専用住宅の 54.1%、併用住宅の 61.0%、共同住宅の 24.2%が昭和 56 年以前の建物となっている。

表1-2-3 住宅の耐震化の状況

(単位:年・棟)

		木 造		非木造		合 計		合 計	
		S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	S56以前	S57以降		
棟数	専用住宅	728	576	66	99	794	675	1,469	
	併用住宅	130	59	0	24	130	83	213	
	共同住宅	16	36	6	33	22	69	91	
	寄宿舎	1	3	0	0	1	3	4	
	その他	農家住宅	2	0	0	0	2	0	2
		漁業者住宅	80	41	0	0	80	41	121
	小計	82	41	0	0	82	41	123	
合計		957	715	72	156	1,029	871	1,900	
			1,672		228		1,900		
構成比	専用住宅	49.6%	39.2%	4.5%	6.7%	54.1%	45.9%	100.0%	
	併用住宅	61.0%	27.7%	0.0%	11.3%	61.0%	39.0%	100.0%	
	共同住宅	17.6%	39.6%	6.6%	36.3%	24.2%	75.8%	100.0%	
	寄宿舎	25.0%	75.0%	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	100.0%	
	その他	農家住宅	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
		漁業者住宅	66.1%	33.9%	0.0%	0.0%	66.1%	33.9%	100.0%
	小計	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%	33.3%	100.0%	
合計		50.4%	37.6%	3.8%	8.2%	54.2%	45.8%	100.0%	
			88.0%		12.0%		100.0%		

資料：羅臼町調べ（平成 18 年度末現在）

羅臼町地域防災計画【資料編】

(3) 住宅以外の民間建築物の耐震化の状況

住宅以外の民間建築物の耐震化の状況についてみると、以下のとおりである。

住宅以外の民間建築物は 1,549 棟となっており、うち昭和 56 年以前の建物が全体の 51.7%を占めている状況である。

建物の種別に耐震化の状況を見ると、商業業務施設の 38.4%、医療福祉施設の 0.0%、工場・農業施設の 54.6%が昭和 56 年以前の建物となっている。

表1-2-4 住宅以外の民間建築物の耐震化の状況

(単位:年・棟)

		木造		非木造		合計		合計
		S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	
商業業務施設	商業施設	15	13	14	20	29	33	62
	業務施設	2	18	6	14	8	32	40
	ホテル・旅館等	8	9	3	3	11	12	23
	小計	25	40	23	37	48	77	125
	(構成比)	20.0%	32.0%	18.4%	29.6%	38.4%	61.6%	100.0%
医療福祉施設	病院・診療所	0	1	0	0	0	1	1
	社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	1	0	0	0	1	1
(構成比)	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	
工場・農業施設	工場	20	7	13	35	33	42	75
	倉庫	350	147	118	244	468	391	859
	農業施設	7	2	19	4	26	6	32
	小計	377	156	150	283	527	439	966
	(構成比)	39.0%	16.1%	15.5%	29.3%	54.6%	45.4%	100.0%
その他	付属家	199	170	23	28	222	198	420
	車庫	1	7	0	3	1	10	11
	その他	0	3	3	20	3	23	26
	小計	200	180	26	51	226	231	457
(構成比)	43.8%	39.4%	5.7%	11.2%	49.5%	50.5%	100.0%	
合計	602	377	199	371	801	748	1,549	
(構成比)	38.9%	24.3%	12.8%	24.0%	51.7%	48.3%	100.0%	

資料：羅臼町調べ（平成 18 年度末現在）

1-3. 多数利用建築物・特定建築物の耐震化の現況

(1) 多数利用建築物

本町における、多数の者が利用する建築物*（以下「多数利用建築物」という。）の現況は、以下に示すとおりである。

*多数の者が利用する建築物(多数利用建築物)：耐震改修促進法第6条第1号に定める建築物（第1号特定建築物）の要件（令第2条）を満たすもの。建築年は問わない。

表1-3-1 多数利用建築物の現況

種 類	建築物 総数	s57以降 の建築物	s56以前の 建築物		耐震性有 建築物数	耐震化率	
			C	内耐震 性有 D			
	A	B	C	D	E=B+D	F=E/A	
公共	学校	7	4	3	-	4	57.1%
	公営住宅	2	2	-	-	2	100.0%
	役場庁舎	1	1	-	-	1	100.0%
	体育館	1	-	1	-	-	0.0%
	小 計	11	7	4	-	7	63.6%
民間	ホテル・旅館	2	1	1	-	1	50.0%
	事務所	1	-	1	-	-	0.0%
	工場	1	1	-	-	1	100.0%
	小 計	4	2	2	-	2	50.0%
合 計	15	9	6	-	9	60.0%	

※ H19 末廃校予定の知円別小中学校を除く

※春松幼稚園は春松小学校に含む

資料：羅臼町調べ（平成18年度末現在）

羅臼町地域防災計画【資料編】

(参考1-3-1) 多数利用建築物の現況

(単位:施設数(学校)・棟数)

用途分類	名称	所在	建築年・構造		特定建築物			避難所指定	備考	
			建築年	S56以前	構造	1号	2号			3号
公共施設	学校									
	幼稚園	羅臼幼稚園	緑町	H3		非木造				
	小学校	植別小中学校	峯浜町	S61		非木造			②	
		羅臼小学校	本町	H6		非木造			○	
		飛仁帯小学校	海岸町	S43	○	非木造	○		②	
		知円別小中学校	岬町	S44	○	非木造	○		○	H19末廃校
		春松小学校 (春松幼稚園併設)	八木浜町	H17		非木造			②	
	中学校	春松中学校	八木浜町	S36	○	非木造	○		②	
		羅臼中学校	栄町	S41	○	非木造	○		○	
	公営住宅等									
	公営住宅	礼文町1	礼文町	H7		非木造				
		礼文町2	〃	H8		非木造				
	その他									
	官公署施設	役場庁舎	栄町	H2		非木造				
スポーツ施設	羅臼町民体育館	栄町	S49	○	非木造	○		○		
民間施設	ホテル・旅館等	ホテルA	湯ノ沢町	S42	○		○			
		旅館B	湯ノ沢町	H6						
	事務所	事務所A	船見町	S44	○		○			
工場	工場A	麻布町	H1							

※避難所指定凡例 ①=1次のみ ②=2次のみ ○=1次・2次
 1次=1次避難場所～海拔10mに設定 津波の場合の避難所として利用
 2次=2次避難場所～津波以外の避難所又は待機時に利用

資料：羅臼町調べ（平成18年度末現在）

羅臼町地域防災計画【資料編】

(2) 特定建築物

耐震改修促進法においては、特定建築物*1の所有者は、耐震改修に努めなければならないことが定められている。本町における特定建築物の状況は、以下に示すとおりである。

- *1 特定建築物：耐震改修促進法に定める多数の利用者がある一定規模以上の建築物で現行の建築基準法などに満たない建築物。これに基づくこれらの建築物については、所管行政庁（本町においては北海道）が、所有者に対して耐震化の指導・助言を実施し、指導に従わないものに対しては指示及び公表し、更に安全性に問題のあるものには勧告、命令を行うことが定められている。

①第1号特定建築物

本町における第1号特定建築物*2は、公共建築物では、文教施設が3施設、体育館が1施設の計4施設である。

民間建築物では、ホテルが1施設、事務所が1施設の計2施設となっている。

表1-3-2 第1号特定建築物の状況

区分	名称	竣工年	構造	階数	備考
公共施設	羅臼町体育館	S49	鉄筋コンクリート造	3	
	羅臼中学校	S41	鉄骨造	2	
	春松中学校	S36	ブロック造	2	
	飛仁帯小学校	S43	鉄骨造	2	
民間施設	ホテルA	S47	鉄筋コンクリート造	5	
	事務所A	S44	鉄骨造	3	

資料：羅臼町調べ（平成18年度末現在）

- *2 第1号特定建築物：学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの。詳しくは（参考1-3-3）を参照のこと。

羅臼町地域防災計画【資料編】

なお、第1号特定建築物のうち、町有施設の耐震化の状況は、以下に示すとおりである。

(参考1-3-2) 公共建築物の耐震化状況

施設名称	構造	階数	延床面積 (㎡)	竣工年	耐震診断の実施	耐震診断結果	耐震改修年	判定係数	耐震化の方針
羅臼町体育館	鉄筋コンクリート造	3	2,905	S49	×	—	—	—	H27までに耐震化を図る
羅臼中学校	鉄骨造	2	2,859	S41	×	—	—	—	H27までに耐震化を図る
春松中学校	ブロック造	2	2,311	S36	×	—	—	—	H27までに耐震化を図る
飛仁帯小学校	鉄骨造	2	1,420	S43	×	—	—	—	H27までに耐震化を図る

資料：羅臼町調べ（平成18年度末現在）

羅臼町地域防災計画【資料編】

(参考1-3-3) 耐震改修促進法第6条1号に規定する建築物

規模	用途
2階以上 かつ500㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所
2階以上かつ 1,000㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校 ・老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
階数に関係なく 1,000㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館（一般公共の用に供されるもの）
3階以上かつ 1,000㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校、養護学校以外の学校 ・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ・病院、診療所 ・劇場、観覧場、映画館、演芸場 ・集会場、公会堂 ・展示場 ・卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ・ホテル、旅館 ・賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿 ・事務所 ・博物館、美術館、図書館 ・遊技場 ・公衆浴場 ・飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの ・理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く） ・車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの ・自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 ・郵便局、保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物

羅臼町地域防災計画【資料編】

②第2号特定建築物

本町における第2号特定建築物*は、給油取扱所（スタンドなど）が1施設となっている。

表1-3-3 第2号特定建築物の状況

区分	名称	竣工年	構造	階数	備考
民間施設	給油取扱所 A	S44	鉄骨造	2	

資料：羅臼町調べ（平成18年度末現在）

*第2号特定建築物：火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物。詳しくは（参考1-3-4）を参照のこと。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(参考1-3-4) 耐震改修促進法第6条2号に規定する建築物

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類 (法律で規定)	10 t
イ 火薬	5 t
ロ 爆薬	50万個
ハ 工業雷管及び電気雷管	500万個
ニ 銃用雷管	50万個
ホ 信号雷管	5万個
ヘ 実包	5万個
ト 空砲	5万個
チ 信管及び火管	500 km
リ 導爆線	500 km
ヌ 導火線	5万個
ル 電気導火線	2 t
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	10 t
カ その他火薬を使用した火工品 その他爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30 t 可燃性液体類20 m ³
④ マッチ	300マッチトン (※)
⑤ 可燃性のガス (⑦及び⑧を除く)	2万m ³
⑥ 圧縮ガス	20万m ³
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇薬取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	毒物20 t 劇物200 t

※ マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並列マッチ (56×36×17mm) で7,200個、約120 kg

③第3号特定建築物

本町における第3号特定建築物*は、戸建て住宅が5施設、店舗併用住宅が7施設、事務所・飲食物販など施設が5施設の計17施設となっている。

表1-3-4 第3号特定建築物の状況

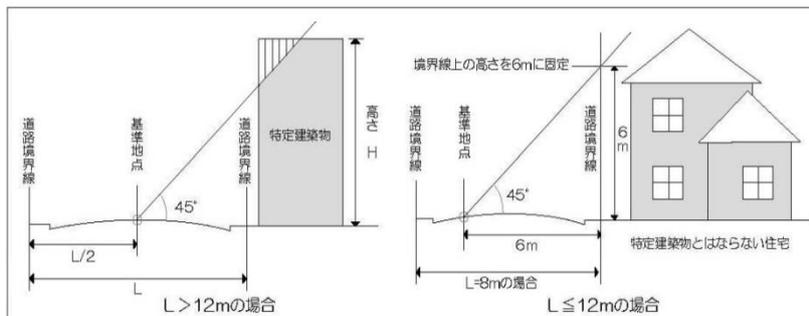
区分	名称	着工年	構造	階数	備考
民間施設	戸建て住宅	1	S55	木造	2
		2	S45	木造	2
		3	S46	木造	2
		4	S55	木造	2
		5	S31	木造	3
	店舗併用住宅	1	S51	鉄骨造	3
		2	S38	鉄骨造	2
		3	S41	鉄骨造	2
		4	S48	鉄骨造	2
		5	S36	鉄骨造	2
		6	S42	鉄骨造	2
		7	S47	鉄骨造	2
	事務所 飲食物販など	1	S52	木造	2
		2	S50	鉄骨造	4
		3	S54	鉄骨造	3
4		S43	鉄筋コンクリート造	4	
5		S44	鉄骨鉄筋コンクリート造	2	

資料：羅臼町調べ（平成18年度末現在）

*第3号特定建築物：地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの。詳しくは（参考1-3-5）を参照のこと。

（参考1-3-5）耐震改修促進法第6条3号に規定する建築物

- ・ 幅員12m以下の場合 6m+前面道路までの水平距離
- ・ 幅員12mを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離+前面道路までの水平距離



羅臼町地域防災計画【資料編】

1-4. 町が所有する公共建築物の耐震化の状況

町が所有する公共建築物の現況をみると、以下に示すとおりである。

このうち、昭和56年以前の建物については94施設であり、全体の49.7%が該当する状況にある。

表1-4-1 町が所有する公共建築物の状況

(単位:施設数(棟数))

用途分類	木造		非木造		合計		合計	
	S56以前	S57以降	S56以前	S57以降	S56以前	S57以降		
1. 学校	(1)幼稚園	0	0	0	1	0	1	
	(2)小学校	0	0	2	3	2	5	
	(3)中学校	0	0	2	0	2	2	
	(4)高等学校	0	0	0	0	0	0	
	(5)その他	0	0	0	1	0	1	
	小計 (構成比)	0	0	4	5	4	5	9
2. 病院・診療所	(1)診療施設	0	1	1	0	1	1	2
	小計	0	1	1	0	1	1	2
	(構成比)	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	50.0%	50.0%	100.0%
3. 社会福祉施設	(1)児童福祉施設	0	0	1	0	1	0	1
	(2)老人福祉施設	0	0	0	1	0	1	1
	(3)その他社会福祉施設	0	6	2	0	2	6	8
	小計 (構成比)	0	6	3	1	3	7	10
4. ホテル・旅館等	(1)ホテル・旅館	0	0	0	0	0	0	0
	(2)その他	0	0	0	0	0	0	0
	小計 (構成比)	0	0	0	0	0	0	0
5. 公営住宅等	(1)公営住宅	0	0	50	18	50	18	68
	(2)教職員住宅	22	36	7	9	29	45	74
	小計 (構成比)	22	36	57	27	79	63	142
6. その他	(1)官公署施設	0	0	0	1	0	1	1
	(2)文化施設	0	0	0	0	0	0	0
	(3)スポーツ施設	1	1	1	1	2	2	4
	(4)公民館等	0	0	1	1	1	1	2
	(5)会館以外の集会施設	0	0	0	0	0	0	0
	(6)その他	2	6	2	9	4	15	19
	小計 (構成比)	3	7	4	12	7	19	26
合計 (構成比)	25	50	69	45	94	95	189	
(構成比)	13.2%	26.5%	36.5%	23.8%	49.7%	50.3%	100.0%	

資料：羅臼町調べ（平成18年度末現在）

1-5. 関連計画について

(1) 国の基本方針

耐震改修促進法第4条に基づき、国土交通省が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年1月25日 国土交通大臣告示第184号)の概要は以下のとおりである。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。
- 公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。
- 所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施(するよう努める。)また、指導に従わない一定規模以上の建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。
- ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策についても推進。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 住宅及び特定建築物の耐震化率について、それぞれ、現状の75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標(この間に住宅の耐震改修は約100万戸、特定建築物の耐震改修は約3万棟の実施が必要)
- また、耐震診断については、耐震化率の目標達成のため、少なくとも、住宅は5年間で約100万戸10年間で約150~200万戸特定建築物は5年間で約3万棟、10年間で約5万棟の実施が必要。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。
- 建築物の敷地の規定を新たに追加。

4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

- 都道府県耐震改修促進計画を速やかに作成。
- 耐震改修等の目標を策定。特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表するとともに耐震化の目標を設定。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載
- 所有者等に対する助成制度、パンフ詳細な地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等に係る事業について記載。
- すべての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府県計画に準ずるものとし、地域固有の状況を考慮して策定。

(国土交通省ホームページより)

(2) 北海道耐震改修促進計画

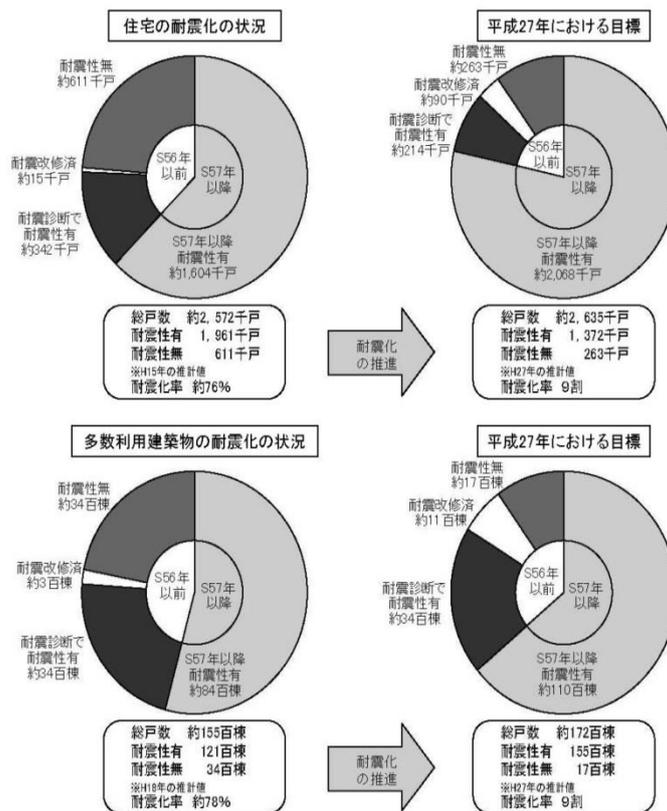
根拠法	耐震改修促進法
計画期間	平成 19 年度～平成 27 年度

■概要

- 住宅及び多数の者が利用する建築物の平成 27 年における耐震化目標を 9 割と設定。
(現況：住宅の耐震化率約76%、多数利用建築物の耐震化率約78%)
- 施策の展開方向として下記に示す3つを掲げ、住宅・建築物耐震改修等事業など国庫補助の活用を図りながら効率的、効果的な施策を講じるものとしている。

○基本的方向

- 安心して耐震診断・改修が行える環境整備
- 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及
- 耐震診断・改修を担う人材の技術的向上



羅臼町地域防災計画【資料編】

(3) 羅臼町地域防災計画

根拠法 計画期間	災害対策基本法 平成 11 年度～
<p>■概要（地震対策関係）</p> <ul style="list-style-type: none">・地震想定：北海道東部地震、規模はマグニチュード 8.25、震度は 6 を想定。・収容避難所 地区毎に文教施設、町内会館、福祉館などを指定避難場所として指定。 (1 次 26ヶ所、2 次 29ヶ所の 40 施設)・建造物災害予防計画（一部抜粋） (一般建築物の耐震化) 町は、一般建造物の維持保全や耐震化について、広く町民の認識を深めるため、耐震工法又は補強について周知を図るとともに、既存の建造物の耐震診断、耐震改修の実施を促進するものとする。 (公共施設の耐震化) 災害時において、応急活動の中心となる役場、消防本部、病院や避難所となる学校などの公共建造物について、地震により使用不能となる可能性もあることから、これら施設の新設にあたっては、耐震化に配慮するとともに、既存施設にあつては耐震診断、耐震改修の実施を促進し、更には、役場庁舎等の施設が使用できないことを想定して、バックアップシステムについても検討していく必要がある。	

1-6 現況調査からみた課題

(1) 大規模な地震に備えた総合的な地震対策の推進

本町は標津断層帯に近く市街地が位置しており、今後も大規模な地震が想定されている地域である。

今までも、平成6年に発生した北海道東方沖地震を始め、大きな震災を経験している。

住宅・建築物の被害は、死者発生のものであるばかりではなく、出火・火災延焼、避難者の発生、救急活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因となっている。

今後も大規模な地震に備え、住宅・建築物を含めた総合的な地震対策を進めることが必要である。

(2) 住宅・建築物、特に専用住宅の耐震化の推進

本町の住宅・建築物の3,449棟のうち、53.1%が建築基準法改正前に建築された昭和56年以前の建築物であり、早急な耐震化が必要である。

特に、住宅・建築物で最も多い専用住宅（戸建て住宅）は、794戸が昭和56年以前の住宅となっており、これは昭和56年以前の全住宅の77.1%に及んでいる。

一般に戸建て住宅の耐震化は、誰に相談して良いか分からない、耐震改修の必要性などが分からないなどの理由から、進んでいない状況にある。

住宅は町民の生活の基本となるものであり、多くの時間を過ごす建物であることから、耐震化の推進が急務である。

今後、相談体制の整備、情報提供の充実などとおして町民の意識啓発を図るなど、専用住宅の耐震化の推進を図ることが必要である。

(3) 特定建築物の耐震化の促進

耐震改修促進法においては、多数の利用者がある一定規模の建築物、危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物、地震時に通行を確保すべき道路沿道にある一定規模以上のものを「特定建築物」として耐震化の促進を進めるものと位置付けている。

これら特定建築物においては、所管行政庁の北海道と町が連携をとり、所有者への啓発や、法に基づく指導等とおし、積極的に進めることが必要である。

(4) 計画的・効率的な公共建築物等の耐震化の推進

公共建築物のうち、耐震改修促進法に基づく特定建築物や、地域防災計画における避難所などは、特に多くの住民が利用する施設であり、耐震化が急務である。

限られた町の財源のなかではあるが、他の計画と整合を図りつつ、計画的・効率的な耐震化を推進することが必要である。

2. 建築物の耐震化の目標

2-1. 建築物の耐震化の目標

(1) 目標値についての基本的な考え方

災害時における建築物の被害軽減及び人的被害の軽減のためには、昭和 56 年 6 月以前のいわゆる旧耐震基準により建設された建築物について、現行の耐震基準に適合した十分な耐震性が確保されているかを調査し、倒壊の危険のある建築物については、耐震改修や建替を行うことが必要である。

こうした耐震化が必要な建築物数を把握し、目標値を定めて各種施策を推進することで、耐震化の推進を図る。

国・北海道においては、住宅及び多数利用建築物の耐震化の目標を、平成 27 年で 9 割と設定している。

本町における住宅及び多数利用建築物の耐震化の目標も、これに準じ平成 27 年で 9 割と設定する。

また、町が所有する公共建築物については、できる限り耐震化に努めることとする。

表2-1-1 建築物の耐震化の目標（まとめ）

種 別	現 状	平成 27 年目標
住宅	67.7 %	9 割
多数利用建築物	60.0 %	9 割

羅臼町地域防災計画【資料編】

(2) 住宅の耐震化の目標

本町における現況の耐震化率は 67.7 %、耐震改修を必要とする住宅は 575 戸あると推計される。

住宅の耐震化目標は、国の基本方針、北海道耐震化促進計画に示す耐震化目標に準じ、平成 27 年で耐震化率 9 割を目指すものと設定する。

表2-1-2 住宅の耐震化の目標

(単位：棟数)

項 目	A. 住宅の耐震化の状況*1	B. 目 標 (平成 27 年)	増減 (B - A)	備 考
a 総数	1,779	2,160*2	381	
b 耐震性あり	1,204	1,944	740	
c 耐震性なし	575	216	-359	
d 耐震化率(b/a)	67.7 %	9 割		国・道の目標に準じる

*1 住宅耐震化の状況（11 頁）より、漁業者住宅を除いたもの。

*2 平成 27 年住宅数は、自立プランによる世帯数を参考に設定した。

(参考) 住宅の耐震化の現況

■推計条件の入力

1 現況住宅数	1,779 戸	100.0%	※漁業者住宅を除いた戸数
1-1 s57以降住宅数	830 戸	46.7%	
1-2 s56以前住宅数	949 戸	53.3%	
2 s56以前住宅のうち、耐震性がある住宅率			
2-1 耐震診断で耐震性ありとされる住宅	37.5%		全国値12%、北海道調査値約38%
2-2 耐震改修済み住宅	3.0%		全国値3%

■住宅の耐震状況の推計（現在）

総数 1,779	s57以降 830				耐震○ 1,204	67.7%
	s56以前 949	耐震○ 37.5%	356			
		耐震× 62.5%	593	改修住戸 3.0%	18	
				未改修住戸 97.0%	575	耐震× 575
						32.3%

(3) 多数利用建築物の耐震化の目標

多くの者が利用する建築物が耐震化されない状態で大地震に遭った場合には、被害が極めて大きくなることが想定される。

多数利用建築物の地震による被害を軽減させるため、多数利用建築物の耐震化の目標は、国・北海道の目標に準じ9割と設定する。

表2-1-3 多数利用建築物の耐震化の目標

内 容	耐震化の状況	目標(平成 27 年)
多数利用建築物	60.0 %	9 割

2-2. 町が所有する公共建築物の耐震化の目標

町が所有する公共建築物のうち、多数利用建築物については、特に耐震化の優先性が高い公共建築物として位置づけ、平成 27 年までに耐震化を進める。

また、地域防災計画において避難所指定されている公共建築物についても耐震化に努めるものとする。

表2-2-1 町が所有する公共建築物の耐震化の目標

内 容	耐震化の状況	目標(平成 27 年)
多数利用建築物	63.6 %	9 割
避難所指定建築物*	75.0 %	—
合計	69.6 %	—

*本表に示す「避難所指定建築物」数は、合計値の重複を避けるため、「多数利用建築物」に指定されているものを除いた数としている。(表 2-2-2 参照)

表2-2-2 町が所有する公共建築物の耐震化の目標

(単位:施設)

種 別	総数 (a)	昭和57年 以降(b)	昭和56年 以前(c)	耐震性有 又は耐震 改修され たもの(d)	耐震化を 図る必要 があるも の(e) c-d	耐震化率		
						現 状 (b+d)/a	目 標 (H27年)	
多数利用建 築物	計	11	7	4	0	4	63.6%	9割
	学校	7	4	3	0	3	57.1%	
	病院・診療所	0	0	0	0	0		
	社会福祉施設	0	0	0	0	0		
	ホテル・旅館等	0	0	0	0	0		
	公営住宅	2	2	0	0	0	100.0%	
	その他	2	1	1	0	1	50.0%	
避難所指定 建築物	計	12	9	3	0	3	75.0%	-
(多数利用 建築物を除 く)	学校	0	0	0	0	0		
	病院・診療所	0	0	0	0	0		
	社会福祉施設	9	7	2	0	2	77.8%	
	ホテル・旅館等	0	0	0	0	0		
	公営住宅	0	0	0	0	0		
	その他	3	2	1	0	1	66.7%	
合 計 (多数利用 建築物もし くは避難指 定建築物)	計	23	16	7	0	7	69.6%	-
	学校	7	4	3	0	3	57.1%	
	病院・診療所	0	0	0	0	0		
	社会福祉施設	9	7	2	0	2	77.8%	
	ホテル・旅館等	0	0	0	0	0		
	公営住宅	2	2	0	0	0	100.0%	
	その他	5	3	2	0	2	60.0%	

※ H19 末廃校予定の知円別小中学校を除く

※春松幼稚園は春松小学校に含む

資料：羅臼町調べ（平成18年度末現在）

羅臼町地域防災計画【資料編】

(参考) 町が所有する公共建築物(多数利用建築物もしくは避難所指定施設)

(単位:施設)

用途分類	名称	所在	建築年・構造			多数 利用	特定建築物			避難所 指定	備 考
			建築年	S56以前	構造		1号	2号	3号		
学校											
幼稚園	羅臼幼稚園	緑町	H3		非木造	○				○	
小学校	植別小中学校	峯浜町	S61		非木造	○				②	
	羅臼小学校	本町	H6		非木造	○				○	
	飛仁帯小学校	海岸町	S43	○	非木造	○	○			②	
	知円別小中学校	岬町	S44	○	非木造	○	○			○	H19末廃校
	春松小学校 (春松幼稚園併設)	八木浜町	H17		非木造	○				②	
中学校	春松中学校	八木浜町	S36	○	非木造	○	○			②	
	羅臼中学校	栄町	S41	○	非木造	○	○			○	
社会福祉施設											
老人福祉施設	羅臼町老人福祉センター	湯ノ沢町	H2		非木造					○	
その他社会福祉施設	春日町福祉館	春日町	S60		木造					②	
	麻布町福祉館	麻布町	S63		木造					②	
	八木浜町福祉館	八木浜町	S62		木造					②	
	知松福祉館	知昭町	S61		木造					②	
	海岸町北福祉館	海岸町	S47	○	非木造					②	
	海岸町南福祉館	海岸町	S53	○	非木造					②	
	峯浜町福祉館	峯浜町	H5		木造					②	
	岬町福祉館	岬町	H4		木造					②	
公営住宅等											
公営住宅	礼文町1	礼文町	H7		非木造	○					
	礼文町2	〃	H8		非木造	○					
その他											
官公署施設	役場庁舎	栄町	H2		非木造	○					
スポーツ施設	羅臼町民体育館	栄町	S49	○	非木造	○	○			○	
公民館等	羅臼町公民館	栄町	S45	○	非木造					○	
	羅臼町コミュニティセンター	船見町	H2		非木造					②	
その他	農林漁業体験実習館	幌萌町	H3		木造					○	

※避難所指定凡例 ①=1次のみ ②=2次のみ ○=1次・2次
 1次=1次避難場所～海拔10mに設定 津波の場合の避難所として利用
 2次=2次避難場所～津波以外の避難所又は待機時に利用

資料: 羅臼町調べ(平成18年度末現在)

3. 耐震化に向けた施策

現況と課題、耐震化の目標を受け、本町における耐震化に向けた施策は、以下に示すとおりである。

表3-0-1 耐震化に向けた施策（まとめ）

<p>3-1. 耐震診断・改修促進に向けた環境整備</p>	<p>(1) 耐震診断・改修等に係わる相談体制の整備 (2) 耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実 (3) 耐震診断・改修促進のための所有者等への支援 (4) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震化推進 (5) 地震時の総合的な建築物の安全対策の実施</p>
<p>3-2. 町民への啓発・知識の普及</p>	<p>(1) 地震防災対策資料の作成・活用 (2) 町民向けセミナー等の開催 (3) 町内会、自主防災組織などとの連携</p>
<p>3-3. 耐震診断・改修を行う人材の技術力向上</p>	<p>(1) 耐震診断・改修技術講習会の開催 (2) 北海道や各種団体との技術連携</p>
<p>3-4. 所管行政庁との連携</p>	<p>(1) 耐震改修促進法に基づく指導等 (2) 建築基準法による勧告または命令 (3) 「(仮称) 全道建築物等地震対策推進協議会」との連携</p>

3-1. 耐震診断・改修促進に向けた環境整備

(1) 耐震診断・改修等に係わる相談体制の整備

住宅の耐震診断・改修は「誰に相談して良いかわからない」「どうしていいかわからない」など、住民の不安に適切に対応できる体制が整っていない状況にある。

これらの問題に対応するため、町では、町内各種団体などと連携し、相談窓口の設置を行う。

なお相談窓口においては、耐震診断・改修のほか、住宅の一般相談やリフォームに関する相談にも対応できるよう体制の整備を図る。

■主な施策

- ・耐震診断・改修等に係わる相談窓口の整備 など

(2) 耐震診断・改修等に係わる情報提供の充実

北海道や各種団体などと連携し、耐震診断・改修等に係わる各種情報の提供を行う。

また、町の広報やインターネットを活用し、耐震診断に関する情報の提供を行う。

■主な施策

- ・相談窓口などにおける耐震診断・改修に関連する資料の閲覧
- ・町の広報やホームページなどを通じた耐震診断・改修に関する情報提供 など
(国や北海道のホームページへのリンクなど)

(3) 耐震診断・改修促進のための所有者等への支援

耐震診断は、所有者が耐震改修を必要とするか否かを判断する上で必要な調査であり、耐震診断を実施することで、防災意識の向上、地震に対する不安解消に寄与するものである。

町では、北海道、各種団体などと連携し、無料耐震診断・相談会の実施を行う。

■主な施策

- ・無料耐震診断・相談会の実施 など

(参考) 耐震改修税制について

○ 住宅に係る耐震改修促進税制

■ 【所得税減税】

個人が、平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、一定の区域内※において、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の10%相当額（20万円を上限）を所得税額から控除する。

※ 住宅改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域

- ・「地域における多様な住宅需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」の地域住宅計画
- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の耐震改修促進計画
- ・「住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画）」

■ 【固定資産税】

旧耐震基準により建設された住宅について、一定の耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当部分まで）を以下のとおり減額する。

- ① 平成18年から21年に工事を行った場合：3年間1/2に減額
- ② 平成22年から24年に工事を行った場合：2年間1/2に減額
- ③ 平成25年から27年に工事を行った場合：1年間1/2に減額

○ 事業用建築物に係る耐震改修促進税制（所得税、法人税）

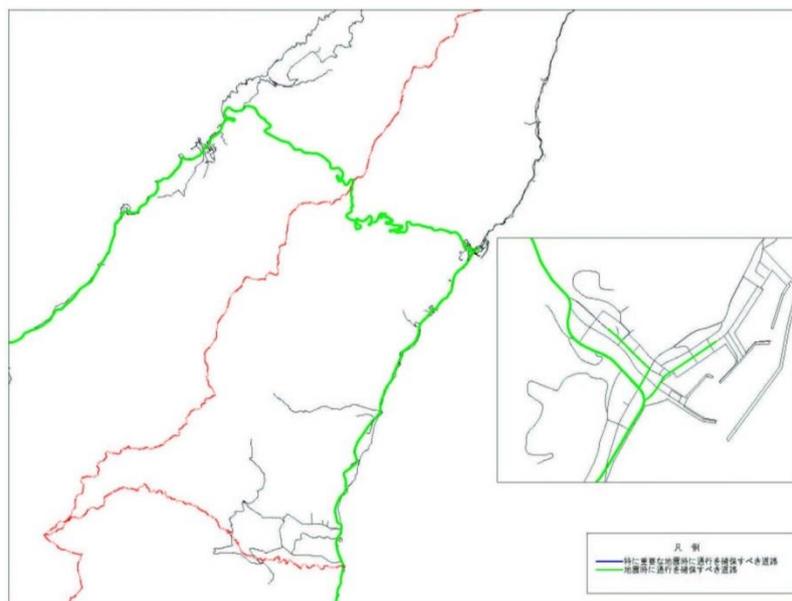
事業者が、平成18年4月1日から平成22年3月31日までに、耐震改修促進法第6条の特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について、同法の認定計画に基づく耐震改修を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、耐震改修に要した費用の10%の特別償却ができる措置を講ずる。

(4) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震化推進

北海道では、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路を「地震時に通行を確保すべき道路」に指定している。

「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、一定の高さを持つものは耐震改修促進法第6号第3号に規定する特定建築物として、耐震化の促進を図る。

表3-1-1 地震時に通行を確保すべき道路



■主な施策

- ・地震時に通行を確保すべき道路沿道特定建築物における誘導・指導の強化 など

(5) 地震時の総合的な建築物の安全対策の実施

これまでの建築物に起因する地震被害では、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や非構造部材の落下などによる人的被害が多く発生している。

町では、北海道と連携を図り、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の落下物対策、大規模空間の天井崩落対策、エレベーターの閉じ込め対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、地震に伴う崖崩れ等による建築物被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅地地盤特定治水施設等整備事業等の活用を図り、敷地の安全対策を推進する。

■主な事業

- ・ がけ地近接住宅移転促進事業の実施
- ・ 窓ガラス等の落下物対策の実態調査及び所有者への指導
- ・ 広報誌やパンフレット等を活用した総合的な建築物の安全対策の周知
- ・ 住宅地地盤特定治水施設等整備事業等を活用した土砂災害からの住宅地の保全 など

(参考) がけ地近接危険住宅移転事業制度

【がけ地近接危険住宅移転事業】

○目的			
がけ崩れなどによる危険から住民の安全を確保するため、建築基準法により建築が制限されている区域等に存在する危険住宅の移転を行う者に対し、市町村が助成を行う場合に道が補助する。			
○対象区域			
・ 市町村が条例で指定した災害危険区域【建築基準法第39条】			
・ 市町村が条例で建築を制限している区域（がけ地区域等）【建築基準法第40条】			
・ 都道府県が指定した特別警戒区域【土砂災害防止法第8条】			
区分	内容	補助限度額	補助率等
除却費	危険住宅の除却に要する費用	780千円/戸	1/4
建物助成費	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入のため、金融機関等から融資を受けた場合の借入金の利子相当額（利率8.5%を限度）	4,060千円/戸 （内訳） 土地 960千円 建物 3,100千円	（負担割合） 国 1/2 道 1/4 市町村 1/4
附帯事務費	事業に係る附帯事務費	上記事業費 ×2.2%	市町村 1/4

3-2. 町民への啓発・知識の普及

(1) 地震防災対策資料の作成・活用

地域において発生のおそれのある地震やそれによる被害の可能性等を住民に伝えることにより、地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、住民にとって理解しやすく、身近に感じられる地震防災マップの提示が有効である。

こうしたことから、町では地域防災計画と連携をとり、想定地震による揺れやすさマップを作成する。

また、北海道などでは、建築物の地震防災対策に関する所有者等への啓発、知識の普及を図るため、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などの必要性や効果、住宅リフォーム全般に関するポイントや手順などを、パンフレットなどの分かりやすい資料として作成している。

これら資料を、相談窓口や説明会などで配布するなど、建築物の耐震化について積極的な周知に努める。

■主な施策

- ・地震防災マップの作成
- ・地震防災マップの公表（パンフレット作成・ホームページへの掲載など）
- ・パンフレット等普及啓発資料の配布 など

「安心・快適リフォームのススメ!（平成17年北海道建設部建築指導課）」

「誰でもできるわが家の耐震診断（平成16年財団法人日本建築防災協会）」

「戸建て住宅の耐震診断・耐震改修のすすめ（平成18年北海道建設部建築指導課）」など



普及啓発パンフレット（北海道作成）

(2) 町民向けセミナー等の開催

住宅建築物の耐震診断や耐震改修の必要性や効果についての知識の普及を図るため、北海道や各種団体等と連携し、町民向けのセミナーなどを開催する。

■主な施策

- ・町民向けセミナー（耐震リフォームセミナー）の開催 など

(3) 町内会、自主防災組織などとの連携

地震防災対策は地域におけるきめ細かい取り組みが重要である。

地域において町内会や、自主防災組織は、災害時対応において重要な役割を果たすほか、平時においても地域における地震時の危険箇所の点検や住宅・建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待される。

町は、このような地域単位の取り組みを支援する施策として、町内会や自主防災組織への耐震診断・改修に説明会、相談会などを要望に合わせて行う。

■主な施策

- ・町内会向け説明会、相談会の開催 など

3-3. 耐震診断・改修を行う人材の技術力向上

(1) 耐震診断・改修技術講習会の開催

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士等が行った詳細な耐震診断結果に基づいて実施することが重要だが、本町においては、住宅・建築物の耐震化に関して、十分な技術・知識を有している建築士等は多くはない状況にある。

そこで町では北海道や各種団体と連携し、耐震診断・改修技術講習会を開催する。

また、北海道では、耐震診断、改修等講習会を受講した建築士等専門家の存在を把握し、名簿等を閲覧している。

町でもこれらと連携を図り、町内の講習会受講者の増加を図る。

■主な施策

- ・耐震診断・改修技術講習会の開催
- ・講習会受講技術者名簿の閲覧（北海道ホームページと連携） など

(2) 北海道や各種団体との技術連携

北海道や(財)建築指導センターでは、耐震診断・改修に関する各種技術に関する講習会などを開催している。

また、北海道では消費者被害を防止し、安心してリフォームを実施できるような環境の整備を図るための方策のひとつとして、行政、建築関係団体、消費者団体による「北海道住宅リフォーム推進協議会（以下、「協議会」という）を平成18年8月に設置している。

町では、北海道や団体と連携をとり、耐震診断・改修に関する人材の技術力向上に向けた各種施策の情報提供を行う。

■主な施策

- ・北海道や各種団体が行う各種技術講習会の情報提供 など

3-4. 所管行政庁との連携

(1) 耐震改修促進法に基づく指導等

耐震改修促進法に基づき、所管行政庁（本町の場合は北海道）は、特定建築物所有者に対する措置として、以下の指導等を段階的に行う。

本町においても北海道と連携し、特定建築物の耐震化の促進を推進する。

■主な施策

- ・特定建築物の所有者に対する指導等（北海道との連携） など

表3-4-1 耐震改修促進法に基づく指導等（特定行政庁：北海道）について

対象	<p>■指導・助言対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育所：2階・500㎡以上 ・小・中学校：2階・1000㎡以上 ・老人ホーム等：2階・1000㎡以上 ・一般体育館：1000㎡以上（階数要件なし） ・その他の多数利用の建築物：3階・1000㎡以上（現行どおり） ・道路閉鎖させる住宅・建築物 ・危険物を取り扱う建築物 <p>■指示・立ち入り対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般体育館：2000㎡以上（階数要件なし） ・その他の多数利用の建築物：3階・2000㎡以上 ・幼稚園・保育所：2階・750㎡以上 ・小・中学校：2階・1500㎡以上 ・老人ホーム等：2階・2000㎡以上 ・危険物を取り扱う建築物：500㎡以上
実施内容	<p>(1) 特定建築物台帳の整備</p> <p>(2) 指導・助言 特定建築物所有者に、耐震化を促すリーフレット、パンフレットを送付予定(H19年度)</p> <p>(3) 指示・報告徴収または立ち入り検査</p>
公表	<p>特定建築物の所有者が正当な理由がなく指示に従わない場合、必要に応じて北海道のホームページに公表する。</p>

(2) 建築基準法による勧告または命令

建築基準法では、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合には、所管行政庁（本町の場合は北海道）は、勧告または命令*を行うことができるとされている。

本町においても北海道と連携し、必要に応じた対応を行う。

*建築基準法による勧告または命令：

「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うことができる。」とされている。

■主な施策

- ・特定建築物の所有者に対する指導等（北海道との連携） など

(3) 「(仮称) 全道建築物等地震対策推進協議会」との連携

北海道耐震改修促進計画では、住宅・建築物の耐震化をはじめとした災害予防対策と被災建築物の応急危険度判定の実施体制の整備を一体的に行う組織体制のあり方を検討し、道内の建築物等の総合的な地震対策を推進する場として、「(仮称) 全道建築物等地震対策推進協議会」の設置を位置づけている。

本町においてもこれら協議会と連携とり、北海道、市町村、各団体が一体となった建築物等の耐震化推進を進める。

■主な施策

- ・「(仮称) 全道建築物等地震対策推進協議会」と連携した各種施策の推進 など

4. 重点的に取り組む施策

本町が重点的に取り組む施策は、以下のとおりである。

重点施策 耐震診断・耐震改修に係わる相談窓口の設置

「耐震診断をしたいがどこで行っているか分からない」「簡単にわが家の耐震化状況を
知りたい」など、町民の耐震診断・改修の相談に対応できる相談窓口を設置する。

名称	羅臼町耐震相談窓口
概要	建築物の耐震化に関する相談を総合的に受ける窓口を設置、耐震化に必要な情報提供などを通し、耐震化を促進するために助言や普及啓発を行う。
窓口	羅臼町（建設水道課）
実施時期	平成 20 年 4 月より
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在設置している「住宅相談窓口」を拡充。 ・ 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断、耐震改修に関する相談 ・ 安心して相談できる事業者に関する相談 ・ 木造住宅の無料耐震診断の窓口紹介 など ・ 窓口で配布する資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、北海道が作成しているパンフレット、技術資料など

5. 計画の推進に向けて

(1) 行政・地域住民組織などが連携した、町民意識の啓発

耐震性が不十分な建築物の耐震化を図り、地震災害による被害を減少させるためには、まず、建築物の所有者などが「自らの問題」とするという認識を持ち、建築物の耐震化に対する関心を持ち、取り組みを始めることが必要である。

しかし、地震による被災は、個々の建築物の耐震化が行われているだけでは十分ではありません。「地域の問題」として町内会などが認識し、耐震化の普及啓発を行うことが必要である。

町内会での説明会の開催など、地域住民組織との連携を図り、町民意識の啓発を図ることが必要である。

(2) 行政・関係団体などが連携した、専門技術者の技術力向上

本町には、耐震診断・耐震改修に関する十分な知識を有している建築士等の専門技術者は多くはない状況にある。

今後、建築士会、建設業協会や、北海道震災建築物応急危険度判定協議会などの関係団体と連携し、講習会への参加や情報交換の場づくりを行うことを通し、専門技術者の技術力の向上を図ることが必要である。

資料 47 気象庁震度階級関連解説表

震度と揺れ等の状況(概要)

0	 <p>【震度0】 人は揺れを感じない。</p>	1	 <p>【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。</p>	2	 <p>【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。</p>	3	 <p>【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。</p>
4	 <p>【震度4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ほとんどの人が驚く。 ● 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ● 座りの悪い置物が、倒れることがある。 	6弱	 <p>【震度6弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 立っていることが困難になる。 ● 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ● 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ● 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 <p style="font-size: small;">耐震性が高い 耐震性が低い</p>				
5弱	 <p>【震度5弱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ● 棚にある食器類や本が落ちることがある。 ● 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 	6強	 <p>【震度6強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 ● 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ● 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。 <p style="font-size: small;">耐震性が高い 耐震性が低い</p>				
5強	 <p>【震度5強】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 物につかまらなると歩くことが難しい。 ● 棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 ● 固定していない家具が倒れることがある。 ● 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 	7	 <p>【震度7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 ● 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ● 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。 <p style="font-size: small;">耐震性が高い 耐震性が低い</p>				

地震が起きたら あわてず、まず身の安全を!! 緊急地震速報を見聞きしたら

<ul style="list-style-type: none"> ● 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難 ● あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険) ● 揺れがおさまってから、あわてず火の始末 ● あわてた行動、けがのもと 	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速 ● 近づくな、門や扉、自動販売機やビルのそば ● 海岸でぐらっときたら高台へ
---	--

家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!



国土交通省 気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4 電話: (03)3212-8341(代表)

ホームページアドレス <http://www.jma.go.jp/>

平成21年9月31日

防災協定書

協定 1 根室海上保安部及び羅臼海上保安署と根室北部消防事務組合との船舶消火に関する業務協定書（根室海上保安部、羅臼海上保安署、根室北部消防事務組合）

根室海上保安部及び羅臼海上保安署と根室北部消防事務組合との
船舶消火に関する業務協定書

この協定は、領海内における船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の火災について、昭和43年3月29日海上保安庁と消防庁との間に締結された覚書に基づき、根室海上保安部及び羅臼海上保安署と根室北部消防事務組合との間に業務協定を締結して円滑な消火活動を行うことを目的とする。

（消火活動の担任区分）

第1条 次に掲げる船舶の消火活動は主として根室北部消防事務組合（以下「消防事務組合」という。）が担任し、根室海上保安部及び羅臼海上保安署（以下「海上保安部署」という。）はこれに協力するものとする。

- 1) ふ頭または岸壁にけい留された船舶及び上架中の船舶
- 2) 河川、湖沼における船舶
- 2 前項各号以外の船舶の消火活動は主として海上保安部署が担任し、消防事務組合はこれに協力するものとする。

（海上保安部署の協力事項）

第2条 消防事務組合の担任にかかる船舶の消火活動のため、消防事務組合から要請があった場合において、海上保安部署が協力する事項は、次のとおりとする。

- 1) 巡視船艇による消火活動、海上輸送及び警戒
- 2) 船舶火災のため、船舶または陸上施設へ延焼のおそれがある場合において、火災船舶または延焼のおそれがある船舶を他の安全な場所に移動することが消火上有効と認める場合の巡視船艇による当該船舶のえい航
- 3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項
- 2 前項の消火活動のため派遣された海上保安部署の職員は、火災現場の上席消防職員と協議のうえ有効な消火活動を行うものとする。

（消防事務組合の協力事項）

第3条 海上保安部署の担任にかかる船舶の消火活動のため、海上保安部署から要請があった場合において、消防事務組合が協力する事項は、次のとおりとする。

- 1) 消火活動に必要な場合における海上保安部署の指定する場所への消防車等の出動
- 2) 船舶または流出油による火災に対して陸上からの消火活動が有効であると認められた場合における消防車等の出動
- 3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項

- 2 前項の消火活動のため派遣された消防職員は、海上保安部署の上席職員と協議のうえ、有効な消火活動を実施するものとする。

(火災原因調査等の協力)

第4条 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、それぞれの担任区分による船舶に対して行うものとする。

- 2 消防事務組合から前項の調査のための協力の要請があったときは、海上保安部署はこれに協力するものとする。
- 3 消防事務組合は第1項の調査の結果、放火または失火の犯罪があると認められる場合は、直ちに海上保安部署に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全に努めるものとし、放火または失火による犯罪のおそれのない場合は、当該調査の内容を海上保安部署に通報するものとする。
- 4 海上保安部署から犯罪調査のための協力要請があった場合は、消防事務組合は、これに協力するものとする。
- 5 前項の場合のほか、海上保安部署から第1項の調査のための協力要請があったときは、消防事務組合は、これに協力するものとする。
- 6 海上保安部署は、第1項の調査の内容を消防事務組合に通報するものとする。

(情報等の交換)

第5条 法令に定めのあるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消化剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(火災の相互通報)

第6条 海上保安部署または消防事務組合が船舶火災を認知したときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(単独消火)

第7条 海上保安部署または消防事務組合が単独で船舶消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第8条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(大量流出油等事故対策)

第9条 大量の流出油事故に伴う火災の場合における消火活動を効果的に行うため、海上保安部署及び消防事務組合は、各関係町の防災会議の防災計画に基づき、おむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- 1) 情報及び資料の交換
- 2) 消火活動要領の作成
- 3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及び実施の推進
- 4) 避難勧告、指示及び誘導

(要請、通報等)

第10条 本協定において、関係相互間の要請、通報及び情報の交換は、各関係町消防署とそれに対応する海上保安部署との間で行うものとする。

(協定の改定)

第11条 この協定を改定する理由が発生したときは、三者協議のうえ改定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和58年10月1日から実施する。
- 2 昭和44年1月1日締結の「羅臼海上保安署と羅臼町との船舶消火に関する業務協定」は廃止する。

昭和58年9月22日

根室海上保安部長
羅臼海上保安署長
根室北部消防事務組合組合長

協定2 北海道広域消防相互援助協定（72市町及び一部事務組合）

北海道広域消防相互援助協定 （平成3年3月19日締結）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互援助協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合、または災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災または地震等の災害で、他市町村等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

- 2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。
- 3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - 2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
 - 3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。
- 4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - 2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
 - 3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
 - 4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1) 陸上応援、消防隊、救助隊、救急隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- 2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

(応援隊等の登録)

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、または発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害規模等に応じて次の各号の区分により行う。

- 1) 陸上応援要請
 - ① 第1要請
当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請
 - ② 第2要請
当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）
 - ③ 第3要請
当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）
 - 2) 航空応援要請
航空隊の応援を必要とする応援要請
- 2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の1 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、応援側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援要請とみなすものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(応援隊の派遣)

第8条 前条の規定により派遣の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請については、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- 1) 応援隊員の出勤に係わる旅費及び諸手当
 - 2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
 - 3) 車両及び機械器具の修理費
 - 4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）
- 2 航空応援に要する応援隊の出勤に係わる旅費、及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
 - 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は応援側の負担とする。

- 1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
 - 2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めない事項または協議を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(委 任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議し定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年7月25日締結)

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

別 表

地 域	構 成 市 町 等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島東部事務組合、檜山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、登別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蕊町、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北3町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防事務組合、釧路西部消防事務組合、根室北部消防事務組合

協定3 災害時の医療救護活動に関する協定書（根室市外三郡医師会）

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町（以下「甲ら」という。）と社団法人根室市外三郡医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、甲らの地域防災計画に基づき甲らが行う医療救護活動に関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲らは、甲らの地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し、救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲らから要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、それを甲らに提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲らが避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は次のとおりとする。

- 1) 障がい者に対する応急処置及び医療
- 2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- 3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲らが指定するものを行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲らは、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円満に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲らが傷病者の収容医療機関を指定しようとするとき、これに協力するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、これを無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲らの要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲らが負担するものとする。

- 1) 護班の編成及び派遣に要する経費
- 2) 救護班が携行した医療品を使用した場合の経費
- 3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかりまたは死亡した場合の扶助金
- 4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のためのもの

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、必要の都度、甲ら、乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、1ヵ年間とする。ただし、有効期間満了の1ヵ月前までに、甲ら、乙いずれからも意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から1ヵ年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定を証するため、本書6通を作成し、双方記名押印のうえ、甲ら各々1通、乙1通を保有する。

平成8年7月16日

甲ら	根室市長	大矢	快治
	別海町長	佐野	力三
	中標津町長	新出	實
	標津町長	小田桐	四郎
	羅臼町長	辻中	義一

乙	社団法人 根室市外三郡医師会
	会長 岡田 健二

協定4 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目

災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目

根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町（以下「甲ら」という。）と、社団法人根室市外三郡医師会（以下「乙」という。）の間に締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙が協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護活動後速やかに、各救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第1様式）「班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ甲らに報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し疾病にかかり、または死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により速やかに、甲らに報告するものとする。

（費用弁償の請求）

第3条 協定書第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が救護班ごとの費用を取りまとめ「費用弁償請求書」（第5号様式）により、甲らに請求するものとする。

2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により、甲らに請求するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第9条第1号に規定する額は、別表のとおりとする。

2 協定書第9条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等の実費とする。

3 協定書第9条第3号に規定する扶助費については、北海道災害応急措置教務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）に準ずるものとする。

4 協定書第9条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号及び第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払い）

第5条 甲らは、前2条の規定により請求を受けたいときは、関係書類を確認のうえ速やかに乙に対し支払うものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

第1号様式

医療救護活動報告書

班名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況			備考
			月 日 ()	取扱件数	件	
			時 分から	移送	件	
			時 分まで	死 体	件	
			月 日 ()	取扱件数	件	
			時 分から	移送	件	
			時 分まで	死 体	件	
			月 日 ()	取扱件数	件	
			時 分から	移送	件	
			時 分まで	死 体	件	
			月 日 ()	取扱件数	件	
			時 分から	移送	件	
			時 分まで	死 体	件	
			月 日 ()	取扱件数	件	
			時 分から	移送	件	
			時 分まで	死 体	件	

羅臼町地域防災計画【資料編】

第2号様式

医療救護班名簿

班名	職種	氏名	所属	住所	従事期間

第4号様式

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までに
おける災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故
(傷病・死亡) 者が発生したので報告します。

平成 年 月 日

様

印

別 紙

事故（傷病・死亡）者概要

氏 名				性 別	男・女	年 齡	歳
住 所							
職 種		勤務先		所属医療救護班名			
傷病名			程 度	重 症 ・ 中等度 ・ 軽 傷			
外来・入院（ 月 日）			診察（入院）医療機関名				
受傷（発病）日時	年 月 日		(午前・午後)		時	分	
受傷（発病）場所							
死 亡 原 因							
死 亡 日 時	年 月 日		(午前・午後)		時	分	
死 亡 場 所							
受傷（発病）・死亡時の状況							

第5号様式

費用弁償請求書

平成 年 月 日

様

住 所

氏 名

次の金額を請求します。

金 額 _____

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までににおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求書 別紙のとおり)

第6号様式

扶 助 金 支 給 申 請 書

平成 年 月 日

様

住 所
申請書
氏 名

災害時の医療救護活動に関する協定書第9条第3号の規定による
扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

氏 名		男・女	年 月 日生
住 所		TEL	
職 種		勤務先	救護班名
傷 病 名		受傷（発病）	平成 年 月 日
死 因		死亡	平成 年 月 日
障がい級 別		療養開始年月日	
休業日数	年 月 日 から 年 月 日 まで	休業期間中における 業務上の収入の有無	
扶助金支給基礎額		北海道災害応急措置業務従事者の保証 に関する条例第3条第2項 号該当	
扶助金支給申請額			
備 考			

羅臼町地域防災計画【資料編】

- 注1 扶助金支給基礎額算出の証明額（事業主または市町長証明書のあるもの）を添付すること。ただし、療養費扶助金申請の場合は不要。
- 注2 療養費扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書、または請求書を添付すること。
- 注3 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業所の証明書を添付すること。
- 注4 障がい扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障がい診断書を添付すること。
- 注5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 注6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 注7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

別 表

区 分	日 当	旅 費	時 間 外 勤 務 手 当
医 師	災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号） 別表第2に定める額		
看 護 師			
補 助 職 員	看護師の日当1 / 2（100円未満切捨）	一般職の道職員 の行政職給与表 による2級の職 務にある者の旅 費相当額	一般職の道職員の時 間外勤務手当支給 の例による額

協定5 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（釧路歯科医師会）

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科救護活動の万全を期すため、根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町（以下「甲ら」という。）と社団法人釧路歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲らの地域防災計画に基づき甲らが行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲らは、甲らの地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲らから要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害歯科医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により歯科医療救護活動を実施するため、災害歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲らが避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲らが指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲らは、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために、必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲らが傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲らの申請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、

甲らが負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は、死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を6通作成し、甲ら、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成14年3月18日

甲ら	根室市	
	根室市長	藤原 弘
	別海町	
	別海町長	佐野 力三
	中標津町	
	中標津町長	新出 實
	標津町	
	標津町長	小田切 四朗
	羅臼町	
	羅臼町長	辻中 義一
乙	社団法人釧路歯科医師会	
	会長	鈴木 喬雄

羅臼町地域防災計画【資料編】

別表

区分	日当	旅費	時間外勤務手当
歯科医師	災害救助法施行細則(昭和31年北海道規則第142号) 別表第2に定める額		
歯科技工士 歯科衛生士	災害救助法施行細則(昭和31年北海道規則第142号) 別表2に定める保健婦、助産婦及び看護婦の職務にある者の相当額		
補助職員	歯科技工士・歯科衛生士の日当の1/2 (100円未満切捨)	一般職の道職員の行政職給料表による2級の職務にある者の旅費相当額	一般職の道職員の時間外勤務手当支給の例による額

協定6 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書実施細目

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書実施細則

平成14年3月18日付けで締結した災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条に基づく細則は、次のとおりとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第1条 社団法人釧路歯科医師会（以下「乙」という。）が協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに、各救護班ごとの「歯科医療救護活動報告書」（第1号様式）、「班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町（以下「甲ら」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく歯科医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲らに報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第3条 協定書第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各救護班分を取りまとめ「費用弁償等請求書」（第5号様式）により、甲らに請求するものとする。

2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により甲らに請求するものとする。

（費用弁償等の額）

第4条 協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第9条第2号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）に準ずるものとする。

4 協定書第9条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号及び第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払）

第5条 甲らは、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

別表

区分	日当	旅費	時間外勤務手当
歯科医師	災害救助法施行細則(昭和31年北海道規則第142号) 別表第2に定める額		
歯科技工士 歯科衛生士	災害救助法施行細則(昭和31年北海道規則第142号) 別表2に定める保健婦、助産婦及び看護婦の職務にある者の相当額		
補助職員	歯科技工士・歯科衛生士の日当の1/2 (100円未満切捨)	一般職の道職員の行政職給料表による2級の職務にある者の旅費相当額	一般職の道職員の時間外勤務手当支給の例による額

羅臼町地域防災計画【資料編】

第1号様式

歯科医療救護活動報告書

班名	災害発生場所	歯科医療救護活動場所	活動状況	備考
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	

羅臼町地域防災計画【資料編】

第4号様式

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から同 年 月 日までにおける災害時の歯科医療

救護活動において、別紙のとおり事故 傷病 者が発生したので報告します。
死亡

平成 年 月 日

(あて先) 様

印

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙

傷 病
事 故 者 概 要
死 亡

氏 名		性 別	男 ・ 女	年 齡	歳
住 所					
職 種		勤務先		救護班名	
傷病名		程 度	重 症 ・ 中 等 症 ・ 軽 傷		
外来・入院(月	日)	医療機関名		
受傷(発病)日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷(発病)場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時					
死 亡 場 所	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷(発病)・ 死亡時の状況					

羅臼町地域防災計画【資料編】

第5号様式

費用弁償請求書

平成 年 月 日

(あて先)

様

住所

氏名

次の金額を請求します。

金額

円

ただし、平成 年 月 月から平成 年 月 日までにおける災害時の

歯科医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

羅臼町地域防災計画【資料編】

第6号様式

扶 助 金 支 給 申 請 書

平成 年 月 日

(あて先) 様

住 所

氏 名

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書第9条第3号の規程による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病又は死亡した者の状況	氏 名		性別	男・女	生年月日	
	住 所					
	職 種		勤務先		所属医療救護班名	
	傷病名			受傷(発病)年月日		
	死亡原因			死亡年月日		
障害級別		療養開始年月日			治癒年月日	
休業日数	年 月 日から 年 月 日まで		日間	休業期間中における業務上の収入の有無		
扶助金支給基礎額	北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例第3条第2項第()号該当					
扶助費支給申請額						
備 考						

- 注 1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類(事業主の証明又は市町村長の証明あるもの)を添付すること(療養扶助金申請の場合は不要)
- 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
- 3 休業扶助金申請の場合は、診断書(休業が必要と認められる期間の記載あるもの)及び事業主の証明書を添付すること。
- 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を附した障害診断書を添付すること。
- 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

協定7 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
(北海道、道内180市町村)

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道市町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある市町村をいう。以下同じ。）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(地域区分)

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

(道の役割)

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

(連絡担当部局)

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(応援の要請の区分)

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
 - (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
 - (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
 - (5) 応援場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項
- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。但し、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道

北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 上野 晃

北海道町村会

北海道町村会長 寺島 光一郎

羅臼町地域防災計画【資料編】

別表

地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町
檜山支庁	檜山支庁管内の町
後志支庁	後志支庁管内の市町村
空知支庁	空知支庁管内の市町
上川支庁	上川支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村
宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
網走支庁	網走支庁管内の市町村
胆振支庁	胆振支庁管内の市町
日高支庁	日高支庁管内の町
十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
根室支庁	根室支庁管内の市町

協定8 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(以下「協定」という。)第11条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1のとおりとする。

(応援の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、電話、電信等により行うものとし、後日速やかに応援を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、別表第2のとおりとする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援を受けた被災市町村(以下「要請市町村」という。)が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 応援職員の派遣応援を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資、当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、船艇、機械器具等借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修繕費
- (5) 施設の提供、借上料
- (6) 協定第2条第6号に規定する事項その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務により生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この実施細目は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された実施細則は、これを廃止する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道

北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 上野 晃

北海道町村会

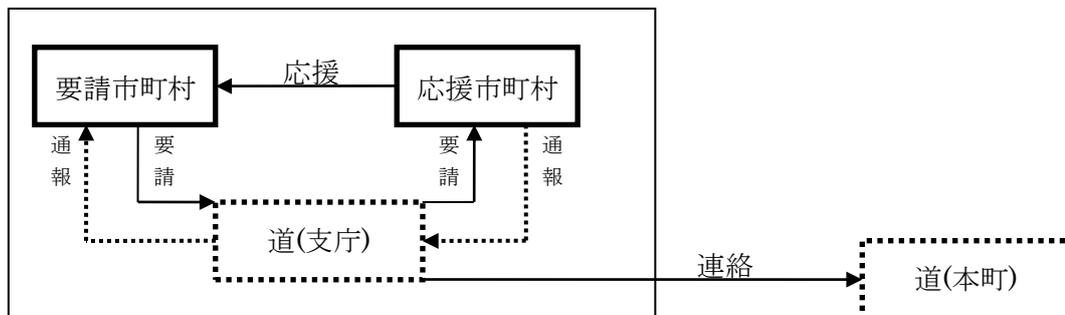
北海道町村会長 寺島 光一郎

別表第2

連絡系統図

第1要請（同一支庁の市町村への要請）

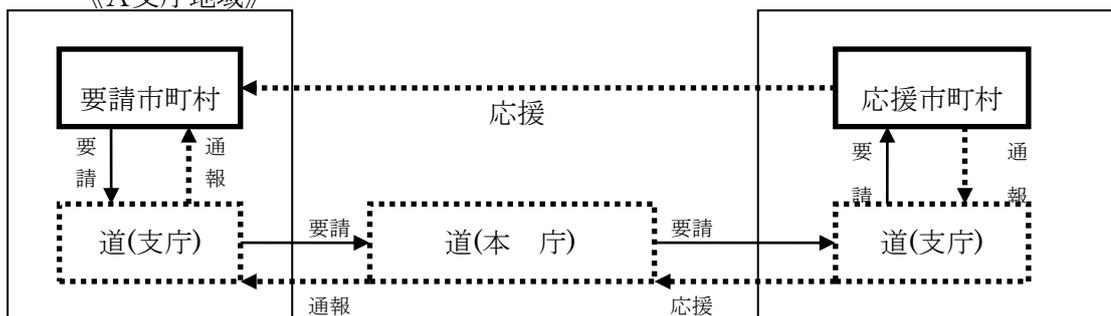
《A支庁地域》



(注)支庁との連絡がとれない場合又は支庁を経由するいとまない場合は、直接市町村間で応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に支庁にその旨連絡するものとする。

第2要請（他支庁の市町村への要請）

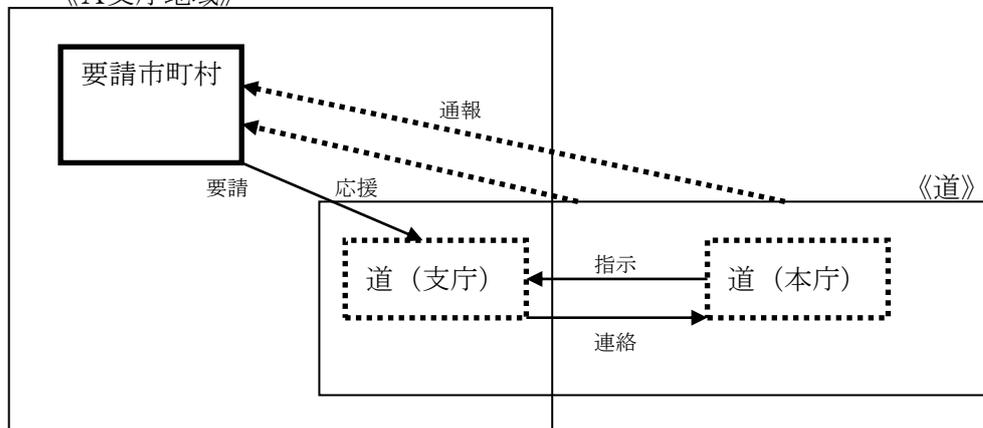
《A支庁地域》



(注)支庁との連絡がとれない場合又は支庁を経由するいとまがない場合は、直接市町村間又は本庁を経由して応援要請及び応援の可否に関する通報を行うものとする。なお、事後に、支庁にその旨連絡するものとする。

第3要請（道への要請）

《A支庁地域》



協定9 北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ(北海道開発局)

北海道地方における災害時の応援に関する申し合わせ

北海道開発局長(以下「甲」という。)と、羅臼町長(以下「乙」という。)は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

(目的)

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応(以下「応援」という。)を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この申し合わせにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申し合わせにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管轄する甲の機関である開発建設部をいう。

(応援の要請)

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

(応援の実施)

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
- (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断をした場合
- (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合

2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(応援の内容)

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備(資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等)
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

(費用負担)

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

(相互の情報交換)

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成22年5月28日から適用するものとする。

平成22年5月28日

甲 北海道開発局長

乙 羅臼町長

**協定10 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書
(北海道コカ・コーラボトリング株式会社)**

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- （1）災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。
- （2）甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

（情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

2. 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

2. 甲は、災害対応型自動販売機での情報提供及び商品提供を行うために乙より貸与された「認証キー」等を、善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、紛失した場合は甲が実費弁償するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(連絡先)

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

(甲の連絡先の表示)

名 称	電話番号
羅臼町役場 総務企画財政課（夜間・休日）	0153-87-2111

(乙の連絡先の表示)

名称	電話番号
中標津販売課（代表）	0153-72-2976
中標津販売課（衛星携帯）	090-6690-0863
本社総務部（夜間・休日／衛星携帯）	080-1017-0138

(守秘義務)

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2. 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年10月13日

甲 目梨郡羅臼町栄町100番地83
羅臼町

羅臼町長 脇 紀美夫

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 角 野 中 原

協定 1 1 災害等の発生時における羅臼町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定（北海道エルピーガス災害対策協議会）

災害等の発生時における網走市と北海道エルピーガス
災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

羅臼町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、羅臼町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- （1）被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- （2）被災場所における応急措置及び復旧工事
- （3）避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- （4）LPガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配
- （5）大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- （6）その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、

緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(災害対策本部会議等への参加)

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する羅臼町災害対策本部及び、羅臼町国民保護対策本部会議にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

(応急・復旧活動支援の実施)

第6条 乙は、甲の要請により応急復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正、な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第10条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年11月24日

甲 根室管内羅臼町栄町100番地83
羅臼町長
町長 脇 紀美夫

乙 根室市弥生町1丁目60番地
北海道エルピーガス災害対策協議会
現地本部長 中川 元之

協定 1 2 羅臼町公共・土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定書

羅臼町公共・土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と羅臼建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、応急活動の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1 条 この協定は、災害時において、羅臼町地域防災計画に基づき、羅臼町内において発生した災害・事故等における災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2 条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 協力実施体制の構築・共有
- （2） 資機材保有状況の報告
- （3） 施設の被害状況の把握に係る業務対応
- （4） 災害応急対策に係る業務対応
- （5） その他必要と認める業務対応

（報告等）

第3 条 甲及び乙は、第2 条第1 項第1 号に基づき、それぞれ災害時における協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。

その際、乙は、乙の会員についても整備するものとする。

なお、協力実施体制の整備にあたっては、乙の会員以外の協力も含むことができる。

2 乙は、第2 条第1 項第2 号に規定する会員の資機材の保有状況について把握し、甲に報告するものとする。（別紙様式1）

3 前記各項の報告等は、この協定締結以後直ちに、また、第9 条に基づき更新となった場合は、その年の4 月末までに行なうものとする。

ただし、情報連絡網及び協力体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(協力の要請)

第4条 甲は、羅臼町に災害は発生し、甲のみでは十分な応急活動の実施が出来ないときは、乙に対して応急活動の協力を要請することができるものとする。

(要請手続)

第5条 甲は要請（災害の状況、場所、活動内容、必要な人員、資機材等）を乙に対して文書又は電話等によって行うものとする。

(経費の負担)

第6条 この協定の基づく応急活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する価格については、災害発生前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(車両の表示)

第7条 甲は、必要に応じて災害対策基本法第76条に定める緊急輸送車両として必要な標章及び緊急通行車両確認証明書の交付手続を行うものとし、乙の緊急車両に備え付けるものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、必要な細部及びこの協定に定めのない事項については双方協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定期間が満了の前に甲乙双方からの文書による通知をしない限り、引き続きその効力を有する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成23年4月1日

甲 目梨郡羅臼町栄町100番地83
羅臼町長 脇 紀美夫

乙 目梨郡羅臼町船見町68番地
羅臼町建設業協会 会長 尾田 保

協定 13 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書(釧根地方石油業協同組合)

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

羅臼町(以下「甲」という。)と釧根地方石油業協同組合(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生のおそれがある場合並びに市町村等相互の応援措置を行う場合(以下「災害時等」という。)に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 災害時等において、甲は、乙(及び乙の組合員(以下「乙等」という。))に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類燃料の優先供給
- (3) 乙等が取り扱う物資(第1号及び第2号で規定する石油類燃料を除く。)の供給及び要員の動員等
- (4) 乙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客(外国人を含む。)等(以下「帰宅困難者等」という。)に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 乙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」(別記第1号様式)によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(支援の実施)

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(報告手続)

第3条 乙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」(別記第2号様式)を提出するものとする。

(経費の負担)

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用(以下「費用」という。)については、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲と乙等が協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払)

第5条 甲は、乙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙等は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、第1条の規定による業務に従事する乙等並びにその役員及び従業員について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例(昭和38年12月25日条例第56号)」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

(協力体制の構築)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 甲は、災害時に、乙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、道の「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、分離・分割発注の推進等について配慮するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有するものとする。

平成25年2月18日

甲 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 脇 紀美夫

乙 釧根地方石油業協同組合

理事長 四十物 祐吉

羅臼町地域防災計画【資料編】

(別記第1号様式)

月 日

年

石油類燃料の供給等要請書

釧根地方石油業協同組合 理事長 様

羅臼町長 脇 紀美夫

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定第1条第2項の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び供給を要請する事由	
供給を必要とする場所又は地域	
供給を必要とする品目及び数量	
供給を必要とする車両又は施設	
〔協定第1条第1項第4号から第6号までの救援〕	
その他参考となる事項	
連絡先	羅臼町 担当者 職氏名 _____ 電話番号 _____ ファクス _____ メールアドレス _____

羅臼町地域防災計画【資料編】

(別記第2号様式)

月 日

年

救 援 実 施 報 告 書

羅臼町長 脇 紀美夫 様

釧根地方石油業協同組合 理事長

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

救援を行った事業者	
石油類燃料の供給等 要請書の文書番号	
供給日時及び供給場所	
供給品目及び供給数量	
供給に係る費用の見込み	
協定第1条第1項第4号 から第6号までの救援	
そ の 他	
連 絡 先	釧根地方石油業協同組合 担当者 _____ 電話番号 _____ ファクス _____ メールアドレス _____

協定 14 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
(北海道エネルギー株式会社根室販売支店羅臼SS)

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と北海道エネルギー株式会社根室販売支店羅臼SS（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合並びに市町村等相互の応援措置を行う場合（以下「災害時等」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等において、甲は、乙に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- (1) 甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類燃料の優先供給
- (3) 乙が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- (4) 乙の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- (5) 乙の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- (6) 乙の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(報告手続)

第3条 乙は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」(別記第2号様式)を提出するものとする。

(経費の負担)

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙が供給した石油類燃料等の対価及び乙が行った運搬の費用(以下「費用」という。)については、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払)

第5条 甲は、乙からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、第1条の規定による業務に従事する乙並びにその役員及び従業員について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例(昭和38年12月25日条例第56号)」に定めるところにより、その損害を補償する。ただし、他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、同一の事故については、その給付若しくは補償の限度において損害補償の責を免れる。

(協力体制の構築)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 甲は、災害時に、乙が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、道の「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に沿って、分離・分割発注の推進等について配慮するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有するものとする。

平成25年 2月18日

甲 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 協 紀美夫

乙 北海道エネルギー株式会社羅臼SS

所長 尾 村 朋 美

羅臼町地域防災計画【資料編】

(別記第1号様式)

年 月 日

石油類燃料の供給等要請書

北海道エネルギー株式会社
根室販売支店羅臼SS 所長 様

羅臼町長 脇 紀美夫

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定第1条第2項の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び供給を要請する事由	
供給を必要とする場所又は地域	
供給を必要とする品目及び数量	
供給を必要とする車両又は施設	
(協定第1条第1項第4号から第6号までの救援)	
その他参考となる事項	
連絡先	羅臼町 担当者 職氏名 _____ 電話番号 _____ ファクス _____ メールアドレス _____

羅臼町地域防災計画【資料編】

(別記第2号様式)

年 月 日

救 援 実 施 報 告 書

羅臼町長 脇 紀美夫 様

北海道エネルギー株式会社
根室販売支店羅臼SS 所長

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

救援を行った事業者	
石油類燃料の供給等 要請書の文書番号	
供給日時及び供給場所	
供給品目及び供給数量	
供給に係る費用の見込み	
〔協定第1条第1項第4号〕 〔から第6号までの救援〕	
そ の 他	
連 絡 先	北海道エネルギー株式会社 根室販売支店羅臼SS 担当者 _____ 電話番号 _____ ファクス _____ メールアドレス _____

協定 15 津波時における建築物の一時使用に関する協定書(ホテル峰の湯)

津波時における建築物の一時使用に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）とホテル峰の湯（以下「乙」という。）は、津波発生時における住民の緊急避難に対応するため、建築物の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、羅臼町内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における一時避難施設として、乙の施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「本件施設」という。）を一時避難施設として甲に使用させるものとする。

なお、本件施設のうち使用可能な場所は、原則として廊下等の共用部分とするが、状況により客室等も開放する。

2 本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の係員の指示に従うものとする。

（施設変更等の通知）

第4条 乙は、増改築等により本件施設が使用できなくなる等変更が生じたときは、甲に通知する。

（一時使用の時期等）

第5条 本件施設の使用開始時期は、津波警報等が発表されたとき、津波襲来時で緊急避難が必要であるとき、又は津波警報あるいは注意報が発表されずとも、強い地震による揺れ、もしくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたことにより、津波襲来のおそれがあると甲が判断したときとする。

2 施設使用の終了時期は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 津波警報等が解除され、又は津波の恐れがなくなったとき
- (2) 甲の指示があったとき
- (3) 乙より退去の要請があったとき

3 住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、住民の退去を完了させる。

（要請）

第6条 前条第1項に基づき、住民を緊急に避難させる必要があるとき、甲は、乙に対し、住民の避難施設として一時使用を要請する。ただし、緊急の場合で、甲が要請する時間的余裕がないときは、住民からの要請があれば、乙の判断により本件施設を使用させる。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(費用負担)

第7条 この協定による本件施設の使用に係る料金は無料とする。ただし、使用期間が長期化した場合は、実費弁償を原則として甲乙が別途協議する。

(施設、備品の破損時等の対応)

第8条 本件施設が一時避難施設として使用された場合の本件施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、乙はその責任を負わない。

(その他の協力)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

2 甲は、観光客等の外来者に対し、標識等により一時避難施設としての周知に努めるものとし、乙はこれに協力する。

3 乙は、甲または甲の地域住民等が実施する防災訓練に協力するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事、又は協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年2月19日

甲 羅臼町栄町100番地83
羅臼町長 脇 紀美夫

乙 羅臼町湯の沢町7番地3
ホテル峰の湯
代表取締役 社長 大野 幹夫

協定 16 津波時における建築物の一時使用に関する協定書(らうす第一ホテル)

津波時における建築物の一時使用に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）とらうす第一ホテル（以下「乙」という。）は、津波発生時における住民の緊急避難に対応するため、建築物の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、羅臼町内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における一時避難施設として、乙の施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「本件施設」という。）を一時避難施設として甲に使用させるものとする。

なお、本件施設のうち使用可能な場所は、原則として廊下等の共用部分とするが、状況により客室等も開放する。

2 本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の係員の指示に従うものとする。

（施設変更等の通知）

第4条 乙は、増改築等により本件施設が使用できなくなる等変更が生じたときは、甲に通知する。

（一時使用の時期等）

第5条 本件施設の使用開始時期は、津波警報等が発表されたとき、津波襲来時で緊急避難が必要であるとき、又は津波警報あるいは注意報が発表されずとも、強い地震による揺れ、もしくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたことにより、津波襲来のおそれがあると甲が判断したときとする。

2 施設使用の終了時期は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 津波警報等が解除され、又は津波の恐れがなくなったとき
- (2) 甲の指示があったとき
- (3) 乙より退去の要請があったとき

3 住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、住民の退去を完了させる。

（要請）

第6条 前条第1項に基づき、住民を緊急に避難させる必要があるとき、甲は、乙に対し、住民の避難施設として一時使用を要請する。ただし、緊急の場合で、甲が要請する時間的余裕がないときは、住民からの要請があれば、乙の判断により本件施設を使用させる。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(費用負担)

第7条 この協定による本件施設の使用に係る料金は無料とする。ただし、使用期間が長期化した場合は、実費弁償を原則として甲乙が別途協議する。

(施設、備品の破損時等の対応)

第8条 本件施設が一時避難施設として使用された場合の本件施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、乙はその責任を負わない。

(その他の協力)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

2 甲は、観光客等の外来者に対し、標識等により一時避難施設としての周知に努めるものとし、乙はこれに協力する。

3 乙は、甲または甲の地域住民等が実施する防災訓練に協力するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事、又は協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年 2月19日

甲 羅臼町栄町100番地83
羅臼町長 脇 紀美夫

乙 羅臼町湯の沢町1番地
らうす第一ホテル
代表取締役 社長 中川 正裕

**協定 17 大規模停電時における一時避難場所としての使用に関する協定書
(ホテル峰の湯)**

大規模停電時における一時避難場所としての使用に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）とホテル峰の湯（以下「乙」という。）は、大規模停電時における一時的な避難場所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害その他事故等により羅臼町で大規模停電が発生した場合の一時的な避難措置として、乙の施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「本件施設」という。）を一時避難施設として甲に使用させるものとする。

なお、本件施設のうち使用可能な場所は、原則として廊下等の共用部分とするが、状況により客室等も開放する。

2 本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の係員の指示に従うものとする。

（施設変更等の通知）

第4条 乙は、増改築等により本件施設が使用できなくなる等変更が生じたときは、甲に通知する。

（一時使用の時期等）

第5条 本件施設の使用開始時期は、羅臼町で大規模停電が発生し、住家及びあらかじめ指定する避難所（以下「指定避難所」という。）では対応が困難なとき、町が住民に自主避難の呼びかけまたは避難勧告等を発令したときとする。

2 施設使用の終了時期は、次の各号の定めるところによる。

（1）指定避難所の電力が復旧し、使用可能となったとき。

（2）甲の指示があったとき

（3）乙より退去の要請があったとき

3 住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、住民の退去を完了させる。

（要請）

第6条 前条第1項に基づき、住民を緊急に避難させる必要があるとき、甲は、乙に対し、住民の避難施設として一時使用を要請する。

2 甲は、前項の要請を行おうとするときは、口頭で要請し、事後の文書で提出するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(費用負担)

第7条 この協定による本件施設の使用に係る料金は無料とする。ただし、使用期間が長期化した場合は、実費弁償を原則として甲乙が別途協議する。

(施設、備品の破損時等の対応)

第8条 本件施設が一時避難施設として使用された場合の本件施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、乙はその責任を負わない。

(連絡責任者)

第10条 第2条の規定する要請及び受諾に関する事項の連絡を円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 甲 羅臼町役場総務課総務課長
- (2) 乙 ホテル峰の湯代表取締役社長

(その他の協力)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲または甲の地域住民等が実施する防災訓練に協力するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事、又は協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年2月19日

甲 羅臼町栄町100番地83
羅臼町長 脇 紀美夫

乙 羅臼町湯の沢町7番地3
ホテル峰の湯
代表取締役 社長 大野 幹夫

**協定18 大規模停電時における一時避難場所としての使用に関する協定書
(らうす第一ホテル)**

大規模停電時における一時避難場所としての使用に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）とらうす第一ホテル（以下「乙」という。）は、大規模停電時における一時的な避難場所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、自然災害その他事故等により羅臼町で大規模停電が発生した場合の一時的な避難措置として、乙の施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「本件施設」という。）を一時避難施設として甲に使用させるものとする。

なお、本件施設のうち使用可能な場所は、原則として廊下等の共用部分とするが、状況により客室等も開放する。

2 本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の係員の指示に従うものとする。

（施設変更等の通知）

第4条 乙は、増改築等により本件施設が使用できなくなる等変更が生じたときは、甲に通知する。

（一時使用の時期等）

第5条 本件施設の使用開始時期は、羅臼町で大規模停電が発生し、住家及びあらかじめ指定する避難所（以下「指定避難所」という。）では対応が困難なとき、町が住民に自主避難の呼びかけまたは避難勧告等を発令したときとする。

2 施設使用の終了時期は、次の各号の定めるところによる。

(1) 指定避難所の電力が復旧し、使用可能となったとき。

(2) 甲の指示があったとき

(3) 乙より退去の要請があったとき

3 住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、住民の退去を完了させる。

（要請）

第6条 前条第1項に基づき、住民を緊急に避難させる必要があるとき、甲は、乙に対し、住民の避難施設として一時使用を要請する。

2 甲は、前項の要請を行おうとするときは、口頭で要請し、事後の文書で提出するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(費用負担)

第7条 この協定による本件施設の使用に係る料金は無料とする。ただし、使用期間が長期化した場合は、実費弁償を原則として甲乙が別途協議する。

(施設、備品の破損時等の対応)

第8条 本件施設が一時避難施設として使用された場合の本件施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 本件施設に地域住民が避難した際に発生した事故について、乙はその責任を負わない。

(連絡責任者)

第10条 第2条の規定する要請及び受諾に関する事項の連絡を円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 甲 羅臼町役場総務課総務課長
- (2) 乙 らうす第一ホテル代表取締役社長

(その他の協力)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲または甲の地域住民等が実施する防災訓練に協力するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事、又は協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年2月19日

甲 羅臼町栄町100番地83
羅臼町長 脇 紀美夫

乙 羅臼町湯の沢町1番地
らうす第一ホテル
代表取締役 社長 中川 正裕

協定 19 災害時の医療救護活動に関する協定書(社会医療法人孝仁会)

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、羅臼町（以下「甲」という。）と社会医療法人孝仁会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は羅臼町地域防災計画に基づき甲が実施する医療活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療班の要請）

第2条 甲は、災害時に医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療班の編成を要請するものとする。

2 乙は前項の規定により甲から要請を受けた場合は、乙は医療班を編成するよう努力することとする。

3 乙が医療班を編成したときは、班員名簿（第1号様式）を取りまとめ、甲に可能な限り報告するものとする。

（医療班の業務）

第3条 医療班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 医療機関への収容及び転送の要否、転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡及び死体の検案
- (4) その他医療活動に関する業務

（指揮命令等）

第4条 甲は、医療班に係る指揮命令及び活動の連絡調整を乙の指名する職員を通じて行う。

（医療材料品等）

第5条 医療班の活動に要する医療材料品等については、原則として乙が調達するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(医療費等)

第6条 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

2 前項につき特別の事情がある場合には、甲乙協議のうえ必要な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療班の編成に要する経費は甲が負担するものとする。

(費用弁償の請求)

第8条 第7条第1項に規定する費用については、乙が「費用弁償請求書」(様式第2号)により、甲に請求するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めていない事項について又は、この協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、平成25年2月20日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1ヶ月前までに甲・乙いずれか一方がなんらかの意思表示を行わないときは、期間終了の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本証2通を作成し甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月20日

甲 羅臼町長 脇 紀美夫

乙 社会医療法人孝仁会 知床らうす国民健康保険診療所

理事長 齋藤 孝次

協定 20 北海道総合行政情報ネットワークの管理運営に関する協定（北海道）

北海道総合行政情報ネットワークの管理運営に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲の設置する北海道総合行政情報ネットワークの設置、管理、運営及び経費負担について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 甲は、乙の所管する庁舎、施設内（以下「庁舎等」という。）に北海道総合行政情報ネットワークの通信設備（以下「通信設備」という。）を設置し、災害対策事務並びに行政事務に関する甲と乙との緊密な連携に資するものとする。

（施設の使用等）

第2条 乙は、通信設備の設置に要する庁舎等を甲に無償で使用させるものとする。

（通信設備の利用）

第3条 乙は、第1条の範囲内において、庁舎等に設置された通信設備を無償で使用することができる。

2 乙の地域を管轄する消防組織が乙の電話交換機に内線で接続されている場合、当該消防組織は無償で通信設備を経由した通話を行うことができる。

（通信設備の管理）

第4条 乙は、通信設備の端末装置等を利用者として適切に管理するとともに、コンピュータウィルスの持ち込み防止など、通信設備の障害回避に努めるものとする。

2 甲は、通信設備を確実かつ安全に運用するため、必要なセキュリティ対策を講ずるほか、定期的に通信設備の点検を行うものとする。

3 前項の点検等の作業に際して、乙は、作業に要する範囲において便宜を供するものとする。

（経費の負担）

第5条 通信設備の維持管理に要する経費の負担は、次のとおりとする。

（1）甲が負担する経費

ア 通信設備の維持管理に要する経費

イ 機器の故障復旧に要する経費

ウ 甲の都合により通信設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費

ただし、ア及びイに係る経費のうち、乙の責めによるものの経費は、乙の負担とする。

(2) 乙が負担する経費

- ア 通信設備に要する電気料金
- イ 乙の都合により通信設備の変更工事をする場合の当該工事に要する経費
- ウ 乙の庁舎と消防本部を接続する専用回線に係る回線使用料金
- エ 通信設備の使用に要する消耗品費
 - (ア) 用紙及びトナーカートリッジ
 - (イ) 可搬型発動発電機のエンジンオイル、燃料、バッテリー補充液及びプラグ
 - (ウ) 一斉司令用自動録音装置の録音テープ及び乾電池

(3) 前2号以外の経費については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(設置場所の変更等)

第6条 乙は、庁舎の移転、改築等により通信設備の設置場所を変更しようとする場合、あらかじめ甲に協議するものとする。

2 北海道総合行政情報ネットワークが提供する機能の利用を目的として、通信設備に乙が整備した通信設備を接続（拡張接続という。）しようとする場合は、あらかじめ甲に申請するものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、協定期間満了の1ヶ月前に甲又は乙から特段の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間、なおその効力があるものとし、以後、同様とする。

(協定に定めのない事項)

第8条 この協定に定めのない事項は、必要に応じ、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

附 則

この協定は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年4月1日

甲	北海道	
	北海道知事	高橋はるみ
乙	羅臼町	
	羅臼町長	脇 紀美夫

協定 2 1 根室管内 5 市町防災基本協定

根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町 根室管内 5 市町防災基本協定

根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町（以下「提携市町」という。）は、防災に関して次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、平常時及び災害時における防災に関して、提携市町が相互に協力することにより、災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被災者の救護を図り、もって提携市町民の福祉の増進に資することを目的とする。

（平常時における相互協力）

第 2 条 提携市町は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実に資するため、次の各号に掲げる事業について共同して実施し、若しくは相互に協力するものとする。

- （1）地域防災計画その他各提携市町が作成または取得した防災に関する資料及び情報の提供
- （2）各提携市町が実施する防災訓練への協力参加
- （3）各種通信手段による情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施
- （4）提携市町の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催
- （5）災害時における役場機能維持や医療体制など広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究
- （6）その他この協定の目的達成のため有効な事業

（防災計画等作成に係る広域的な協力）

第 3 条 提携市町においては、前条第 5 号の調査研究に基づき、市町の境界を越えた広域避難等を想定して各種計画等を作成することができるものとする。

（災害時における相互応援）

第 4 条 提携市町において災害が発生し、災害を受けた市町（以下、「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定」に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携市町に対して応援を要請することができるものとする。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 人的応援
 - ア 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
 - イ ボランティアのあっ旋
- (2) 資機材及び生活必需品等の提供
 - ア 救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっ旋
 - イ 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品などの物資及び資機材の提供又はあっ旋
 - ウ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっ旋
- (3) 代替事務所、避難所等の提供
 - ア 被害市町における災害対策本部機能の維持等を目的とした施設の提供
 - イ 被災者の避難のための敷地、施設等の提供
- (4) その他
 - ア 前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援要請手続)

第6条 被災市町が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目」別表第2第1要請の定めにより、原則として根室振興局を經由し応援を行う市町(以下、「応援市町」という。)に対して文書または口頭により要請するものとする。

なお、口頭による要請を行った場合には、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (3) 前条第2号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名および数量
- (4) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、具体的な応援内容
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 第5条第1号により、応援のため派遣された職員は、原則として被災市町の市長または町長の指揮下に活動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要する経費負担については、原則として「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」、「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定」に定めるところによる。

2 前項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町と応援市町とが協議して定めるものとする。

(応援の自主出動)

第9条 災害が発生し、被災市町との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合で、応援を行おうとする市町が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集に要する経費は、応援を行おうとする市町の負担とする。

(連絡担当部局)

第10条 提携市町は、この協定に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、提携市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書6通を作成し、各市町長及び立会人が署名の上、各1通を保有する。

羅臼町地域防災計画【資料編】

平成25年8月23日

根室市長

長谷川 俊輔

別海町長

水沼 猛

中標津町長

小林 実

標津町長

金澤 瑛

羅臼町長

脇 紀美夫

(立会人)

北海道根室振興局長

千葉 均

協定 2 2 災害発生時における羅臼町と羅臼町内郵便局の協力に関する協定（羅臼町内郵便局）

災害発生時における羅臼町と羅臼町内郵便局の協力に関する協定

北海道目梨郡羅臼町（以下「甲」という。）と羅臼町郵便局（以下「乙」という。）は、羅臼町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、羅臼町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- （2）地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者が同意の上で作成した避難者リスト等の情報の相互提供
- （3）郵便局ネットワークを活用した広報活動
- （4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- （5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供
- （6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- （7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- （8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規程により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 羅臼町 羅臼町長

乙 羅臼郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年3月31日

甲 住所 目梨郡羅臼町栄町100-83

羅臼町

代表 羅臼町長 脇 紀美夫

乙 住所 目梨郡羅臼町富士見町32

羅臼町内郵便局

代表 日本郵便株式会社 北海道支社長 佐藤 恭市

協定 23 災害発生時における要支援者等の福祉避難所の指定に関する協定書 (有限会社M&Y)

災害時における要支援者等の福祉避難所の指定に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、羅臼町（以下「甲」という。）が、有限会社M&Y（以下「乙」という。）に対し、乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、羅臼町内で大規模な災害が発生した場合において、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）が避難するためにその施設を使用することについて協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において、福祉避難所とは、傷病又は障がい等の事由により、その他の避難所での日常生活に支障をきたす、又はその恐れがあるため、避難所生活に合理的配慮を必要とする者及びその介護者を受け入れる避難所とする。

(施設使用の要請)

第2条 甲は、通常の避難所に避難した要支援者が二次的に避難するために開設される福祉避難所として次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。この場合、乙は、甲からの要請をできるかぎり受け入れるよう努めるものとする。

(該当施設)

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表1のとおりとする。

(要支援者の受け入れ)

第4条 第2条による甲の要請は、羅臼町災害対策本部条例（昭和38年3月1日条例第22号）第1条の規定による羅臼町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）からの福祉避難所開設要請によって行われるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受入体制を整え、準備が完了した時点で要請のあった災害対策本部に福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 要支援者の受入れについては、災害対策本部から当該施設に対して要請し、受入れの可否を回答する。

4 要支援者の移送については、原則、甲が行うものとする。ただし、受け入れる場合においては、乙は可能な範囲で自施設への移送についても協力するよう努めるものとする。

5 要支援者を介助する者は、当該要支援者とともに前条の施設に避難させることができるものとする。ただし、この場合通常の避難所の対象者として取り扱うものとする。

6 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(避難所の運営)

第5条 福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

- 2 甲は、乙に対し必要な情報を、迅速に提供するよう努める。
- 3 甲は、乙が要支援者を適切に介護できるよう、保健医療福祉関係の資格を有する者又はボランティア等の人材の確保に努めるものとする。
- 4 乙は、自施設の職員及び前項に規定する人員等により、要支援者の介護及び生活に必要な援助を行なうものとする。
- 5 福祉避難所における要支援者に対する必要な食品の給与及び被服、寝具及びその他生活物資等の給与又は貸与については、甲が、乙に対し、生活物資等を供給するものとする。
- 6 備蓄物資の保管及び日常生活用品、医療関係物資等の調達に関する取扱いについては別途協議する。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第2条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

- 2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員を配置するものとする。

(費用の負担等)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の開設にかかる経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、通常事業の実施に支障とならないよう、必要な物資や介護者等及び長期避難者の受入れ先を確保するよう努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(訓練への参加)

第10条 乙は、甲の企画する防災訓練への参加依頼があった場合には、協力するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(福祉避難所間の連携)

羅臼町地域防災計画【資料編】

第14条 大規模災害により、乙の施設の一部又は全部が損壊し、福祉避難所の開設のみならず施設運営そのものが困難な場合における入所者の安全の確保に関する福祉避難所間の連携については、別途協議する。

(雑則)

第15条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

別表1 (第3条関係)

施設名	所在地
グループホーム羅臼しおさい	目梨郡羅臼町湯ノ沢町14番5
小規模多機能の家しおかぜ	目梨郡羅臼町共栄町17番地1
ちゅうりっぷ保育園	目梨郡羅臼町栄町63番地11

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年10月27日

甲 羅臼町
羅臼町長 脇 紀 美 夫

乙 有限会社 M&Y
代表取締役 走 上 好 秋

**協定 2 4 災害発生時における要支援者等の福祉避難所の指定に関する協定書
(社会福祉法人 優秋会)**

災害時における要支援者等の福祉避難所の指定に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、羅臼町（以下「甲」という。）が、社会福祉法人優秋会（以下「乙」という。）に対し、乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、羅臼町内で大規模な災害が発生した場合において、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）が避難するためにその施設を使用することについて協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において、福祉避難所とは、傷病又は障がい等の事由により、その他の避難所での日常生活に支障をきたす、又はその恐れがあるため、避難所生活に合理的配慮を必要とする者及びその介護者を受け入れる避難所とする。

(施設使用の要請)

第2条 甲は、通常の避難所に避難した要支援者が二次的に避難するために開設される福祉避難所として次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。この場合、乙は、甲からの要請をできるかぎり受け入れるよう努めるものとする。

(該当施設)

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表1のとおりとする。

(要支援者の受け入れ)

第4条 第2条による甲の要請は、羅臼町災害対策本部条例（昭和38年3月1日条例第22号）第1条の規定による羅臼町災害対策本部（以下、「災害対策本部」という。）からの福祉避難所開設要請によって行われるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受入体制を整え、準備が完了した時点で要請のあった災害対策本部に福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 要支援者の受入れについては、災害対策本部から当該施設に対して要請し、受入れの可否を回答する。

4 要支援者の移送については、原則、甲が行うものとする。ただし、受け入れる場合においては、乙は可能な範囲で自施設への移送についても協力するよう努めるものとする。

5 要支援者を介助する者は、当該要支援者ととも前条の施設に避難させることができるものとする。ただし、この場合通常の避難所の対象者として取り扱うものとする。

6 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(避難所の運営)

第5条 福祉避難所の運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

- 2 甲は、乙に対し必要な情報を、迅速に提供するよう努める。
- 3 甲は、乙が要支援者を適切に介護できるよう、保健医療福祉関係の資格を有する者又はボランティア等の人材の確保に努めるものとする。
- 4 乙は、自施設の職員及び前項に規定する人員等により、要支援者の介護及び生活に必要な援助を行なうものとする。
- 5 福祉避難所における要支援者に対する必要な食品の給与及び被服、寝具及びその他生活物資等の給与又は貸与については、甲が、乙に対し、生活物資等を供給するものとする。
- 6 備蓄物資の保管及び日常生活用品、医療関係物資等の調達に関する取扱いについては別途協議する。

(福祉避難所の開設期間)

第6条 第2条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

- 2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な職員を配置するものとする。

(費用の負担等)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の開設にかかる経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第8条 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、通常事業の実施に支障とならないよう、必要な物資や介護者等及び長期避難者の受入れ先を確保するよう努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第9条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(訓練への参加)

第10条 乙は、甲の企画する防災訓練への参加依頼があった場合には、協力するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(福祉避難所間の連携)

羅臼町地域防災計画【資料編】

第14条 大規模災害により、乙の施設の一部又は全部が損壊し、福祉避難所の開設のみならず施設運営そのものが困難な場合における入所者の安全の確保に関する福祉避難所間の連携については、別途協議する。

(雑則)

第15条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

別表1 (第3条関係)

施設名	所在地
地域密着型小規模特別養護老人ホーム ふくろうの郷	目梨郡羅臼町栄町100番地60

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年10月27日

甲 羅臼町
羅臼町長 脇 紀 美 夫

乙 社会福祉法人 優秋会
理事長 走 上 好 秋

協定 25 緊急時における輸送業務に関する協定書（釧根地区トラック協会中標津支部）

緊急時における輸送業務に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と一般社団法人釧根地区トラック協会中標津支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の大規模災害時のとき又は災害のおそれがある場合（以下「緊急時」という。）における物資の輸送業務について、次のとおり協定を締結する。

（輸送の要請）

第1条 甲は、乙に対し、緊急時における物資の輸送業務を要請する場合は、緊急輸送業務要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、文書により要請できない場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し（以下「指定運送事業者」という。）甲の輸送業務に協力させるものとする。

（報告手続）

第3条 乙は、前条の規定により輸送業務を実施した場合は、甲に対して緊急輸送業務実施報告書（別記第2号様式）により報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、乙が第1条の要請に基づく輸送業務を行なったときは、その輸送業務に要した経費を負担するものとする。なお、輸送業務に要した経費は、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第11条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとする。

（費用の支払）

第5条 甲は、乙から請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（損害賠償及び紛争解決）

第6条 指定運送事業者は、物資の輸送業務中に甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、紛議が生じた場合は、早期解決のため誠実に対応するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(災害補償)

第7条 物資の輸送業務中の従事者の責に帰することができない理由により、該当従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときは、指定運送事業者が補償するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年11月12日

北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

甲

羅臼町長 脇 紀美夫

北海道野付郡別海町中春別東町30番地

乙 一般社団法人釧根地区トラック協会中標津支部

支部長

(別記第1号様式)

平成 年 月 日

緊急輸送業務要請書

(一社) 釧根地区トラック協会 中標津支部 様

羅臼町長

緊急時における輸送業務に関する協定第1条の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害時の状況及び応援を要請する事由	
応援を必要とする機関及び輸送区間	
輸送品目及び数量	
必要とする自動車の車種ごとの数及び人員	
物資の積み込み場所及び輸送先	
その他参考なる事項	
連絡先	羅臼町役場 担当者 職 氏名 _____ 電話番号 _____ F A X _____ メールアドレス _____

(別記第2号様式)

平成 年 月 日

緊急輸送業務実施報告書

羅臼町長

様

(一社) 釧根地区トラック協会 中標津支部長

緊急時における輸送業務に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

緊急輸送を行った事業者	
輸送に従事した車両の車種ごとの数及び車両番号並びに人員	
走行距離	
輸送期間及び輸送区間	
輸送品目及び数量	
物資の積み込み場所及び輸送先	
その他	
連絡先	トラック協会 担当者 職 _____ 氏名 中標津支部 電話番号 _____ F A X _____ メールアドレス _____

協定26 災害時協力協定書（北海道電気保安協会）

災害時協力協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、羅臼町内において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、羅臼町における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害、大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- （1）公共施設（甲が避難場所として指定した民間施設等を含む。）の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- （2）公共施設（甲が避難場所として指定した民間施設等を含む。）の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- （3）その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げ事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(実施報告)

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

(公務災害補償)

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成26年11月27日

甲 目梨郡羅臼町栄町100番地83
羅臼町
羅臼町長 脇 紀美夫

乙 札幌市西区発寒6条12丁目6番11号
財団法人 北海道電気保安協会
理事長 大 内 全

協定 27 災害時における協定書（社会医療法人孝仁会知床らうす国民健康保険診療所及び社会福祉法人優秋会）

災害時における協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と社会医療法人孝仁会知床らうす国民健康保険診療所（以下「乙」という。）と社会福祉法人優秋会（以下「丙」という。）とは、火災、風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時」）に応援措置を行う場合の必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等において、乙及び丙は、甲に対して、又は互いに次の各号について協力を要請することができるものとする。

- （1）乙の施設で災害が発生した場合は甲及び丙に、丙の施設で災害が発生した場合は甲及び乙に対して、避難誘導や入院患者（入所者）の避難等に伴う人的協力の要請ができる。
- （2）乙及び丙の施設で災害が発生した場合は、甲に対し避難場所の提供を要請できる。

（支援の実施）

第2条 前条の規定により、甲は乙又は丙から、乙は丙から、丙は乙から要請を受けたときは、やむを得ない事由がない限り可能な範囲において、支援を実施する。ただし、通信の途絶等により乙及び丙が甲に要請出来ないと判断した時、又は、乙が丙に及び丙が乙に要請出来ないと判断した時は要請を待たないで支援を実施する。

（報告手続）

第3条 甲、乙、丙が第1条の協力を行った場合は、協力先に救援実施報告書を提出するものとする。

（事故等）

第4条 甲、乙、丙が人的支援した場合、又は避難場所を提供した際に、やむを得ぬ事由が発生したときは、支援者（甲、乙、丙）は要請者（乙、丙）に対し、速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第5条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙、丙それぞれ協議して定めるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙、丙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとし、有効期間満了までに、甲、乙、丙から特段の意思表示がないときは1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名・押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年10月5日

甲 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83
羅臼町長 湊 屋 稔

乙 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83
社会医療法人孝仁会知床らうす国民健康保険診療所
所長 田 川 豊 秋

丙 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地60
社会福祉法人優秋会
理事長 走 上 好 秋

協定 28 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（DCMホームマック株式会社）

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）とDCMホームマック株式会社（以下「乙」という。）とは、羅臼町域内に地震、風水害その他の大規模災害等が発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急生活物資の供給及び応急活動の協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急生活物資の供給及び応急活動の協力等に関する必要事項を定め、甲と乙が相互に協力することにより、被災住民の安全を確保し、被害の軽減を図るとともに町民生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が羅臼町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して乙が保有する商品・原材料等の供給を要請することができる。

（応急生活物資供給の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障をきたさない範囲で、保有する商品・原材料等の供給について積極的に協力するよう努めるものとする。この場合において、乙が保有する物資で供給することができるときは、甲に対し物資を供給するものとする。

（物資の範囲）

第5条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 衣料、日用品等の物資
- (2) 食品、飲料物等の物資
- (3) その他甲が要請時に指定する物資

(要請の方法等)

第6条 第3条の要請は、DCMホームック株式会社総務・人事部総務課宛てに「災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書」(別紙第1号様式)をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、災害時に支障をきたさないよう、定期的に点検及び改善に努める。

(物資の輸送)

第7条 物資の輸送は、原則として救援物資集約場所までとし、乙又は乙の指定する者が行うものとするが、災害状況等により不可能な場合は甲の指定する者が行うこととする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第2号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 第4条、第7条の規定により乙が保有する商品・原材料等の供給及び運搬に係る経費については、甲が負担する。

(経費の請求)

第10条 前条に規定する経費は、乙が商品・原材料等の供給及び運搬を終了し、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書等により請求するものとする。

(経費の支払)

第11条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、羅臼町の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第12条 物資等の取引価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協議)

第13条 この協定の実施に関し、必要な細部手続及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を発し、有効期間は1年間とする。
ただし、期間満了の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、さらに1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年12月 8日

甲 目梨郡羅臼町栄町100番地83
羅臼町
羅臼町長 湊 屋 稔

乙 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目
DCMホームマック株式会社
代表取締役社長 石 黒 靖 規

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第1号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書

DCMホームマック株式会社 様

羅臼町長

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第6条の規定に基づき、次のとおり応急生活物資の供給を要請します。

記

納品希望年月 日	年 月 日 時		
納品場所		受取方法	
受取担当者	氏名 電話 FAX		
発注担当者	氏名 電話 FAX		

品名	規格	単位	数量	備考

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第2号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

連 絡 責 任 者 届

様

（羅臼町又はDCMホームマック株式会社）㊞

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第8条の規定に基づき、連絡責任者を次のとおり定めましたので通知します。

記

1. 平日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

2. 夜間・休日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

3. 勤務時間及び休日

勤務時間：

休 日：

協定29 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（株式会社ホームマックニコット）

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と株式会社ホームマックニコット（以下「乙」という。）とは、羅臼町域内に地震、風水害その他の大規模災害等が発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急生活物資の供給及び応急活動の協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急生活物資の供給及び応急活動の協力等に関する必要事項を定め、甲と乙が相互に協力することにより、被災住民の安全を確保し、被害の軽減を図るとともに町民生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が羅臼町災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して乙が保有する商品・原材料等の供給を要請することができる。

（応急生活物資供給の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障をきたさない範囲で、保有する商品・原材料等の供給について積極的に協力するよう努めるものとする。この場合において、乙が保有する物資で供給することができるときは、甲に対し物資を供給するものとする。

（物資の範囲）

第5条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 衣料、日用品等の物資
- (2) 食品、飲料物等の物資
- (3) その他甲が要請時に指定する物資

(要請の方法等)

- 第6条 第3条の要請は、株式会社ホームックニコット宛てに「災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書」(別紙第1号様式)をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、災害時に支障をきたさないよう、定期的に点検及び改善に努める。

(物資の輸送)

- 第7条 物資の輸送は、原則として救援物資集約場所までとし、乙又は乙の指定する者が行うものとするが、災害状況等により不可能な場合は甲の指定する者が行うこととする。

(連絡責任者の報告)

- 第8条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第2号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(経費の負担)

- 第9条 第4条、第7条の規定により乙が保有する商品・原材料等の供給及び運搬に係る経費については、甲が負担する。

(経費の請求)

- 第10条 前条に規定する経費は、乙が商品・原材料等の供給及び運搬を終了し、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書等により請求するものとする。

(経費の支払)

- 第11条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、羅臼町の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

- 第12条 物資等の取引価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(協議)

- 第13条 この協定の実施に関し、必要な細部手続及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を発し、有効期間は1年間とする。
ただし、期間満了の30日前までに、甲または乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、さらに1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年12月 8日

甲 目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町

羅臼町長 湊 屋 稔

乙 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1-40

株式会社 ホーマック ニコット

代表取締役社長 氏 家 智

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第1号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書

株式会社ホームックニコット 様

羅臼町長 湊 屋 稔

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第6条の規定に基づき、次のとおり応急生活物資の供給を要請します。

記

納品希望年月 日	年 月 日 時		
納品場所		受取方法	
受取担当者	氏名 電話 FAX		
発注担当者	氏名 電話 FAX		

品名	規格	単位	数量	備考

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第2号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

連 絡 責 任 者 届

様

（羅臼町又は株式会社ホームックニコット）[㊞]

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第8条の規定に基づき、連絡責任者を次のとおり定めましたので通知します。

記

1. 平日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

2. 夜間・休日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

3. 勤務時間及び休日

勤務時間：

休 日：

協定30 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（生活協同組合コープさっぽろ）

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープさっぽろ（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが交互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給等に関し必要な事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として避難所を開設、または在宅避難者が発生し、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）を設置後、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給及び配送について協力を要請することができる。

（物資の配送）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で保有する人員・車両等を用いて物資配送に努めるものとする。

（情報提供）

第5条 乙は、必要に応じ、配送先避難所における必要物資について、また被災状況や救助が必要とされる者の情報について聴取した場合には、甲に伝達するものとする。

（応急生活物資）

第6条 災害時に甲が乙に要請する物資は、原則として別表で定める品目から災害の状況等に応じて指定する。

2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の物資等の供給も行うものとする。

(要請手続等)

第7条 第3条の要請は、中標津センター長宛てに「災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書」(別紙第1号様式)をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第2号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 乙の物資の供給及び配送に係る経費については、甲が負担する。

(価格の決定)

第10条 前条に規定する経費は、物資の供給及び配送を終了した後、乙の作成した出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

(経費の請求)

第11条 前条に規定する経費は、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払)

第12条 甲は、乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の施行に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、

羅臼町地域防災計画【資料編】

有効期間の1箇月前までに、甲、乙双方いずれからも協定改定の意思表示がないときはさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本署2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年12月28日

甲 目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 湊屋 稔

乙 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号
生活協同組合コープさっぽろ

理事長 大見 英明

別表（第6条関係）

災害時応急生活物資

分 類		品 目 名
食 料 品	主食・副食	米、麺類（うどん、そば）、パン類（食パン、菓子パン、調理パン）、 弁当、おにぎり、惣菜、レトルト食品（ご飯、おかず類）、缶詰、 カップ麺、インスタント食品、粉ミルク、離乳食
	生鮮食品	肉、魚、野菜、果物類
	調味料類	砂糖、塩、醤油、味噌、化学調味料、食用油、バター、ジャム
飲 料 品	飲料水	ミネラルウォーター
	お茶類	緑茶、ウーロン茶、紅茶、コーヒー
	その他	牛乳、ジュース類
生 活 物 資	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、 タオル、石鹸、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、 マスク、生理用品、紙おむつ（大人用、子供用）、カイロ、 乾電池、懐中電灯、粘着テープ、軍手、ローソク、マッチ、ライター、 箸、スプーン、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラッ プ、 鍋、やかん、包丁、まな板、卓上コンロ、カセットボンベ、 洗剤、バケツ、ポリタンク、傘、雨具 等	

（１）災害時の応急生活物資は、上記の品目基準として、災害の規模などの状況に応じて供

給を要請する。

（２）品目は、上記の他に甲乙協議のうえで、必要なものをその都度指定することができる。

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第1号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書

生活協同組合コープさっぽろ 中標津センター長 様

羅臼町長 湊 屋 稔

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第7条の規定に基づき、次のとおり応急生活物資の供給を要請します。

記

納品希望年月日	年 月 日 時		
納品場所		受取方法	
受取担当者	氏名 電話 FAX		
発注担当者	氏名 電話 FAX		

品名	規格	単位	数量	備考

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第2号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

連 絡 責 任 者 届

様

（羅臼町又は生活協同組合コープさっぽろ）[㊞]

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第8条の規定に基づき、連絡責任者を次のとおり定めましたので通知します。

記

1. 平日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

2. 夜間・休日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

3. 勤務時間及び休日

勤務時間：

休 日：

協定 3 1 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（株式会社セコマ）

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

羅臼町（以下「甲」という。）と株式会社セコマ（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが交互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給等に関し必要な事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が避難所を開設、または在宅避難者が発生し、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）を設置後、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して商品の供給及び配送について協力を要請することができる。

（物資の配送）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で人員・車両等を用いて物資配送に努めるものとする。

（情報提供）

第5条 乙は、必要に応じ、配送先避難所における必要物資について、また被災状況や救助が必要とされる者の情報について聴取した場合には、甲に伝達するものとする。

（応急生活物資）

第6条 災害時に甲が乙に要請する物資は、原則として別表で定める品目から災害の状況等に応じて指定する。

2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の物資等の供給も行うものとする。

(要請手続等)

第7条 第3条の要請は、乙宛てに「災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書」(別紙第1号様式)をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第2号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 乙の物資の供給及び配送に係る経費については、甲が負担する。

(価格の決定)

第10条 前条に規定する経費は、物資の供給及び配送を終了した後、乙の作成した出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

(経費の請求)

第11条 第9条に規定する経費は、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払)

第12条 甲は、乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の施行に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の1箇月前までに、甲、乙双方いずれからも協定改定意思表示がないとき

羅臼町地域防災計画【資料編】

はさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年 2月 9日

甲 目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長

乙 札幌市中央区南9条西5丁目 パーク9・5ビル
株式会社セコマ
代表取締役社長

別表（第6条関係）

災害時応急生活物資

分類		品目名
食料品	主食・副食	米、麺類（うどん、そば）、パン類（食パン、菓子パン、調理パン）、 弁当、おにぎり、惣菜、レトルト食品（ご飯、おかず類）、缶詰、 カップ麺、インスタント食品、
	生鮮食品	肉、魚、野菜、果物類
	調味料類	砂糖、塩、醤油、味噌、化学調味料、食用油、バター、ジャム
飲料品	飲料水	ミネラルウォーター
	お茶類	緑茶、ウーロン茶、紅茶、コーヒー
	その他	牛乳、ジュース類
生活物資	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、 タオル、石鹸、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、 マスク、生理用品、紙おむつ（大人用、子供用）、カイロ、 乾電池、粘着テープ、軍手、ローソク、マッチ、ライター、カセットボンベ、 箸、スプーン、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラップ、 洗剤、傘、雨具 等	

（1）災害時の応急生活物資は、上記の品目基準として、災害の規模などの状況に応じて供給を要請する。

（2）品目は、上記の他に甲乙協議のうえで、必要なものをその都度指定することができる。

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第1号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書

株式会社セコマ 様

羅臼町長 湊 屋 稔

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第7条の規定に基づき、次のとおり応急生活物資の供給を要請します。

記

納品希望年月 日	年 月 日 時		
納品場所		受取方法	
受取担当者	氏名 電話 FAX		
発注担当者	氏名 電話 FAX		

品名	規格	単位	数量	備考

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第2号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

連 絡 責 任 者 届

様

（羅臼町又は株式会社セコマ）[㊞]

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書第8条の規定に基づき、連絡責任者を次のとおり定めましたので通知します。

記

1. 平日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

2. 夜間・休日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

3. 勤務時間及び休日

勤務時間：

休 日：

協定 3 2 災害時における海上輸送体制の確保に関する協定（知床羅臼遊漁釣り部会）

災害時における海上輸送体制の確保に関する協定

羅臼町（以下「甲」という。）と知床羅臼遊漁釣り部会（以下「乙」という。）は、地震、豪雨、豪雪その他の災害（以下「災害」という。）が発生した際に、町民生活の早期安定を図るため応急生活物資、資機材、災害対策要員（以下「物資等」という。）の海上輸送手段の確保に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第 1 条 甲が乙に対して行うこととなる協力要請は、次に掲げる場合とする。

(1) 羅臼町域において災害が発生し、海上輸送を行う必要が生じた場合

（要請方法）

第 2 条 甲は、災害時における海上輸送手段の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした協力要請書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって要請することができる。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 輸送を必要とする物資等の数量及び輸送開始日時
- (3) 輸送経路の概要
- (4) その他必要な事項

2 前項ただし書きの場合においては、事後に速やかに文書をもって要請するものとする。

（協力事項の発動）

第 3 条 この協定に定める災害時の協力事項の発動は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（要請に対する協力）

第 4 条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、組合の業務上の支障その他やむを得ない事由がある場合を除き、次の各号に掲げる事項の実現に努めるものとする。

- (1) 船舶の手配に関すること。
- (2) 港の確保に関すること。
- (3) 荷役の確保に関すること。
- (4) その他海上輸送手段の確保に必要な事項に関すること。

（輸送の安全）

第5条 乙は、その組織、施設及び機能を最大限に活用し、海上輸送の安全確保を図り、町民生活の早期安定に寄与するものとする。

(物資等の受渡し場所)

第6条 甲乙は、物資等の受渡し場所について必要の都度協議するものとする。

(経費の負担)

第7条 輸送に要する経費の負担は、災害発生直前における燃料の適正料金を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(災害補償)

第8条 第1条による協力要請に基づき、輸送に従事した者が、従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）が適用されない場合は、次に掲げる場合を除き、要件を満たした場合は、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年2月13日条例第1号）の定めるところによりその損害を補償する。

- (1) 輸送に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙若しくは輸送に従事した者が契約する損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者によるものであって、当該第三者から損害賠償請求を受けることができる場合。

(支援体制の整備)

第9条 甲乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡担当部局)

第10条 甲乙は、第2条の規定による協力要請を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を次のとおり定めておくものとする。

甲の連絡窓口 羅臼町役場 総務課 総務課長

乙の連絡窓口 知床羅臼遊漁釣り部会 会長

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙が協議の上定めるものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(協定期間と更新)

第12条 この協定は、締結の日から適用し、翌年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様に取り扱うものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ1通を保存するものとする。

平成29年3月1日

甲 目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 湊 屋 稔

乙 目梨郡羅臼町船見町
知床羅臼遊漁釣り部会

会 長 千 綾 和 喜

協定 3 3 災害時における海上輸送体制の確保に関する協定（知床羅臼観光船協議会）

災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と知床羅臼観光船協議会（以下「乙」という。）は、羅臼町内に地震、風水害その他の大規模災害、又は武力攻撃事態における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に必要なら、船舶による住民等の避難又は人員及び物資等の輸送等（以下「緊急・救援輸送等」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（事前協議）

第1条 甲は、乙に緊急・救援輸送等の協力を求めることが想定される場合には、協力の可否及び、必要とする緊急・救援輸送等が、船舶への優先乗船、臨時便の運航又は傭船のいずれの輸送の形態（以下「輸送の形態」という。）によることが適切であるか等を、事前に乙と協議するものとする。

（要請等）

第2条 甲は、乙に対し、住民等の避難のための輸送を要請する際は、次に掲げる事項を明示して、「住民等避難協力要請書」（別記第1号様式）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び輸送を要請する事由
- (2) 輸送の期間及び区間
- (3) 輸送人員及び物資の数量
- (4) 希望する輸送の形態
- (5) その他参考となる事項

2 甲は、乙に対し、人員及び物資の輸送を要請する際は、次に掲げる事項を明示して、「人員及び物資等輸送協力要請書」（別記第2号様式）により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する事由
- (2) 輸送の期間及び区間
- (3) 輸送人員及び物資の数量
- (4) 希望する輸送の形態
- (5) その他参考となる事項

(緊急・救援輸送等の報告手続)

第3条 運航事業者は、緊急・救援輸送等を行った場合には、速やかに乙を経由して、甲に対し、次に掲げる事項を「緊急・救援輸送実施報告書」(別記第3号様式)により乙と運航事業者連名で報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 輸送に従事した船舶名及び輸送の形態
- (2) 輸送の期間及び区間
- (3) 輸送人員及び物資の数量
- (4) その他

(経費の負担等)

第4条 甲の要請に基づく輸送に係る経費(燃料費、人件費)は、甲が負担するものとし、災害発生直前における適正料金を基準として、甲、乙が協議して決定するものとする。

(費用の支払)

第5条 運航事業者は、甲に提出した第3条の報告書により、甲の確認を受けた後、乙を通じ経費を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙及び運航事業者は、甲の要請に基づく輸送を行っている船舶の運航に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(災害補償)

第7条 第2条による要請等に基づき、輸送に従事した者が従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)が適用されない場合は、次に掲げる場合を除き、要件を満たした場合は、市町村消防団員等公務災害補償条例(昭和32年2月13日条例第1号)の定めるところによりその損害を補償する。

- (1) 輸送に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙若しくは輸送に従事した者が契約する損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者によるものであって、当該第三者から損害賠償請求を受けることができる場合。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(状況報告)

第8条 甲、乙及び運航事業者は、緊急・救援輸送の実施に際して、適宜、相互に状況報告を行うこととする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは更新されるものとし、以降同様とする。

(協定の解除、改定)

第11条 この協定は、甲又は乙のいずれか一方の申し出があったときは、甲乙協議して、協定の解除若しくは一部を改定することができるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名の上、各1通を保有するものとする。

平成29年 3月 1日

甲 目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 湊 屋 稔

乙 目梨郡羅臼町本町27番地1

知床羅臼観光船協議会

会 長 長 谷 川 正 人

羅臼町地域防災計画【資料編】

(別記第1号様式)

平成 年 月 日

住 民 等 避 難 協 力 要 請 書

知床羅臼観光船協議会

会長

様

羅臼町長

災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び応援を要請する事由	
輸送の期間及び区間	
輸送人員及び物資の数量	
希望する輸送の形態	
その他参考となる事項	
連絡先	羅臼町役場 担当者 _____ 電話番号 _____ ファクス _____ メールアドレス _____

羅臼町地域防災計画【資料編】

(別記第2号様式)

平成 年 月 日

人 員 及 び 物 資 等 輸 送 協 力 要 請 書

知床羅臼観光船協議会

会長

様

羅臼町長

災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書第2条第2項の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び応援を要請する事由	
輸送の期間及び区間	
輸送人員及び物資の数量	
希望する輸送の形態	
その他参考となる事項	
連 絡 先	羅臼町役場 担当者 _____ 電話番号 _____ ファクス _____ メールアドレス _____

羅臼町地域防災計画【資料編】

(別記第3号様式)

平成 年 月 日

緊急・救援輸送実施報告書

羅臼町長 様

知床羅臼観光船協議会
会長

(運航事業者名)

(代表者名)

災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

輸送に要した船舶名 及び輸送の形態	
輸送の期間及び区間	
輸送人員及び物資の 数量	
その他参考となる事項	
連絡先	知床羅臼観光船協議会 担当者 _____ 電話番号 _____ ファクス _____ メールアドレス _____ (運航事業者名) 担当者 _____ 電話番号 _____ ファクス _____

協定34 災害時における海上輸送体制の確保に関する協定（羅臼漁業協同組合）

災害時における海上輸送体制の確保に関する協定

羅臼町（以下「甲」という。）と羅臼漁業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、豪雨、豪雪その他の災害（以下「災害」という。）が発生した際に、町民生活の早期安定を図るため応急生活物資、資機材、災害対策要員（以下「物資等」という。）の海上輸送手段の確保に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲が乙に対して行うこととなる協力要請は、次に掲げる場合とする。

- （1）羅臼町域において災害が発生し、海上輸送を行う必要が生じた場合

（要請方法）

第2条 甲は、災害時における海上輸送手段の確保を図る必要があると認めたときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした協力要請書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって要請することができる。

- （1）災害の状況及び協力を要請する事由
- （2）輸送を必要とする物資等の数量及び輸送開始日時
- （3）輸送経路の概要
- （4）その他必要な事項

2 前項ただし書きの場合においては、事後に速やかに文書をもって要請するものとする。

（協力事項の発動）

第3条 この協定に定める災害時の協力事項の発動は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（要請に対する協力）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、組合の業務上の支障その他やむを得ない事由がある場合を除き、次の各号に掲げる事項の実現に努めるものとする。

- （1）船舶の手配に関すること。
- （2）港の確保に関すること。
- （3）荷役の確保に関すること。
- （4）その他海上輸送手段の確保に必要な事項に関すること。

（輸送の安全）

第5条 乙は、その組織、施設及び機能を最大限に活用し、海上輸送の安全確保を図り、町

民生活の早期安定に寄与するものとする。

(物資等の受渡し場所)

第6条 甲乙は、物資等の受渡し場所について必要の都度協議するものとする。

(経費の負担)

第7条 輸送に要する経費の負担は、災害発生直前における燃料の適正料金を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(災害補償)

第8条 第1条による協力要請に基づき、輸送に従事した者が、従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）が適用されない場合は、次に掲げる場合を除き、要件を満たした場合は、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年2月13日条例第1号）の定めるところによりその損害を補償する。

- (1) 輸送に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙若しくは輸送に従事した者が契約する損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者によるものであって、当該第三者から損害賠償請求を受けることができる場合。

(支援体制の整備)

第9条 甲乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡担当部局)

第10条 甲乙は、第2条の規定による協力要請を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を次のとおり定めておくものとする。

甲の連絡窓口 羅臼町役場 総務課 総務課長

乙の連絡窓口 羅臼漁業協同組合 指導部 指導部長

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙が協議の上定めるものとする。

(協定期間と更新)

羅臼町地域防災計画【資料編】

第12条 この協定は、締結の日から適用し、翌年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様に取り扱うものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ1通を保存するものとする。

平成29年 3月 1日

甲 目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 湊 屋 稔

乙 目梨郡羅臼町船見町2番地13

羅臼漁業協同組合

代表理事組合長 田 中 勝 博

協定 3 5 災害時における生活物資の調達等に関する協定（羅臼町商工会）

災害時における生活物資の調達等に関する協定

羅臼町（以下「甲」という。）、羅臼町商工会（以下「乙」という）は、災害発生時における生活物資の調達に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害（以下「災害」という。）が発生し、一時的に生活物資の流通に支障が生じた場合に、羅臼町内で必要とされる生活物資を円滑に調達し、町民生活の安定に寄与することを目的とする。

（供給の要請）

第2条 甲は、羅臼町内において災害が発生し、又はその恐れがあり、生活物資の流通に支障が生じてその調達の必要があると認めるときは、乙に対して必要な情報を提供するとともに、乙の会員の所有する生活物資の供給を要請することができる。

2 前項に定める要請は、別紙「緊急物資調達要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、書面による速やかな要請が困難と判断させる場合等は口頭で要請し、後刻、要請書を提出するものとする。

（要請に基づく生活物資の確保）

第3条 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、それぞれ速やかに加盟会員と連携し、必要な生活物資の供給に努めるものとする。

2 この場合、乙は、それぞれの会員に対し、必要な情報の提供と必要な指導を行うものとする。

（生活物資）

第4条 甲が乙に要請する災害時の生活物資は、被災状況に応じて、依頼するものとする。

（費用）

第5条 前条の規定により、乙の会員が供給した生活物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に要する費用は、要請を受けた直近の平常時における適正な価格を基準として、甲、乙協議の上定めるものとする。

（生活物資の引渡し）

第6条 甲は、乙に搬入場所を指定し、生活物資を引取るものとする。この場合において、甲は乙に対し必要に応じて引渡し後の生活物資の運搬について協力を求めることができる。

2 この場合、乙は、それぞれの会員に必要な情報を提供し、指示するものとする。

(代金の請求及び支払)

第7条 乙は、それぞれの第4条の規定により定めた価格に基づき、引渡した生活物資の代金の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に代金を乙にそれぞれ支払うものとする。ただし、支払期日については、甲、乙協議の上、変更することができる。

(広域的支援体制の整備)

第8条 乙は、乙相互並びに乙以外の商工会議所及び商工会等との連携を推進する等して、災害発生時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第9条 甲は、災害時において、町民に対し生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対し、迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から災害時の生活物資等についての調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡窓口)

第10条 甲と乙は、この協定を実施するための連絡窓口を次のとおり定めるものとする。

甲の連絡窓口 羅臼町役場総務課長

乙の連絡窓口 羅臼町商工会事務局長

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は内容の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙誠意をもって協議し、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有す

羅臼町地域防災計画【資料編】

るものとする。

平成29年 3月 1日

甲 目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 湊 屋 稔

乙 目梨郡羅臼町船見町46番地1

羅臼町商工会

会長 小 川 雅 勝

羅臼町地域防災計画【資料編】

(別紙)

緊急物資調達要請書

年 月 日

様

羅臼町長

「災害時における生活物資の調達等に関する協定」に基づき、下記のとおり物資の調達を要請します。

記

1 緊急に物資調達の必要が生じた理由

2 調達を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数 量	備 考

3 連絡先

協定36 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（株式会社ツルハ）

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と株式会社ツルハ（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが交互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給等に関し必要な事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 本協定に定める災害時の協力事項は、原則として避難所を開設、または在宅避難者が発生し、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）を設置後、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給及び配送について協力を要請することができる。

（物資の配送）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で保有する人員・車両等を用いて物資配送に努めるものとする。

（情報提供）

第5条 乙は、必要に応じ、配送先避難所における必要物資について、また被災状況や救助が必要とされる者の情報について聴取した場合には、甲に伝達するものとする。

（応急生活物資）

第6条 災害時に甲が乙に要請する物資は、原則として別表で定める品目から災害の状況等に応じて指定する。

2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の物資等の供給も

行うものとする。

(要請手続等)

第7条 第3条の要請は、乙宛てに「災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書」(別紙第1号様式)をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第2号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 乙の物資の供給及び配送に係る経費については、甲が負担する。

(価格の決定)

第10条 前条に規定する経費は、物資の供給及び配送を終了した後、乙の作成した出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

(経費の請求)

第11条 第9条に規定する経費は、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払)

第12条 甲は、乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(協 議)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の施行に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有

羅臼町地域防災計画【資料編】

効期間の1箇月前までに、甲、乙双方いずれからも協定改定の意思表示がないときはさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年 3月17日

甲 目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 湊 屋 稔

乙 札幌市東区北24条東20丁目1番21号
株式会社ツルハ

代表取締役社長 鶴 羽 順

別表（第6条関係）

災害時応急生活物資

分 類		品 目 名
食 料 品	主食・副食	米類、麺類、パン類、インスタント食品、レトルト食品、シリアル類、栄養機能食品、缶詰、ベビーフード、離乳食、粉ミルク、菓子類
	調味料類	砂糖、塩、醤油、味噌、化学調味料、食用油、バター、ジャム
飲 料 品	飲料水	ミネラルウォーター
	お茶類	緑茶、ウーロン茶、紅茶、コーヒー
	その他	牛乳、ジュース類、ゼリー飲料
医 薬 品 等	風邪薬、解熱剤、鎮痛剤、胃腸薬、下痢止め、整腸剤、便秘薬、キズ薬、消毒薬、皮膚薬、鼻炎用薬、絆創膏、目薬、うがい薬、ドリンク剤	
生 活 物 資	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ（大人用、子供用）、生理用品、タオル、衣料品、石鹸、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、応急用品、マタニティ用品、授乳用品、おしりふき、メガネ・コンタクト用品、虫よけ・殺虫剤、温熱用品、ライター、マッチ、乾電池、洗剤、箸、スプーン、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラップ、鍋、やかん、包丁、まな板、カセットボンベ、バケツ、ウォータータンク、雨具、ペット用品 等	

(1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目基準として、災害の規模などの状況に応じて供

給を要請する。

(2) 品目は、上記の他に甲乙協議のうえで、必要なものをその都度指定することができる。

協定 37 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（株式会社ヤマモトファーマシー）

災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と株式会社ヤマモトファーマシー（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙とが交互に協力して住民生活の早期安定を図るため、物資の供給等に関し必要な事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 本協定に定める災害時の協力事項は、原則として避難所を開設、または在宅避難者が発生し、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）を設置後、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 災害時において甲が物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給及び配送について協力を要請することができる。

（物資の配送）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲で保有する人員・車両等を用いて物資配送に努めるものとする。

（情報提供）

第5条 乙は、必要に応じ、配送先避難所における必要物資について、また被災状況や救助が必要とされる者の情報について聴取した場合には、甲に伝達するものとする。

（応急生活物資）

第6条 災害時に甲が乙に要請する物資は、原則として別表で定める品目から災害の状況等に応じて指定する。

2 前項の規定にかかわらず、乙は甲の要請があった場合は、その他の物資等の供給も行うものとする。

(要請手続等)

第7条 第3条の要請は、乙宛てに「災害時における応急生活物資の供給等に関する協力要請書」(別紙第1号様式)をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第2号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 乙の物資の供給及び配送に係る経費については、甲が負担する。

(価格の決定)

第10条 前条に規定する経費は、物資の供給及び配送を終了した後、乙の作成した出荷確認書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上で決定するものとする。

(経費の請求)

第11条 第9条に規定する経費は、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払)

第12条 甲は、乙から経費の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(協 議)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の施行に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期限)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有

羅臼町地域防災計画【資料編】

効期間の1箇月前までに、甲、乙双方いずれからも協定改定の意思表示がないときはさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年 3月17日

甲 目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 湊 屋 稔

乙 根室市梅ヶ枝町3丁目19番地
株式会社ヤマモトファーマシー

代表取締役社長 山 本 修 司

別表（第6条関係）

災害時応急生活物資

分 類		品 目 名
食 料 品	主食・副食	米類、麺類、パン類、インスタント食品、レトルト食品、シリアル類、栄養機能食品、缶詰、ベビーフード、離乳食、粉ミルク、菓子類
	調味料類	砂糖、塩、醤油、味噌、化学調味料、食用油、バター、ジャム
飲 料 品	飲料水	ミネラルウォーター
	お茶類	緑茶、ウーロン茶、紅茶、コーヒー
	その他	牛乳、ジュース類、ゼリー飲料
医 薬 品 等	風邪薬、解熱剤、鎮痛剤、胃腸薬、下痢止め、整腸剤、便秘薬、キズ薬、消毒薬、皮膚薬、鼻炎用薬、絆創膏、目薬、うがい薬、ドリンク剤	
生 活 物 資	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ（大人用、子供用）、生理用品、タオル、衣料品、石鹸、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、応急用品、マタニティ用品、授乳用品、おしりふき、メガネ・コンタクト用品、虫よけ・殺虫剤、温熱用品、ライター、マッチ、乾電池、洗剤、箸、スプーン、使い捨てコップ・皿、ゴミ袋、ポリ袋、アルミホイル、ラップ、鍋、やかん、包丁、まな板、カセットボンベ、バケツ、ウォータータンク、雨具、ペット用品 等	

(1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目基準として、災害の規模などの状況に応じて供

給を要請する。

(2) 品目は、上記の他に甲乙協議のうえで、必要なものをその都度指定することができる。

協定38 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書（日立建機日本株式会社）

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と日立建機日本株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、羅臼町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙がレンタル機材を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「レンタル機材」とは、仮設トイレ、発電機等の乙が所有するレンタル機材一式をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時にレンタル機材の供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、中標津営業所長宛てに「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協力要請書」（別紙第1号様式）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（レンタル機材の供給方法）

第5条 甲は、必要がある場合は、乙に対し、供給できるレンタル機材の数量を照会することができる。

2 甲及び乙は、レンタル機材の供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第2号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(レンタル機材の納入方法)

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へレンタル機材を納入するものとする。

2 甲は、乙がレンタル機材の運搬を行うときは、レンタル機材の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、レンタル機材の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係るレンタル機材を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(レンタル機材の対価等)

第7条 レンタル機材の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする

2 レンタル機材の対価は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、レンタル機材の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(被災による制限)

第8条 乙は、地震、風水害その他の災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて、レンタル機材の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

平成29年 4月17日

甲 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 湊 屋 稔

乙 北海道標津郡中標津町東33条南2丁目1-1

日立建機日本株式会社 中標津営業所

所長 大 西 圭 一

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第1号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協力要請書

日立建機日本株式会社 様

羅臼町長 湊 屋 稔

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおりレンタル機材の供給を要請します。

記

納品希望年月 日	年 月 日 時		
納品場所		受取方法	
受取担当者	氏名 電話 FAX		
発注担当者	氏名 電話 FAX		

品名	規格	単位	数量	備考

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第2号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

連 絡 責 任 者 届

様

（羅臼町又は日立建機日本株式会社）㊞

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書第5条の規定に基づき、連絡責任者を次のとおり定めましたので通知します。

記

1. 平日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

2. 夜間・休日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

3. 勤務時間及び休日

勤務時間：

休 日：

協定39 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書（株式会社共成レントム）

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と株式会社共成レントム（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、羅臼町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙がレンタル機材を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「レンタル機材」とは、仮設トイレ、発電機等の乙が所有するレンタル機材一式をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時にレンタル機材の供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、中標津営業所長代理宛てに「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協力要請書」（別紙第1号様式）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（レンタル機材の供給方法）

第5条 甲は、必要がある場合は、乙に対し、供給できるレンタル機材の数量を照会することができる。

2 甲及び乙は、レンタル機材の供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第2号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(レンタル機材の納入方法)

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へレンタル機材を納入するものとする。

2 甲は、乙がレンタル機材の運搬を行うときは、レンタル機材の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、レンタル機材の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係るレンタル機材を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(レンタル機材の対価等)

第7条 レンタル機材の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする

2 レンタル機材の対価は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、レンタル機材の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(被災による制限)

第8条 乙は、地震、風水害その他の災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて、レンタル機材の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

平成29年 4月17日

甲 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 湊 屋 稔

乙 北海道標津郡中標津町東29条南1丁目4

株式会社共成レンテム 中標津営業所

所長 片 平 伸 佳

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第1号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協力要請書

株式会社共成レンテム 様

羅臼町長 湊 屋 稔

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおりレンタル機材の供給を要請します。

記

納品希望年月 日	年 月 日 時		
納品場所		受取方法	
受取担当者	氏名 電話 FAX		
発注担当者	氏名 電話 FAX		

品名	規格	単位	数量	備考

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第2号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

連 絡 責 任 者 届

様

（羅臼町又は株式会社共成レンタム）㊞

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書第5条の規定に基づき、連絡責任者を次のとおり定めましたので通知します。

記

1. 平日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

2. 夜間・休日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

3. 勤務時間及び休日

勤務時間：

休 日：

協定４０ 災害時における海上輸送体制の確保に関する協定（小針土建株式会社）

災害時における海上輸送体制の確保に関する協定

羅臼町（以下「甲」という。）と小針土建株式会社（以下「乙」という。）は、地震、豪雨、豪雪その他の災害（以下「災害」という。）が発生した際に、町民生活の早期安定を図るため応急生活物資、資機材、災害対策要員（以下「物資等」という。）の海上輸送手段の確保に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第１条 甲が乙に対して行うこととなる協力要請は、次に掲げる場合とする。

- （１）羅臼町域において災害が発生し、海上輸送を行う必要が生じた場合

（要請方法）

第２条 甲は、災害時における海上輸送手段の確保を図る必要があると認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした協力要請書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって要請することができる。

- （１）災害の状況及び協力を要請する事由
- （２）輸送を必要とする物資等の数量及び輸送開始日時
- （３）輸送経路の概要
- （４）その他必要な事項

２ 前項ただし書きの場合においては、事後に速やかに文書をもって要請するものとする。

（協力事項の発動）

第３条 この協定に定める災害時の協力事項の発動は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（要請に対する協力）

第４条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務上の支障その他やむを得ない事由がある場合を除き、可能な限り次の各号に掲げる事項の実現に努めるものとする。

- （１）船舶の手配に関すること。
- （２）港の確保に関すること。
- （３）荷役の確保に関すること。
- （４）その他海上輸送手段の確保に必要な事項に関すること。

（輸送の安全）

第5条 乙は、その組織、施設及び機能を最大限に活用し、海上輸送の安全確保を図り、町民生活の早期安定に寄与するものとする。

(物資等の受渡し場所)

第6条 甲乙は、物資等の受渡し場所について必要の都度協議するものとする。

(経費の負担)

第7条 輸送に要する経費の負担は、災害発生直前における燃料の適正料金を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(災害補償)

第8条 第1条による協力要請に基づき、輸送に従事した者が、従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）が適用されない場合は、次に掲げる場合を除き、要件を満たした場合は、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年2月13日条例第1号）の定めるところによりその損害を補償する。

- (1) 輸送に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙若しくは輸送に従事した者が契約する損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者によるものであって、当該第三者から損害賠償請求を受けることができる場合。

(支援体制の整備)

第9条 甲乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡担当部局)

第10条 甲乙は、第2条の規定による協力要請を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡担当部局を次のとおり定めておくものとする。

甲の連絡窓口 羅臼町役場 総務課 総務課長

乙の連絡窓口 小針土建株式会社 土木本部 海洋部長

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙が協議の上定めるものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

(協定期間と更新)

第12条 この協定は、締結の日から適用し、翌年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様に取り扱うものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ1通を保存するものとする。

平成29年 4月27日

甲 目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 湊 屋 稔

乙 標津郡中標津町緑町南2丁目1番地1
小針土建株式会社

代表取締役社長 小 針 武 志

協定 4 1 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書（株式会社カナモト）

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と株式会社カナモト（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材の供給に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、羅臼町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙がレンタル機材を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「レンタル機材」とは、仮設トイレ、発電機等の乙が所有するレンタル機材一式をいう。

（要請）

第3条 甲は、災害時にレンタル機材の供給を受けようとするときは、その旨を乙に要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、中標津営業所営業宛てに「災害時におけるレンタル機材の供給に関する協力要請書」（別紙第1号様式）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請のあった事項について速やかに適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（レンタル機材の供給方法）

第5条 甲は、必要がある場合は、乙に対し、供給できるレンタル機材の数量を照会することができる。

2 甲及び乙は、レンタル機材の供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第2号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(レンタル機材の納入方法)

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へレンタル機材を納入するものとする。

2 甲は、乙がレンタル機材の運搬を行うときは、レンタル機材の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、レンタル機材の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係るレンタル機材を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

(レンタル機材の対価等)

第7条 レンタル機材の対価及び前条の規定により乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする

2 レンタル機材の対価は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、レンタル機材の納入を受けた後、乙からの請求書を受理した場合には、速やかに代金を乙に支払うものとする。

(被災による制限)

第8条 乙は、地震、風水害その他の災害により自らが被災した場合は、甲乙協議の上、被害の程度に応じて、レンタル機材の供給の全部又は一部を行わないことができるものとする。

(協議事項)

第9条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

羅臼町地域防災計画【資料編】

平成29年 5月12日

甲 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 湊 屋 稔

乙 北海道標津郡中標津町東31条南2丁目1番地

株式会社カナモト 中標津営業所

所長 小 野 達 也

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第1号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協力要請書

株式会社カナモト 様

羅臼町長 湊 屋 稔

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおりレンタル機材の供給を要請します。

記

納品希望年月 日	年 月 日 時		
納品場所		受取方法	
受取担当者	氏名 電話 FAX		
発注担当者	氏名 電話 FAX		

品名	規格	単位	数量	備考

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第2号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

連 絡 責 任 者 届

様

（羅臼町又は株式会社カナモト）㊞

災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書第5条の規定に基づき、連絡責任者を次のとおり定めましたので通知します。

記

1. 平日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

2. 夜間・休日の連絡先

担 当 者	
電 話	
F A X	

3. 勤務時間及び休日

勤務時間：

休 日：

**協定 4 2 災害時における物資供給等防災に関する協力協定（王子コンテナ株式会社
釧路工場）**

災害時等における物資供給等防災に関する協力協定

（目的）

第 1 条 羅臼町（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社釧路工場（以下「乙」という。）は、羅臼町内において、地震、津波その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護の為の措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）に定める緊急処理事態が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する物資供給を実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図る為この協定を締結する。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時において災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置した場合等、乙の協力が必要であると認められる時は、乙に対し協力を要請する事ができる。

（協力実施）

第 3 条 乙は前項の規定により、甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

（物資の品目等及び数量）

第 4 条 甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、被害の状況に応じて最終決定とするが、事前に協議の上、供給数量を定めるものとする。

（1）災害緊急時用段ボールベッド、段ボールシート、段ボール製パーテーション、段ボールケース等の段ボール製品

（2）その他乙が取扱う製品

（注）ガムテープは、可能な限り甲が準備することとする。

（要請の手続き）

第 5 条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資等の供給等要請書」（別紙第 1 号様式）及び「災害時における主な物資の要請書兼、請書」（別紙

第2号様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

- 2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

- 2 乙は協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(物資の輸送)

第7条 物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(物資の受領)

第8条 甲は、供給された物資の品目及び個数を確認の上、受け取るものとする。

(物資の供給報告)

第9条 乙は、物資の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第10条 乙が供給した物資の対価については、甲が負担するものとし、甲の要請に基づいて乙が行った輸送等の費用についても、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害等発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第11条 乙は物資の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲に費用を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があった時は、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第 12 条 甲及び乙は、災害緊急時用段ボールベッド等の供給に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」(別紙第 3 号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名の上、各自その 1 通を保有する。

平成 29 年 5 月 25 日

甲 北海道目梨郡羅臼町栄町 1 0 0 番地 8 3

羅臼町長 湊 屋 稔 (印)

乙 北海道釧路市大楽毛 3 - 2 - 5

王子コンテナ株式会社

釧路工場長 坂 口 忠 司 (印)

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第1号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

王子コンテナ株式会社釧路工場

工場長 坂口 忠司 様

災害時における物資等の供給等要請書

羅臼町長 湊 屋 稔

「災害時等における物資供給等防災に関する協力協定」についての第5条の規定に基づき、次のとおり物資の供給等を要請します。

要 請 理 由	
要 請 品 目 及び数量等	別表のとおり
納 入 場 所	住所 名称 担当者 _____ 電話 _____
連 絡 先	羅臼町総務課 電話 0153-87-2111 F A X 0153-87-2916
口頭、電話等 による要請の日時	平成 年 月 日 時 分
備 考	

別紙第2号様式（第5条関係）

災害時における主な物資の要請書兼、請書

甲 使用欄

品名 (主な品目)	数量 (要請書に添付する場合のみ記載)	備考
・災害緊急時用 段ボールベッド	セット	
・段ボール製 パーテーション	セット	
・段ボール製 更衣室	セット	
・その他 段ボール製品		

乙 使用欄

災害緊急時用段ボールベッド	要請数量	1セット	数量	納期
内箱	セット分	×9		
Z仕切	セット分	×9		
天板	セット分	×3		

段ボール製パーテーション	要請数量	1セット	数量	納期
天板	セット分	×5		
支柱	セット分	×4		

段ボール製パーテーション	要請数量	1セット	数量	納期
天板	セット分	×2		
支柱	セット分	×4		

その他段ボール製品	要請数量	規格	数量	納期

以上を、協定に基づき、供給させていただきます。
王子コンテナ株式会社釧路工場

別紙第3号様式（第12条関係）

連 絡 責 任 者 届

様

（羅臼町又は王子コンテナ株式会社）[㊞]

災害時等における物資供給等防災に関する協力協定書第5条の規定に基づき、連絡責任者を次のとおり定めましたので通知します。

記

1. 平日の連絡先

	所 在	担当部署	担当者	電話・FAX番号
第1順位				TEL FAX
第2順位				TEL FAX
第3順位				TEL FAX

2. 夜間・休日の連絡先

	所 在	担当部署	担当者	電話・FAX番号
第1順位				TEL FAX
第2順位				TEL FAX
第3順位				TEL FAX

3. 勤務時間及び休日

勤務時間：

休 日：

協定 4 3 災害時における飲料・食糧の調達に関する協定（大塚製薬株式会社）

災害時における飲料・食糧の調達に関する協定

目梨郡羅臼町（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資の調達・運搬に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が交互に協力して住民生活の早期安定を図るため、飲料・食糧の調達等に関し必要な事項について定めるものとする。

（物資調達の要請）

第2条 本協定に定める災害時の協力事項は原則として避難所を開設、または在宅避難者が発生し、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部含む。）を設置後、乙に対し物資の調達を要請できるものとし、乙は可能な範囲内で甲の要請に応えるよう努める。

（調達物資の範囲）

第3条 前条に基づき乙が甲に供給する物資は、要求時点で乙が調達・製造が可能な飲料・食糧とする。

（要請の方法）

第4条 甲は、第1条に基づく要請を行う場合は、「物資調達要請文書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるよう努めるとともに、実施の可否および措置の状況を「提供可能物資および数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。なお、災害の影響により要請事項の実施が困難な場合は、甲乙別途協議のうえ代替の措置内容を定めることができる。

- 2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、出荷確認表等により実績報告を行うものとする。

(物資の運搬、引き渡し)

第6条 物資の引き渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引き渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による配達が困難な場合は、甲又は甲の指定するものが行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、当該場所への物資運搬を乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

(費用)

第7条 第2条の調達物資の対価は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する額は、引き渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認表等に基づき、甲乙協議の上災害発生直前の市場販売価格を基礎として算定する。
- 3 乙が行った運搬に関する費用は甲の負担とする。

(費用の支払い)

第8条 乙が調達した物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

(担当者等の報告)

第9条 甲と乙は、本協定に基づく相互協力のため、連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(守秘義務)

第11条 甲、乙およびその職員等は、本協定の締結および実施により知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示、漏洩してはならない。

- 2 本条の規定は、本協定が理由の如何を問わず終了した後もその効力を有するものとする。

(協議)

羅臼町地域防災計画【資料編】

第12条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(解除)

第14条 本協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成29年6月30日

甲 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 湊屋稔

乙 札幌市中央区大通西6丁目1番地
大塚製薬株式会社

札幌支店長 高谷浩司

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

物資調達要請文書

会社名
代表者
担当部署

様

羅臼町長

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時における飲料・食糧の調達に関する協定（平成29年6月30日締結。以下「協定という。」）に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第5条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期間	要 請 品 目	要請数量	搬入希望場所
月 日から 月 日まで			

※要請数量は、1日あたり数量とする。

連絡先

羅臼町 課

担当者

電 話 () -

F A X () -

電子メール

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第2号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

提供可能物資および数量・措置の状況報告書

羅 臼 町 長 様

会 社 名
担 当 部 署

災害時における飲料・食糧の調達に関する協定（平成29年6月30日締結。以下「協定」という。）第5条及び第9条に基づき、当社の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

災 害 直 後		災害発生3日以降	
品 名	調達可能数量	品 名	調達可能数量

※ 協定第5条による報告では、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能量の概数を記入する

2. 物資の搬入場所・方法（いずれかに○をつける）

（1）搬入場所

- ア 羅臼町が指定する引き渡し場所まで当社が搬入する
- イ 当社指定の場所で羅臼町に引き渡し
- ウ その他

（2）搬入方法

- ア 陸 路
- イ 海 路
- ウ その他

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第3号様式（第9条関係）

平成 年 月 日

連 絡 責 任 者 届

様

（羅臼町又は大塚製薬株式会社）[㊞]

災害時における飲料・食糧の調達に関する協定書第9条の規定に基づき、連絡責任者を次のとおり定めましたので通知します。

記

1. 平日の連絡先

	所 在	担当部署	担当者	電話・FAX番号
第1順位				TEL FAX
第2順位				TEL FAX
第3順位				TEL FAX

2. 夜間・休日の連絡先

	所 在	担当部署	担当者	電話・FAX番号
第1順位				TEL FAX
第2順位				TEL FAX
第3順位				TEL FAX

3. 勤務時間及び休日

勤務時間：

休 日：

協定44 災害時における物資輸送等に関する協定書（ヤマト運輸株式会社）

災害時における物資輸送等に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲が乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所への物資の配送
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章・緊急通行車両確認証明書及び災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行
- (2) 乙の車両への燃料の優先供給
- (3) 罹災状況に係る情報の提供

（協力要請の手続き）

第3条 前条の規定による協力の要請は、物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する「物資輸送等協力要請書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。

る。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに「物資輸送等協力要請書」（別紙第1号様式）を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車は、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、「物資輸送等実績報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

- 2 前項の費用については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、前条の規定に基づき甲が負担する費用について、請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を協定締結後速

やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとする。

る。

- 2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に「連絡責任者届」（別紙第3号様式）を報告するものとする。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年 7月20日

甲 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

羅臼町長 湊 屋 稔

乙 北海道河西郡芽室町東芽室基線18-101
ヤマト運輸株式会社

道東主管支店 主管支店長 中川 幹夫

別紙第1号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

物 資 輸 送 等 協 力 要 請 書

ヤマト運輸株式会社 道東主管支店
支 店 長 様

羅臼町長

災害時における物資輸送等に関する協定書第3条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び応援を要請する事由	
運営補助等を希望する物資拠点施設	
輸送の期間及び区間	
輸送物資の品名・数量	
その他参考となる事項	
連 絡 先	羅臼町役場 担当者 _____ 電話番号 _____ ファクス _____ メールアドレス _____

別紙第2号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

物資輸送等実施報告書

羅臼町長

様

ヤマト運輸株式会社 道東主管支店
支店長

災害時における物資輸送等に関する協定書第5条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

運営補助等を行った 物資拠点施設	
輸送の期間及び区間	
輸送物資の品名・数量	
その他参考となる事項	
連絡先	ヤマト運輸株式会社 道東主管支店 担当者 _____ 電話番号 _____ ファクス _____ メールアドレス _____

羅臼町地域防災計画【資料編】

別紙第3号様式（第8条関係）

平成 年 月 日

連 絡 責 任 者 届

様

（羅臼町又はヤマト運輸株式会社）㊞

災害時における物資輸送等に関する協定書第8条第1項の規定に基づき、連絡責任者を次のとおり定めましたので通知します。

記

1. 平日の連絡先

	所 在	担当部署	担当者	電話・FAX番号
第1順位				電話番号 携帯電話番号 FAX メールアドレス
第2順位				電話番号 携帯電話番号 FAX メールアドレス
第3順位				電話番号 携帯電話番号 FAX メールアドレス

2. 夜間・休日の連絡先

	所 在	担当部署	担当者	電話・FAX番号
第1順位				電話番号 携帯電話番号 FAX メールアドレス
第2順位				電話番号 携帯電話番号 FAX メールアドレス
第3順位				電話番号 携帯電話番号 FAX メールアドレス

協定 4 5 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

羅臼町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したとき又は災害対策本部運営訓練（以下、「防災訓練」という。）実施時の、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、町民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、羅臼町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、羅臼町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出する

ものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したとき又は防災訓練実施時は、災害応急対策、災害復旧・復興及び防災訓練にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中又は防災訓練実施時、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体

制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年9月27日

甲) 北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83
羅臼町

町長 湊屋 稔

乙) 北海道札幌市中央区大通西12丁目
株式会社ゼンリン 第一事業本部北海道エリア統括部
統括部長 中村 英二

羅 白 町 地 域 防 災 計 画【 資 料 編 】

沿 革 平 成 2 7 年 2 月 羅 白 町 地 域 防 災 計 画【 資 料 編 】 作 成
 平 成 3 1 年 1 月 一 部 改 正

羅 白 町 地 域 防 災 計 画【 資 料 編 】

平 成 3 1 年 1 月 発 行

発 行 人 羅 白 町 防 災 会 議
事 務 局 羅 白 町 総 務 課